

はつらつプラン 21

太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

太 田 市

はじめに

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、一人ひとりの状況に応じながら、1日も長く自立した生活を続けられる支援に向けて高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました。

今期計画3年間（令和6（2024）年から令和8（2026）年まで）の中間年である令和7（2025）年は、団塊の世代全員が75歳以上となる年を迎えることになり、国においては、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年には、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することを見込んでいます。

比較的高齢化率が低い本市も、令和22（2040）年には高齢化率が30%を超えることが見込まれ、複雑化・複合化するニーズへの対応や認知症高齢者の家族を含めた家族介護支援の充実など、包括的な支援体制を構築する地域包括ケアシステムの更なる「深化・推進」への期待は、より一層高まっていく反面で、介護人材の確保などが大きな課題となっています。

こうした現状を見据えた上で、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、地域ぐるみで支え合い、高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すためには、市民・ボランティア・医療・介護関係者等、あらゆる地域の主体が、地域づくりに一体的に取り組むことが重要となり、市民一人ひとりの健康への「気づき」と「理解」が重要な役割を果たすものと考えます。本市としましても、介護予防事業、ボランティア等による生活支援体制整備事業、健康づくりや生きがいの場づくりなど、高齢者の健康寿命の延伸のために努めてまいりたいと思っております。

これからも、この計画のキャッチフレーズである「めざそうよ、健康長寿の生き生き おおた」の実現を目指した施策を総合的かつ計画的に、市民の皆様とともに推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力をいただきました、本計画策定委員会委員の皆様、関係機関及び市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

太田市長

清水聖義



目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の性格.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）.....	3
第5節 計画の策定体制.....	4
第2章 高齢者をめぐる現状と課題.....	6
第1節 高齢者の現状.....	6
第2節 アンケート調査結果から見た現状.....	13
第3節 高齢者をめぐる課題.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
第1節 基本理念.....	34
第2節 基本方針.....	34
第3節 基本目標.....	35
第4節 高齢者人口等の将来推計及び第9期の目標.....	36
第5節 施策体系.....	42

第2部 各論

第1章 基本目標1 一人ひとりの健康づくりの推進.....	45
基本施策1 介護予防の充実.....	45
基本施策2 健康づくりの推進.....	48
基本施策3 疾病の早期発見と予防.....	50
第2章 基本目標2 高齢者の能力発揮への支援.....	54
基本施策1 生きがい・社会参加と交流.....	54
第3章 基本目標3 一人ひとりの生活の質の向上.....	62
基本施策1 認知症施策の推進.....	62
基本施策2 地域包括支援センターの機能強化.....	65
基本施策3 相談・情報提供の充実.....	66
基本施策4 生活支援サービスの充実.....	67
基本施策5 安心・安全な暮らしの確保.....	74
基本施策6 権利擁護の推進.....	78

基本施策7	医療・介護のネットワークづくり	80
基本施策8	高齢者の住まいの安定的な確保	81
基本施策9	家族介護者への支援	83
基本施策10	介護人材の育成・確保	84
第4章	基本目標4 介護サービスの拡充	85
基本施策1	介護サービスの量の見込み	85
基本施策2	介護保険サービスの事業費及び介護保険料	101
基本施策3	制度の円滑な運営	108
基本施策4	要介護状態となることの予防及び重度化防止	110
第5章	計画の推進	111
第1節	計画の進行管理体制	111
第2節	関係機関との連携	111
第3節	進捗管理の方法	111

資料編

1	太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	113
2	太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定経過	114
3	太田市介護保険条例（抜粋）	115
4	太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置に関する要綱	117
5	用語解説	119

第**1**部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

内閣府より発表された「令和4年度版高齢社会白書」によると、令和3年10月1日現在の日本の総人口は1億2,550万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,621万人、高齢化率は28.9%となっています。日本の65歳以上の高齢者数は増加を続けており、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、生産年齢人口(15歳~64歳人口)の減少が加速する中でピークを迎えると予測されています。

太田市(以下、「本市」)においては、令和5年3月末現在、高齢者は58,558人、高齢化率は26.4%と約4人に1人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、高齢夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯の増加、生産年齢人口(15~64歳)の減少が見込まれており、高齢者人口の増加に伴う医療・介護・年金等の社会保障費の増加が懸念されることから、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

また、介護の需要がさらに増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されます。

本市では、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組み、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

こうした中、令和3年3月に策定した「太田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6(2024)年度を初年度とする「太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)」を策定するものです。

第2節 計画の性格

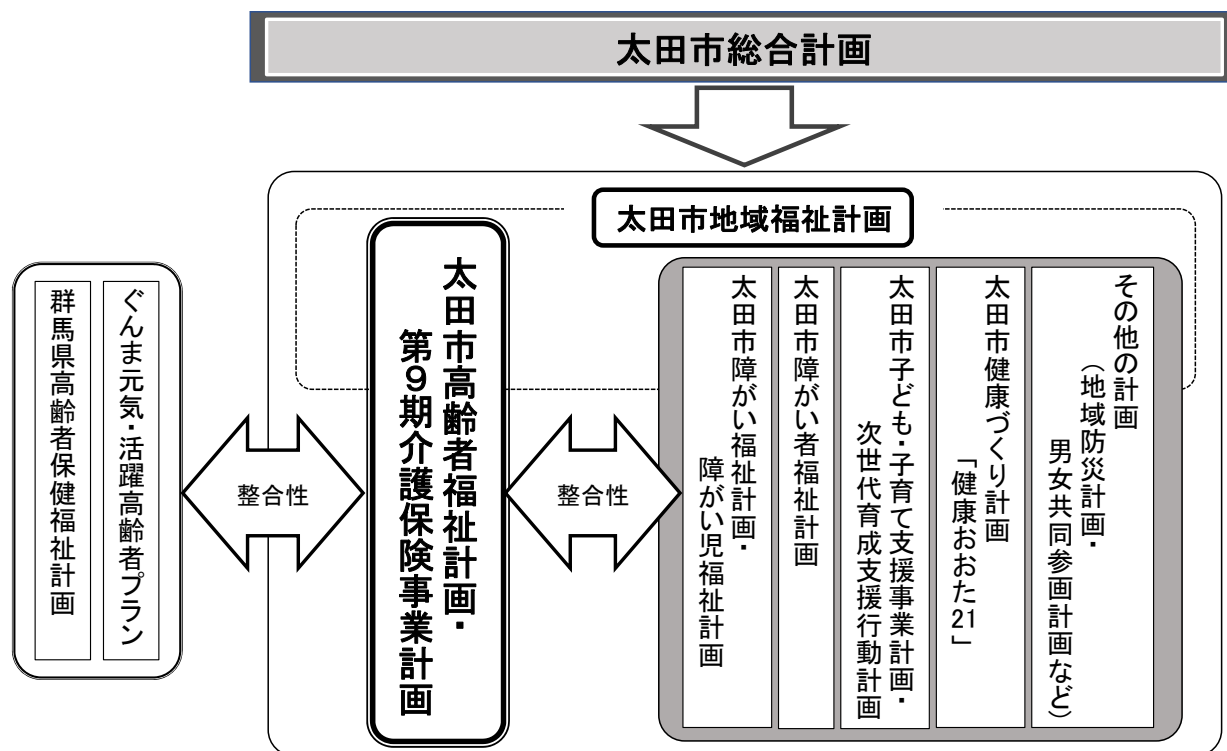
(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めるものです。また、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量等の見込みを定めるものです。

本市では、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定します。

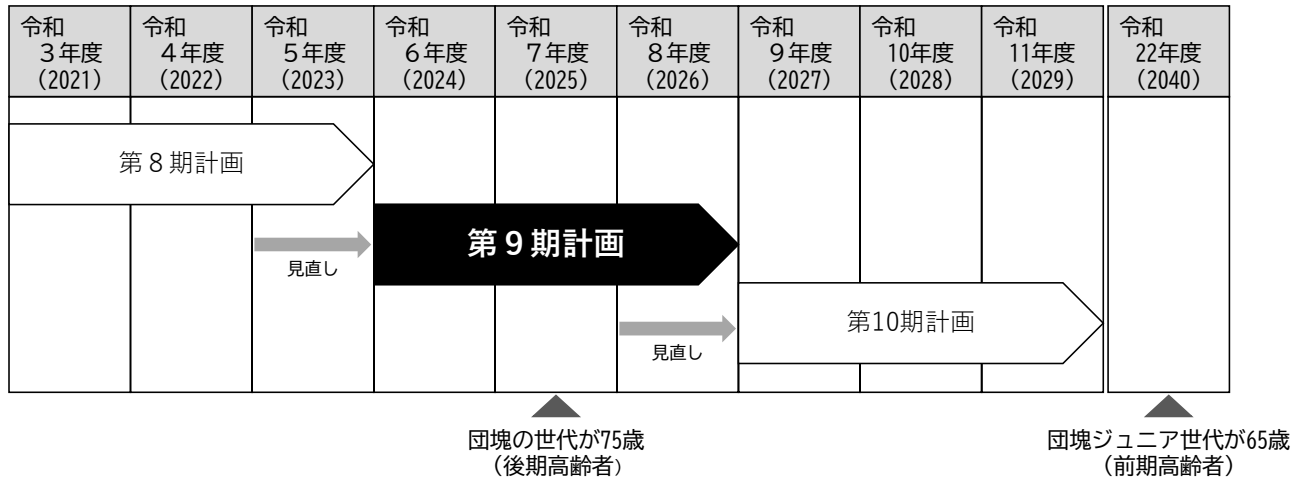
(2) 計画の位置づけ

本計画は介護保険法における国の基本指針に即して介護保険事業計画を定めるほか、群馬県高齢者保健福祉計画などと連携、整合性を図ります。また、本市の総合的な高齢者施策及び介護保険事業を定める計画として位置づけられることから、太田市総合計画、太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画及び各行政部門の計画とも調和を取りながら策定します。



第3節 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年を計画期間として、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年を見据えて策定し、計画最終年度の令和8（2026）年度に第10期計画を策定する予定です。



第4節 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択され、令和12（2030）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。国では、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。



第5節 計画の策定体制

(1) 太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の開催

本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者代表及び市職員から構成された「太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しました。策定委員会の委員は、介護保険運営協議会の委員等をもって充てられます。

介護保険運営協議会は、市長の諮問に応じ、介護保険事業にかかる重要事項に関する事、介護保険事業計画の策定又は変更に関する事などを審議し、その結果を市長に答申することを目的に介護保険条例の規定により設置された協議会です。

(2) アンケート調査の実施

太田市では「めざそうよ、健康長寿の生き生き おおた」を基本理念とした「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、それに沿って高齢者保健福祉事業、介護保険事業の推進に努めてまいりました。

計画を策定するにあたり、市民の意識や意向などを把握するため、65歳以上の高齢者・要支援認定者※、要介護認定者※を対象とした、アンケート調査を実施しました。

■調査の種類及び調査対象者

① 介護予防・日常生活ニーズ調査

市内にお住いの満65歳以上の方（要介護認定者は除く。要支援認定者は含む）を対象

② 在宅介護実態調査

在宅で生活をしている要支援・要介護認定者を対象

■アンケート調査の方法

① 介護予防・日常生活ニーズ調査

調査方法：無作為抽出し、郵送にて調査

調査期間：令和5年6月21日（水）～ 令和5年7月16日（日）

② 在宅介護実態調査

調査方法：認定調査時に居宅介護支援事業者等の協力のもと聞き取りにて調査

調査期間：令和5年2月1日（水）～ 令和5年6月30日（金）

※要支援認定者：要介護認定の結果、要支援1又は要支援2の認定を受けた者

要介護認定者：要介護認定の結果、要介護1～5いずれかの認定を受けた者

■配布数・回収数

	配布数	有効回収数	有効回収率
① 介護予防・日常生活ニーズ調査	1,000件	629件	62.9%
② 在宅介護実態調査	747件	650件	87.0%

(3) パブリック・コメントの実施

本計画書「はつらっプラン21（素案）」の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的としてパブリック・コメントを実施しました。

募集期間	令和5年12月1日（金）～令和6年1月10日（水）
募集方法	持参又は郵送、FAX、E-Mail
公表場所	太田市ホームページ、太田市役所介護サービス課、各行政センター
周知方法	広報おおた12月1日号
回収結果	5件／2人

(4) 地域包括ケア「見える化」システムの活用

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業計画の策定を総合的に支援するために厚生労働省が提供するシステムです。介護・医療の現状分析や、介護サービス見込み量等の将来推計支援等の機能を活用します。

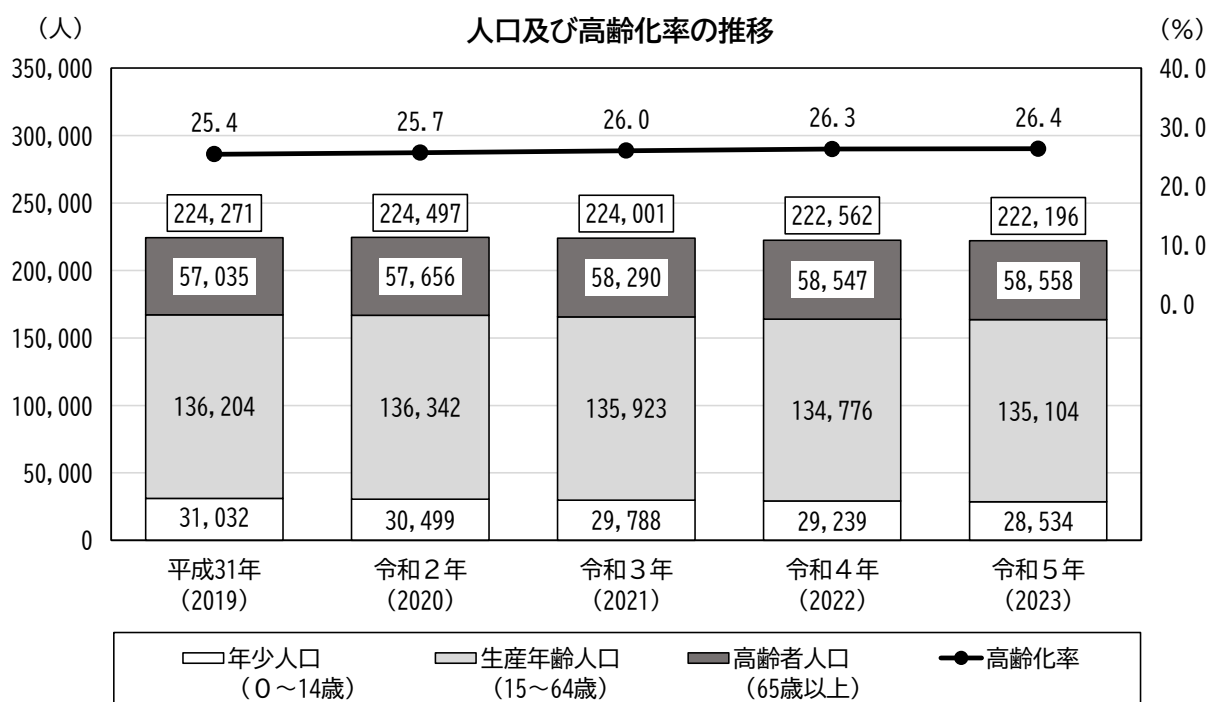
第2章 高齢者をめぐる現状と課題

第1節 高齢者の現状

(1) 人口の動向

人口及び高齢化率

令和5年3月末現在、本市の総人口は222,196人となっており、年少人口(0～14歳)が28,534人、生産年齢人口(15～64歳)が135,104人、高齢者人口が58,558人となっています。高齢化率は、令和5年に26.4%となっており、年々微増傾向となっています。

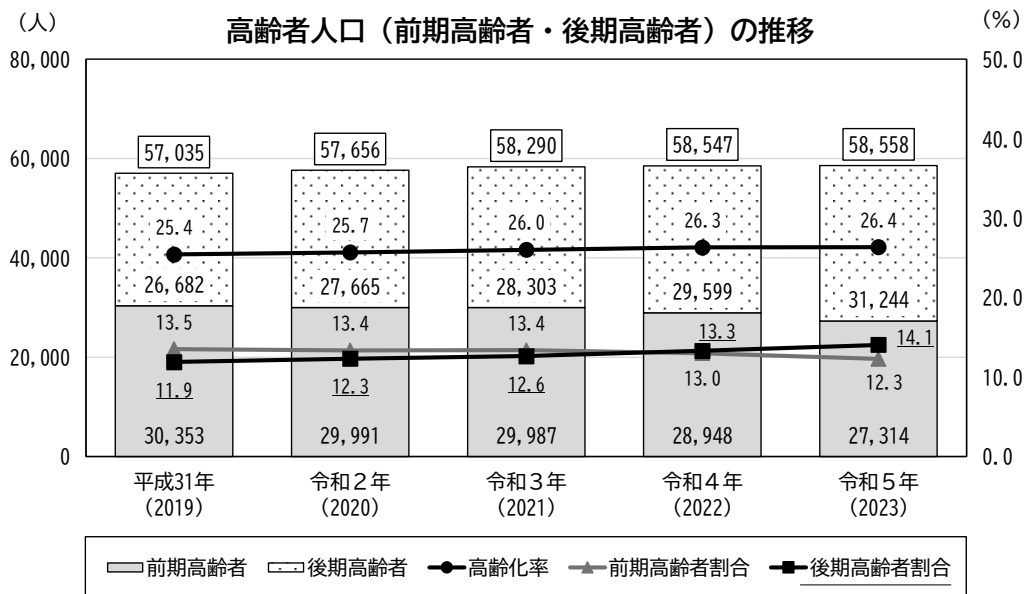


資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

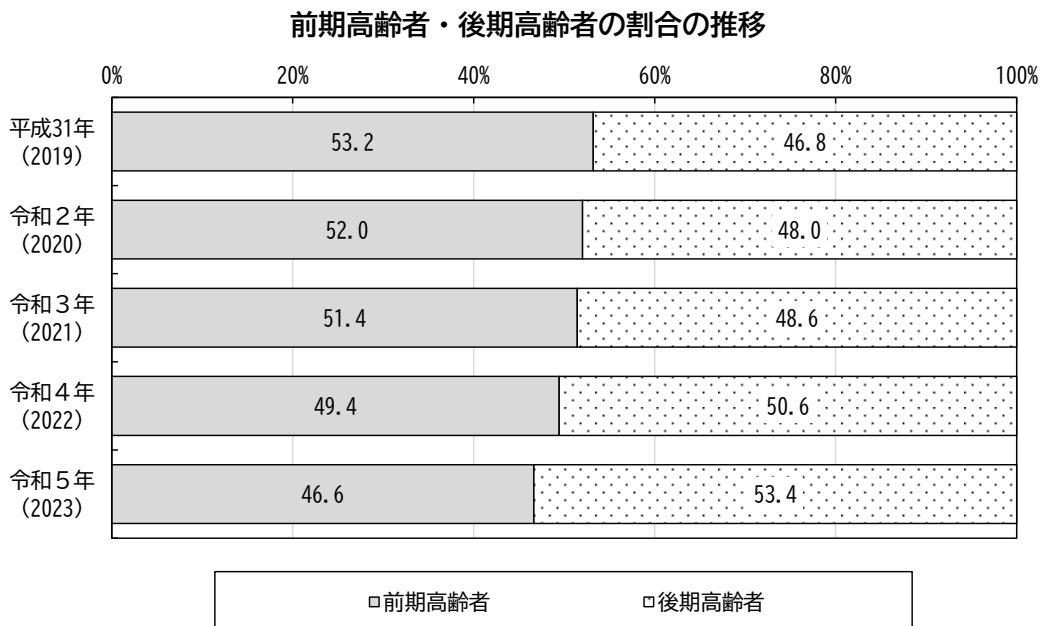
(2) 高齢者の状況

① 高齢者人口の推移

本市の前期高齢者※・後期高齢者※割合の推移をみると、令和5年3月末現在、前期高齢者12.3%、後期高齢者14.1%となっており、令和4年から後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回っています。



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日末現在）

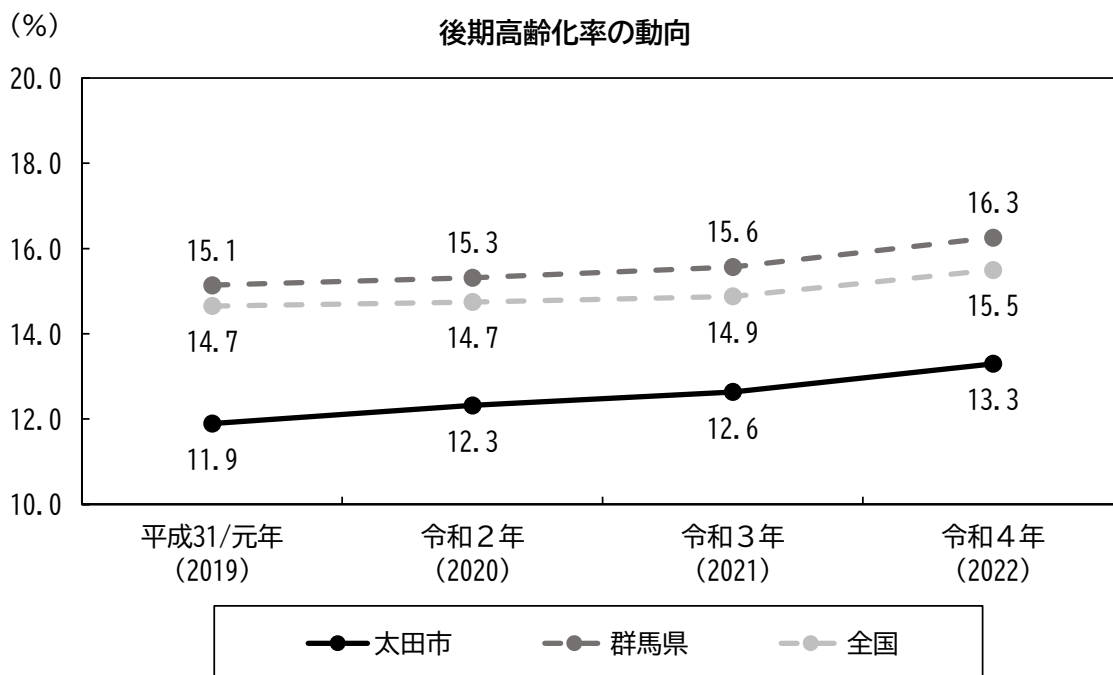
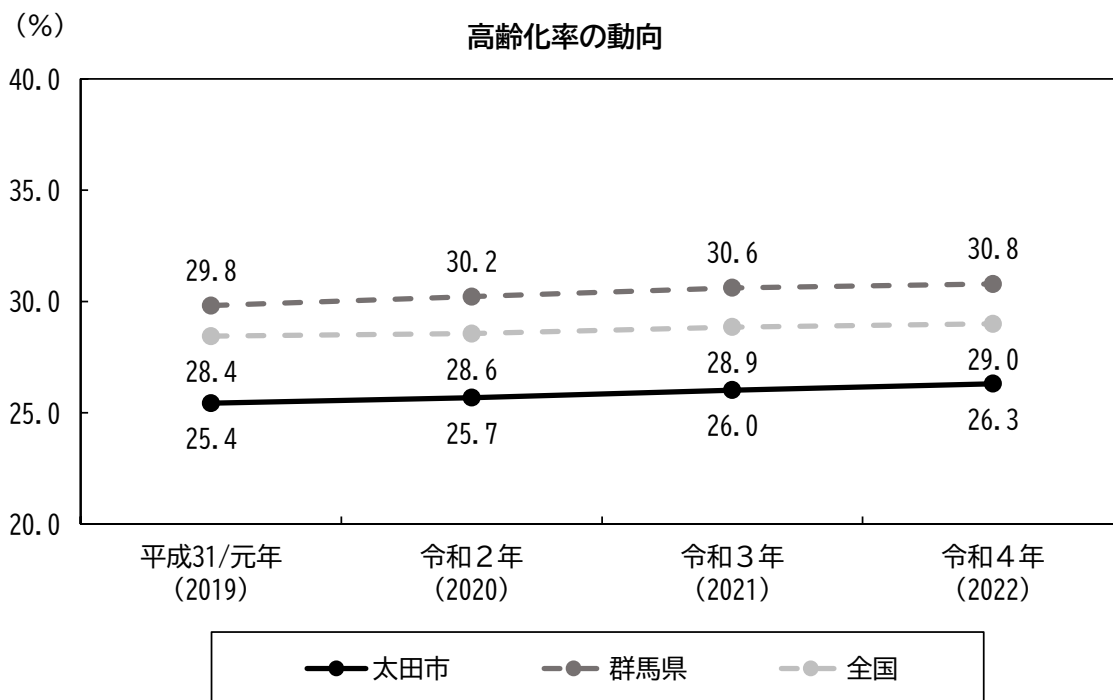


資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

※前期高齢者：65歳以上74歳以下の高齢者、後期高齢者：75歳以上の高齢者

② 高齢化率の動向

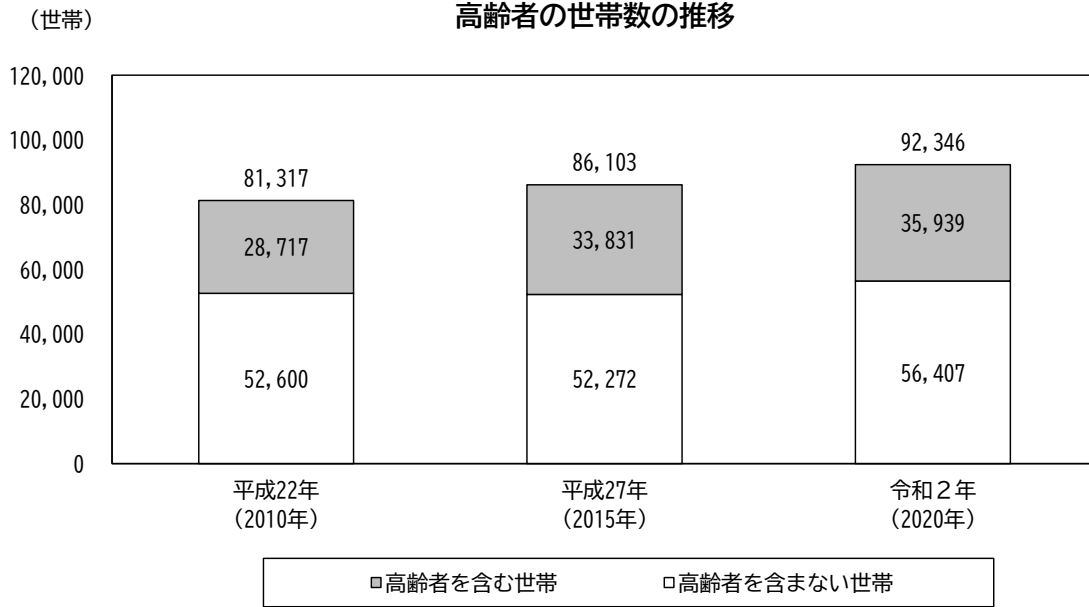
高齢化率の動向をみると、本市は令和4年で26.3%と全国・群馬県を下回っており、平成31年から0.9ポイント増加しています。後期高齢化率も全国・群馬県を下回っており、令和4年は13.3%と平成31年から1.4ポイント増加しています。



資料：国・群馬県 総務省統計局 人口推計（各年10月1日現在）
市 住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

③ 高齢者の世帯数の推移

本市の高齢者の世帯数の推移をみると、令和2年は92,346世帯で、平成22年の81,317世帯から11,029世帯増加しています。

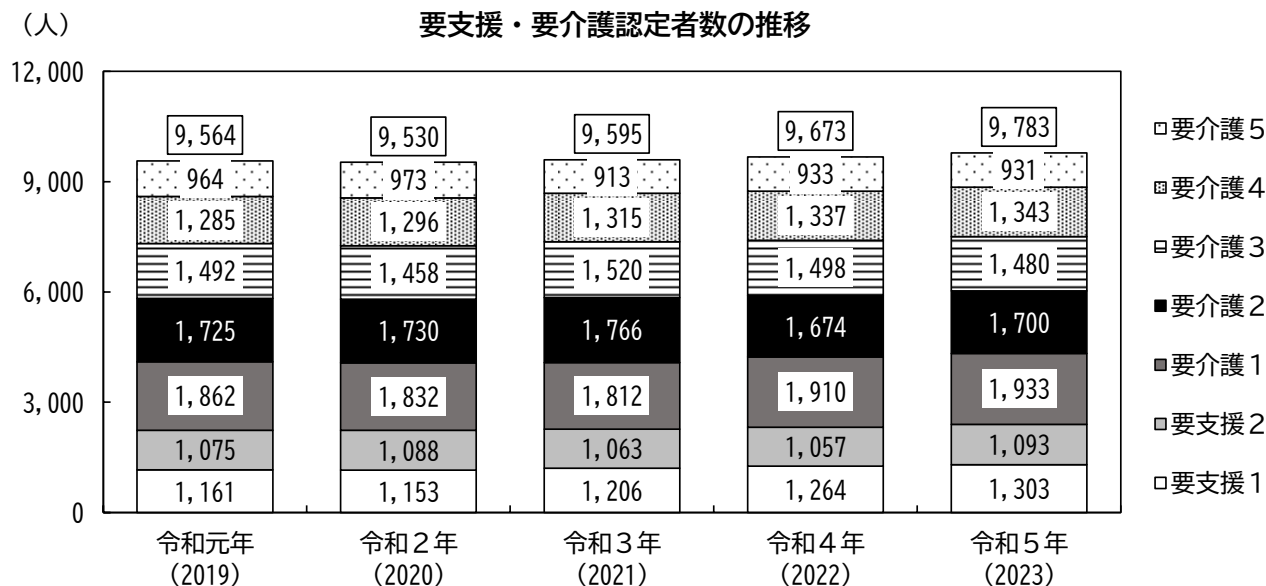


区分	平成22年 (2010)		平成27年 (2015)		令和2年 (2020)	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯数	81,317	100.0%	86,103	100.0%	92,346	100.0%
65歳以上の高齢者のいる世帯	28,717	35.3%	33,831	39.3%	35,939	38.9%
高齢者単身世帯	5,222	/	7,169	/	8,570	/
その他	23,495		26,662		27,369	
高齢者のいない世帯	52,600	64.7%	52,272	60.7%	56,407	61.1%

資料：国勢調査

④ 要支援・要介護認定者数の推移

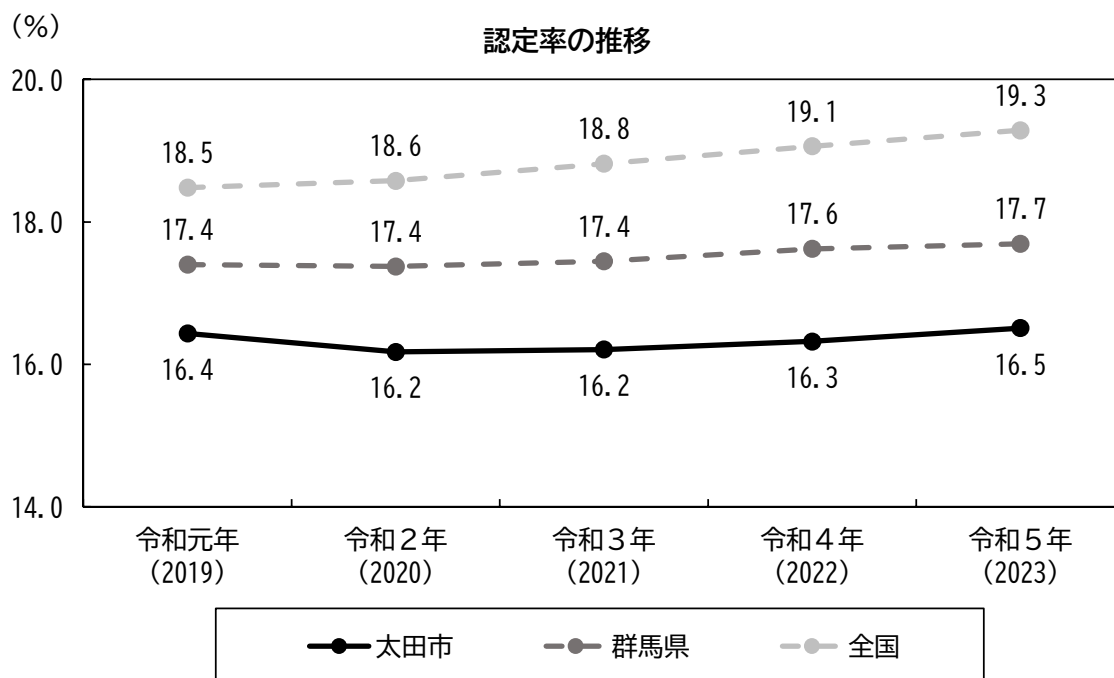
令和5年9月末現在、要支援・要介護認定者は9,783人となっており、年々増加傾向にあります。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）
（第1号被保険者及び第2号被保険者計）

⑤ 認定率の推移

認定率の推移をみると、本市では令和元年から令和5年まで認定率は16%台であり、全国・群馬県を下回っています

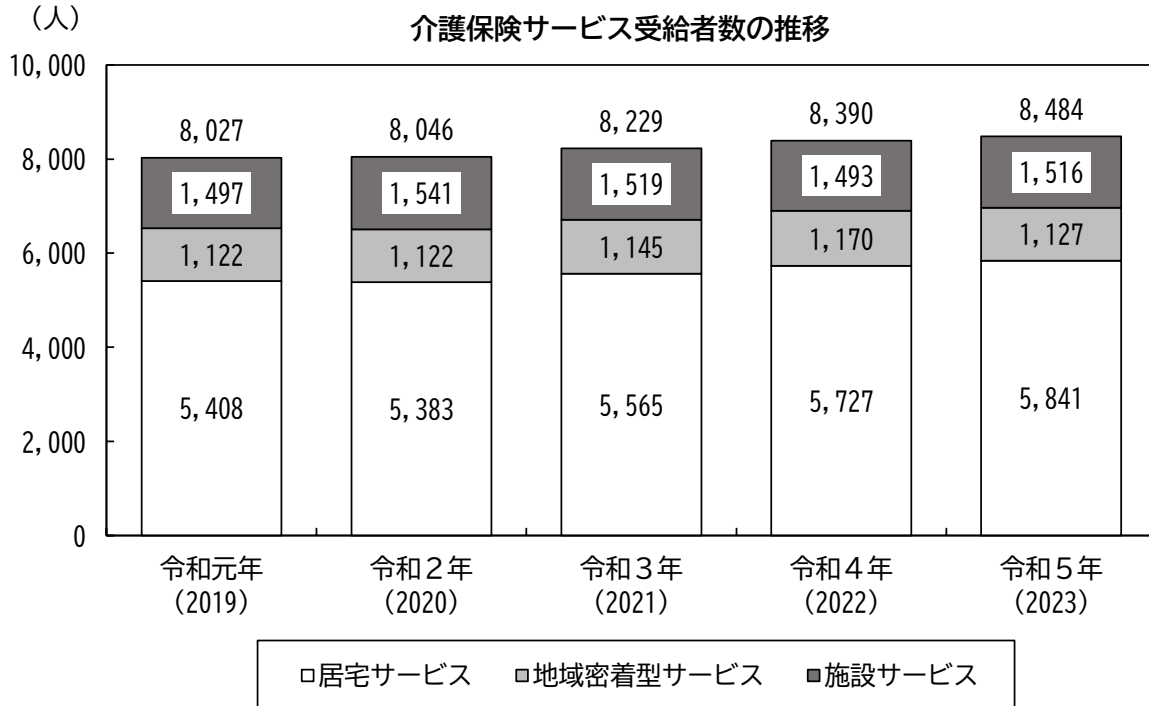


資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

⑥ 介護保険サービス受給者数の推移

介護保険サービス受給者数の推移をみると、令和5年9月末現在、居宅サービスの利用は5,841人、地域密着型サービスは1,127人、施設サービスは1,516人となっています。

令和元年を100とした場合の指数でみると、令和5年は居宅サービスが108.0、地域密着型サービスが100.4、施設サービスが101.3と、増加傾向にあります。



区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
サービス受給者数 (計)	8,027	8,046	8,229	8,390	8,484
居宅サービス	5,408	5,383	5,565	5,727	5,841
地域密着型サービス	1,122	1,122	1,145	1,170	1,127
施設サービス	1,497	1,541	1,519	1,493	1,516

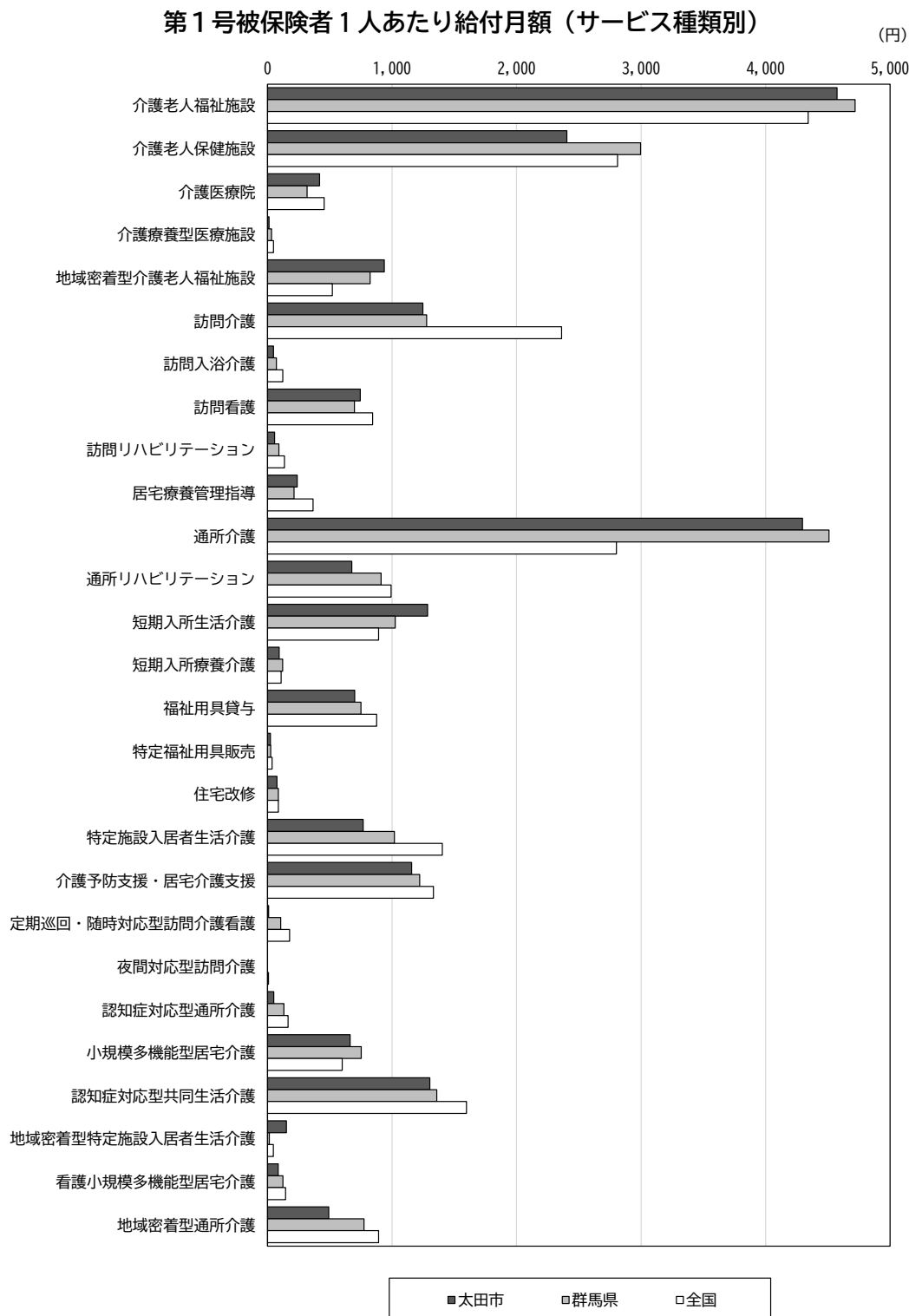
【令和元年を100とした場合の指数】

サービス受給者数 (計)	100	100.2	102.5	104.5	105.7
居宅サービス	100	99.5	102.9	105.9	108.0
地域密着型サービス	100	100.0	102.0	104.3	100.4
施設サービス	100	102.9	101.5	99.7	101.3

※サービス利用者 (計) は居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの合計
 資料：介護保険事業状況報告書 (各年9月月報)
 (第1号被保険者及び第2号被保険者計)

⑦ 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）

第1号被保険者1人あたり給付月額をサービス種類別ごとにみると、在宅サービスでは、訪問介護が全国・県と比較して少ない一方、通所介護は全国と比較して多く、短期入所生活介護は全国・県と比較して多い傾向です。施設サービスでは、介護老人福祉施設の給付月額は全国と比較すると上回っており、介護老人保健施設は下回っています。



※各サービス内容については、85～99 ページを参照
資料：厚生労働省「見える化システム」（令和5年5月時点）

第2節 アンケート調査結果から見た現状

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【一部抜粋】

① 生活機能評価について

厚生労働省が運用している「地域包括ケア見える化システム」において、「太田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果をアップロードすることによって、各リスクの判定を行っています。この資料では、「見える化システム」から算出された各リスクを整理し、グラフにしています。

国が示すシステム判定基準では、アンケート設問の中で以下の設問に対し、該当する選択肢（表の網掛け箇所）を選択した場合には、生活機能が低下している高齢者になります。

ア. 運動器機能リスク：以下の設問で3問以上選択した場合

NO	設問内容	選択肢
問2 (1)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問2 (2)	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問2 (3)	15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問2 (4)	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
問2 (5)	転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

イ. 栄養改善リスク：身長・体重から算出されるBMI（体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}）が18.5以下の場合

NO	設問内容	選択肢
問3 (1)	身長・体重	cm kg

ウ. 咀嚼機能リスク：以下の設問で2問以上選択した場合

NO	設問内容	選択肢
問3 (2)	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 2. いいえ
問3 (3)	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 2. いいえ
問3 (4)	口の湯きが気になりますか	1. はい 2. いいえ

エ. 閉じこもりリスク：以下の設問で1又は2を選択した場合

NO	設問内容	選択肢
問2 (6)	週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2~4回 4. 週5回以上

オ. 認知症リスク：以下の設問で1を選択した場合

NO	設問内容	選択肢
問4 (1)	物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ

カ. うつリスク：以下の設問のうち、いずれか1つでも選択した場合

NO	設問内容	選択肢
問7 (3)	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい 2. いいえ
問7 (4)	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ

キ. 転倒リスク：以下の設問で1又は2を選択した場合

NO	設問内容	選択肢
問2 (4)	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない

ク. IADLが低下している高齢者：以下の設問で3項目以上選択した場合

NO	設問内容	選択肢
問4 (4)	バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問4 (5)	自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問4 (6)	自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問4 (7)	自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問4 (8)	自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

※IADL：手段的日常生活動作（instrumental activity of daily living）の略で、買い物、料理、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の複雑な動作がどの程度可能かを示す指標です。

② 日常生活圏域ごとのリスク分析

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に対する9つの日常生活圏域ごとの回答者数は、以下のとおりでした。

（単位：人）

回答者数										
太田・鳥之郷	九合・休泊	沢野	薮川	強戸・毛里田	宝泉	尾島	新田	藪塚	無回答	合計
68	80	81	65	57	86	46	90	55	1	629

下の表は、8つの生活機能評価についての設問においてリスクありと判定された9圏域ごとの上記回答者数に対する分析結果です。

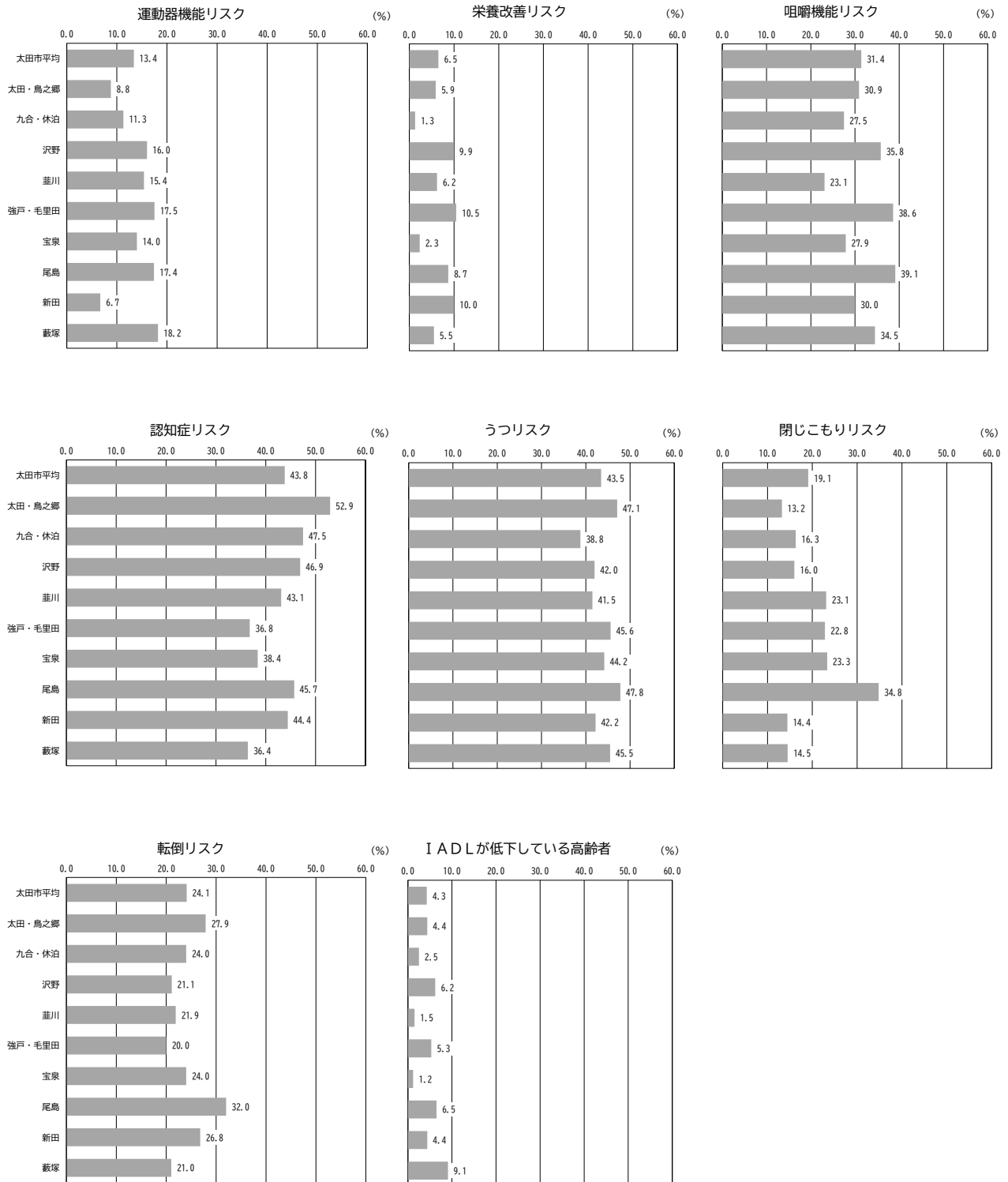
また、太田市平均に対しリスクが上回っている圏域は、網掛けとなっています。

（単位：%）

	太田市平均	太田・鳥之郷	九合・休泊	沢野	薮川	強戸・毛里田	宝泉	尾島	新田	藪塚
運動器機能リスク	13.4	8.8	11.3	16.0	15.4	17.5	14.0	17.4	6.7	18.2
栄養改善リスク	6.5	5.9	1.3	9.9	6.2	10.5	2.3	8.7	10.0	5.5
咀嚼機能リスク	31.4	30.9	27.5	35.8	23.1	38.6	27.9	39.1	30.0	34.5
認知症リスク	43.8	52.9	47.5	46.9	43.1	36.8	38.4	45.7	44.4	36.4
うつリスク	43.5	47.1	38.8	42.0	41.5	45.6	44.2	47.8	42.2	45.5
閉じこもりリスク	19.1	13.2	16.3	16.0	23.1	22.8	23.3	34.8	14.4	14.5
転倒リスク	24.1	27.9	24.0	21.1	21.9	20.0	24.0	32.0	26.8	21.0
IADLが低い高齢者	4.3	4.4	2.5	6.2	1.5	5.3	1.2	6.5	4.4	9.1

資料：厚生労働省「見える化」システム

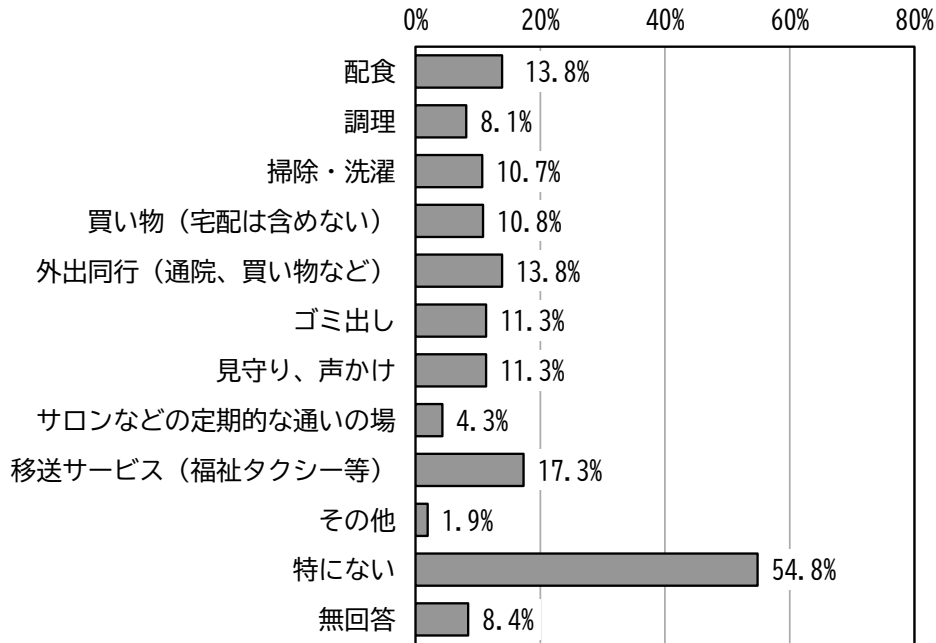
【リスク集計（圏域別）】



③ 介護保険以外のサービスについて

今後、在宅生活の継続に必要と感じる「介護保険サービス以外」の支援サービスについては、「移送サービス（福祉タクシー等）」が 17.3%と最も多く、次いで、「配食」、「外出同行（通院、買い物など）」がともに 13.8%となっています。

また、「特にない」が 54.8%となっています。



n=629

【性別・年齢別クロス】

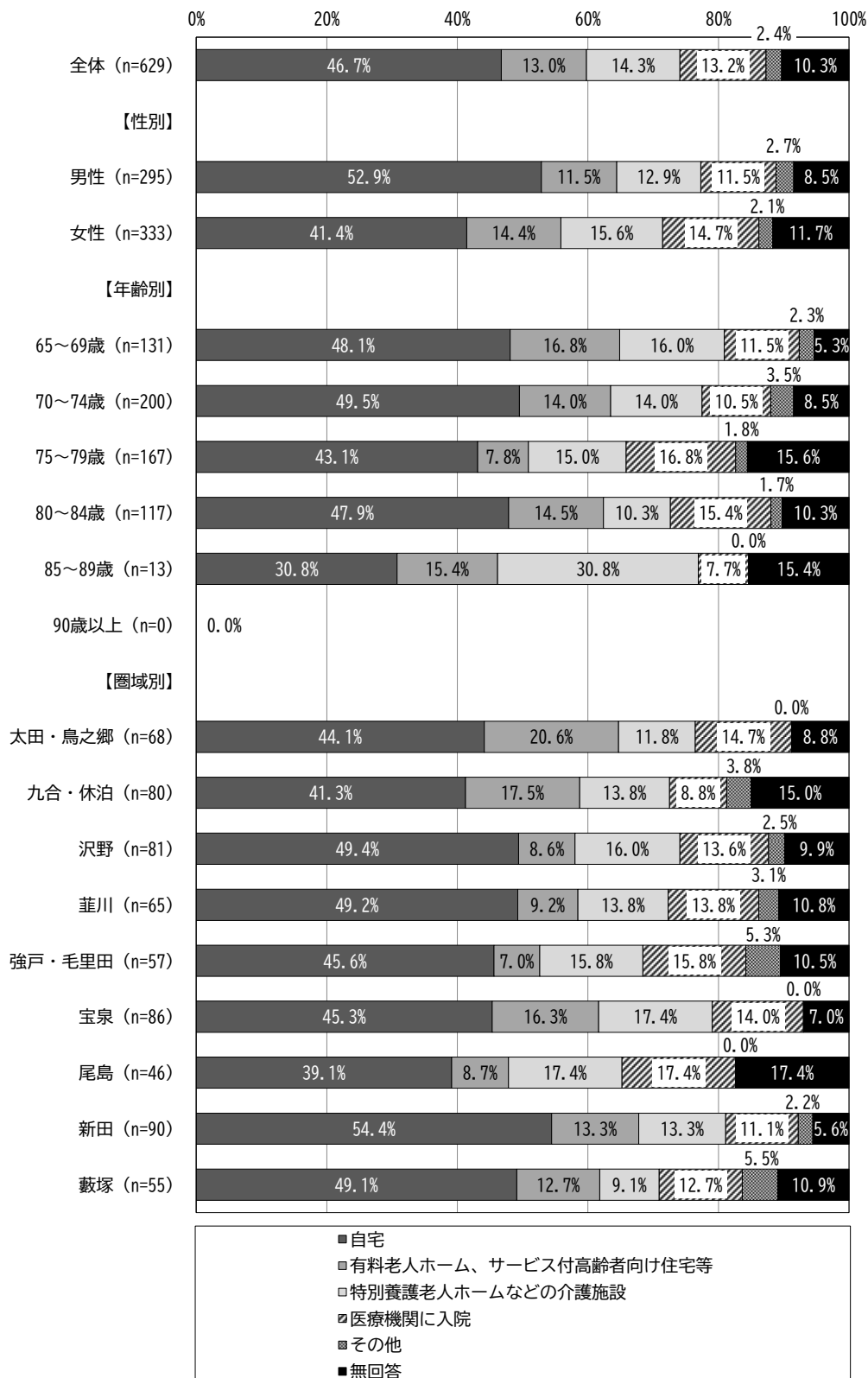
(上段：度数、下段：比率)

		配食	調理	掃除・洗濯	買い物（宅配は含めない）	外出同行（通院、買い物など）	ゴミ出し	見守り、声かけ	定期的な通いの場（サロンなど）	移送サービス（福祉タクシー等）	その他	特にない	無回答	回答者数
全体		87	51	67	68	87	71	71	27	109	12	345	53	629
		13.8%	8.1%	10.7%	10.8%	13.8%	11.3%	11.3%	4.3%	17.3%	1.9%	54.8%	8.4%	
性別	男性	38	23	32	34	34	32	29	10	41	6	182	22	295
		12.9%	7.8%	10.8%	11.5%	11.5%	10.8%	9.8%	3.4%	13.9%	2.0%	61.7%	7.5%	
性別	女性	49	28	35	34	53	39	42	17	68	6	162	31	333
		14.7%	8.4%	10.5%	10.2%	15.9%	11.7%	12.6%	5.1%	20.4%	1.8%	48.6%	9.3%	
年齢別	65～69歳	22	14	16	12	24	18	21	8	27	4	68	5	131
		16.8%	10.7%	12.2%	9.2%	18.3%	13.7%	16.0%	6.1%	20.6%	3.1%	51.9%	3.8%	
	70～74歳	28	18	23	25	29	24	26	8	37	3	117	13	200
		14.0%	9.0%	11.5%	12.5%	14.5%	12.0%	13.0%	4.0%	18.5%	1.5%	58.5%	6.5%	
	75～79歳	22	12	15	17	20	19	15	8	21	3	99	16	167
		13.2%	7.2%	9.0%	10.2%	12.0%	11.4%	9.0%	4.8%	12.6%	1.8%	59.3%	9.6%	
	80～84歳	15	7	13	14	14	9	9	3	22	2	53	15	117
	12.8%	6.0%	11.1%	12.0%	12.0%	7.7%	7.7%	2.6%	18.8%	1.7%	45.3%	12.8%		
85～89歳	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	7	4	13	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	53.8%	30.8%		
90歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

④ 医療や介護が必要になった時、主にどこで過ごしたいか

医療や介護が必要になった時、主にどこで過ごしたいかについては、「自宅」が46.7%と最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護施設」が14.3%、「医療機関に入院」が13.2%となっています。

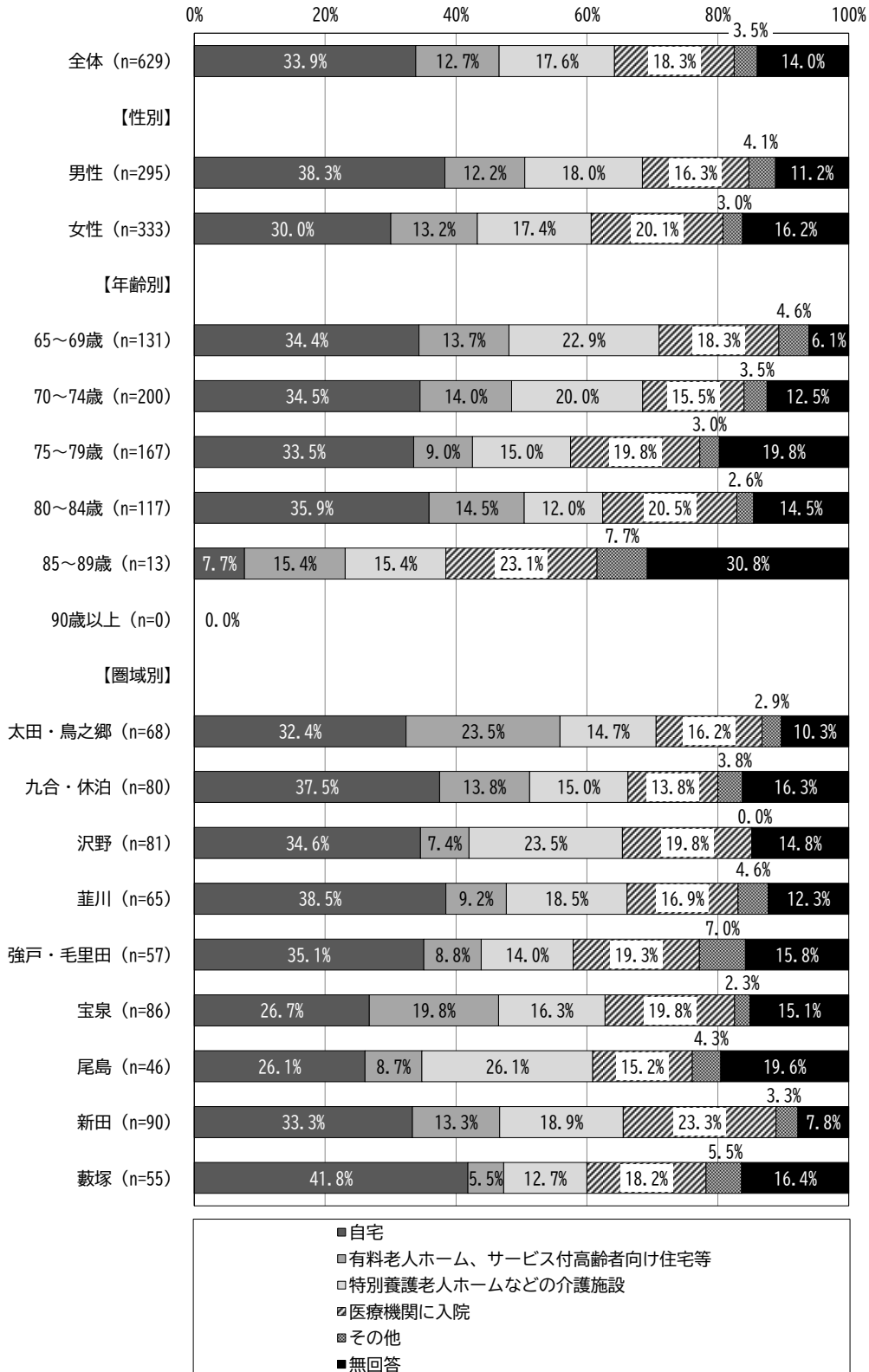
【性別・年齢別・圏域別クロス】



⑤あなたの家族が、医療や介護が必要になった時、主にどこで過ごしてもらいたいか

家族が、医療や介護が必要になった時、主にどこで過ごしてもらいたいかについては、「自宅」が33.9%と最も多く、次いで、「医療機関に入院」が18.3%、「特別養護老人ホームなどの介護施設」が17.6%となっています。

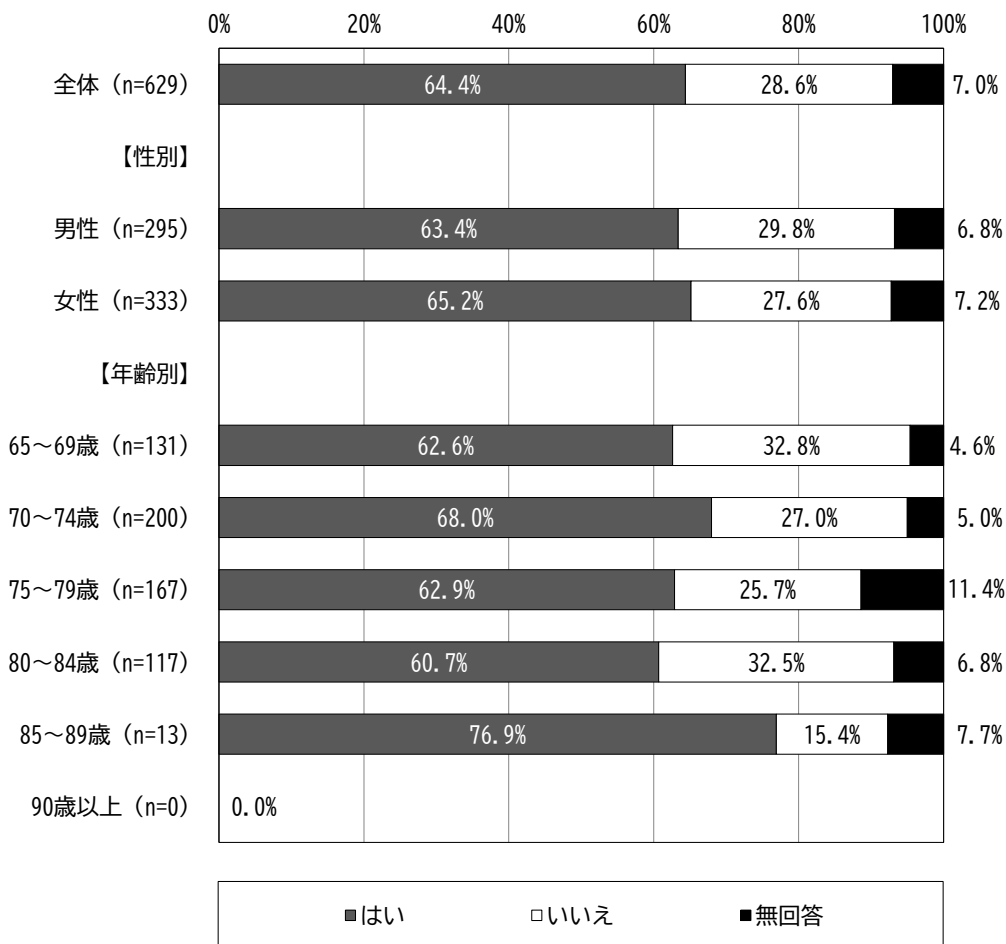
【性別・年齢別・圏域別クロス】



⑥ 特定健診について

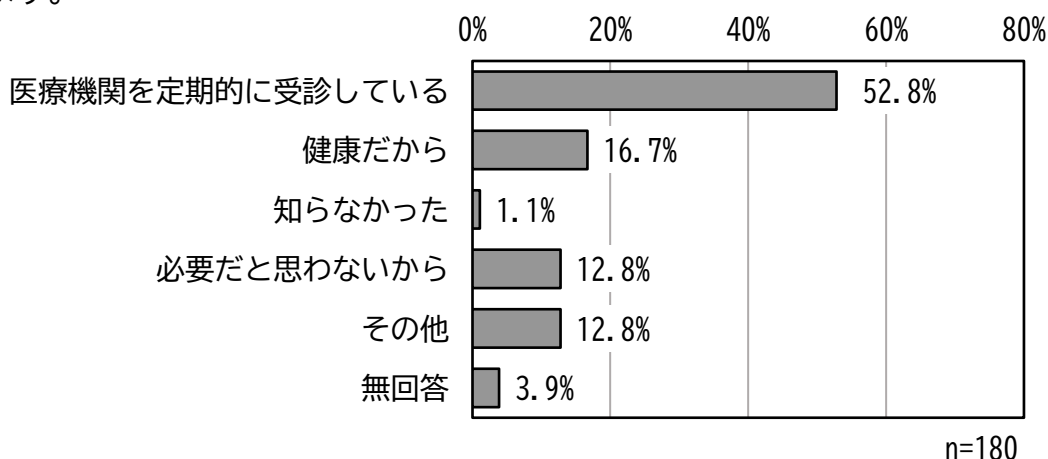
特定健診（身長・体重・尿検査・血液検査）を毎年受けているかについては、「はい」が64.4%に対し、「いいえ」が28.6%となっています。

【性別・年齢別クロス】



《特定健診を受けない（いいえ）の方のみ》

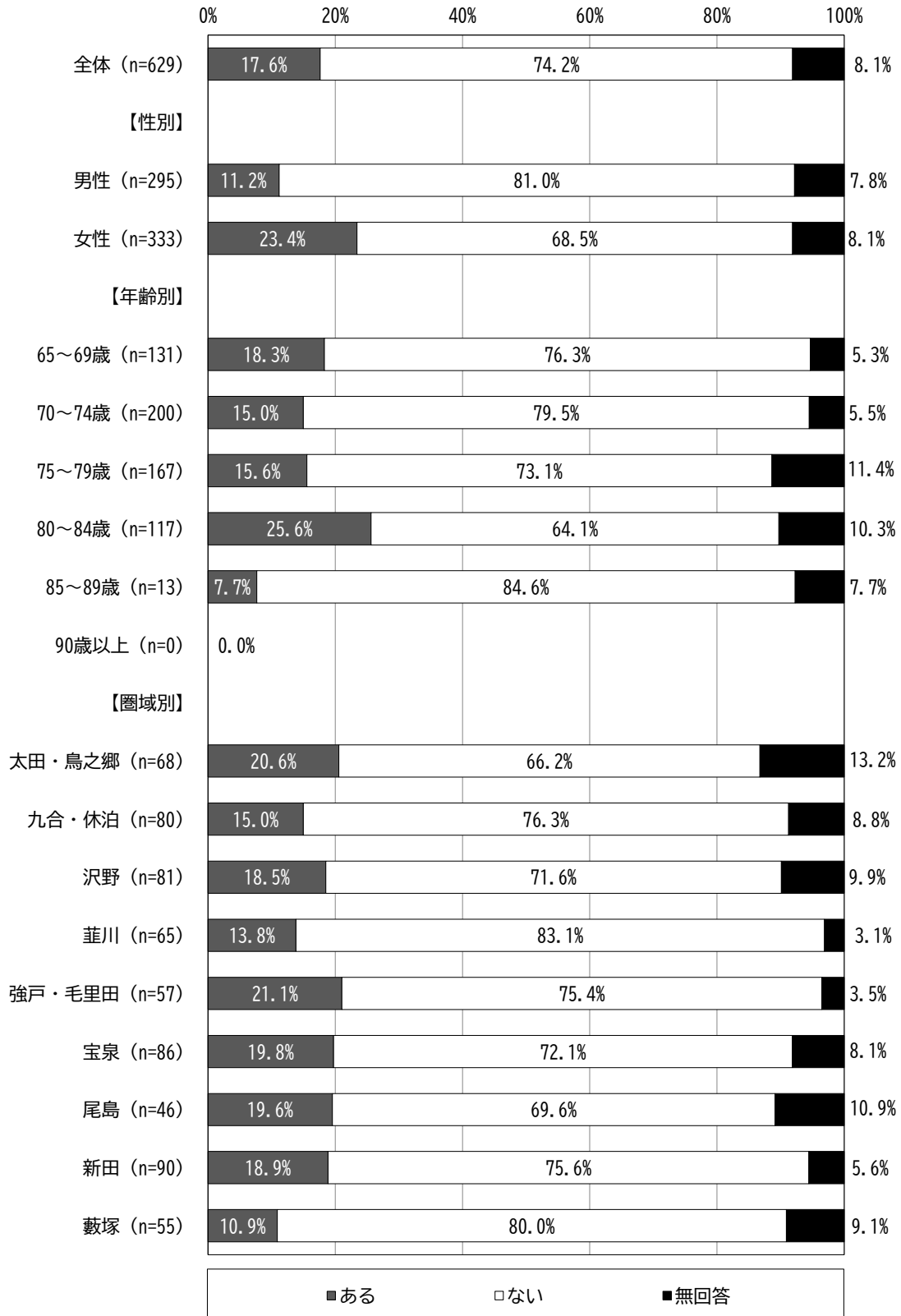
受けない理由については、「医療機関を定期的に受診している」が52.8%と最も多く、次いで、「健康だから」が16.7%、「必要だと思わないから」、「その他」がともに12.8%となっています。



⑦ 介護予防について

介護予防のための取組に参加したことがあるかについては、「ある」が 17.6%に対し、「ない」が 74.2%となっています。

【性別・年齢別・圏域別クロス】



《介護予防のための取組に参加したことが「ある」方のみ》

どのようなことに取り組んでいるかについては、「ウォーキング、ランニング」が41.4%と最も多く、次いで、「ラジオ体操、ストレッチ、軽体操」が40.5%、「介護予防教室（市や地域包括支援センターが実施）への参加」が32.4%となっています。

【性別・年齢別・圏域別クロス】

(上段：度数、下段：比率)

		介護予防教室 (市や地域包括支援セン ターが実施)への参加	自主グループ活動、 サークル活動	ラジオ体操、 ストレッチ、軽体操	ウォーキング、 ランニング	グラウンドゴルフ、 ゲートボール	スポーツジム利用	ボランテニア活動 地域の	その他	無回答	回答者数
全体		36 32.4%	22 19.8%	45 40.5%	46 41.4%	24 21.6%	10 9.0%	16 14.4%	5 4.5%	2 1.8%	111
性別	男性	7 21.2%	5 15.2%	8 24.2%	11 33.3%	10 30.3%	1 3.0%	5 15.2%	3 9.1%	1 3.0%	33
	女性	29 37.2%	17 21.8%	37 47.4%	35 44.9%	14 17.9%	9 11.5%	11 14.1%	2 2.6%	1 1.3%	78
年齢別	65～69歳	5 20.8%	2 8.3%	9 37.5%	11 45.8%	3 12.5%	5 20.8%	6 25.0%	1 4.2%	0 0.0%	24
	70～74歳	13 43.3%	8 26.7%	15 50.0%	18 60.0%	3 10.0%	1 3.3%	5 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	30
	75～79歳	8 30.8%	5 19.2%	9 34.6%	9 34.6%	8 30.8%	2 7.7%	3 11.5%	3 11.5%	1 3.8%	26
	80～84歳	9 30.0%	7 23.3%	11 36.7%	7 23.3%	10 33.3%	2 6.7%	2 6.7%	1 3.3%	1 3.3%	30
	85～89歳	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
	90歳以上	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
圏域別	太田・鳥之郷	3 21.4%	3 21.4%	4 28.6%	8 57.1%	1 7.1%	1 7.1%	2 14.3%	0 0.0%	1 7.1%	14
	九合・休泊	6 50.0%	3 25.0%	3 25.0%	6 50.0%	5 41.7%	0 0.0%	1 8.3%	1 8.3%	0 0.0%	12
	沢野	4 26.7%	1 6.7%	8 53.3%	6 40.0%	2 13.3%	1 6.7%	3 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	15
	葦川	2 22.2%	2 22.2%	3 33.3%	3 33.3%	2 22.2%	3 33.3%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	9
	強戸・毛里田	7 58.3%	2 16.7%	4 33.3%	7 58.3%	3 25.0%	1 8.3%	1 8.3%	1 8.3%	0 0.0%	12
	宝泉	8 47.1%	5 29.4%	8 47.1%	4 23.5%	1 5.9%	2 11.8%	4 23.5%	0 0.0%	0 0.0%	17
	尾島	1 11.1%	2 22.2%	5 55.6%	3 33.3%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	9
	新田	4 23.5%	2 11.8%	6 35.3%	7 41.2%	7 41.2%	0 0.0%	2 11.8%	2 11.8%	1 5.9%	17
	藪塚	1 16.7%	2 33.3%	4 66.7%	2 33.3%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6

⑧ 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの利用については、「知っているが利用したことはない」が44.4%と最も多く、次いで、「介護に関する相談をしたことがある」が8.4%、「健康や医療・福祉・生活に関する相談をしたことがある」が3.7%となっています。

また、「知らない」が39.9%となっています。

【性別・年齢別・圏域別クロス】

(上段：度数、下段：比率)

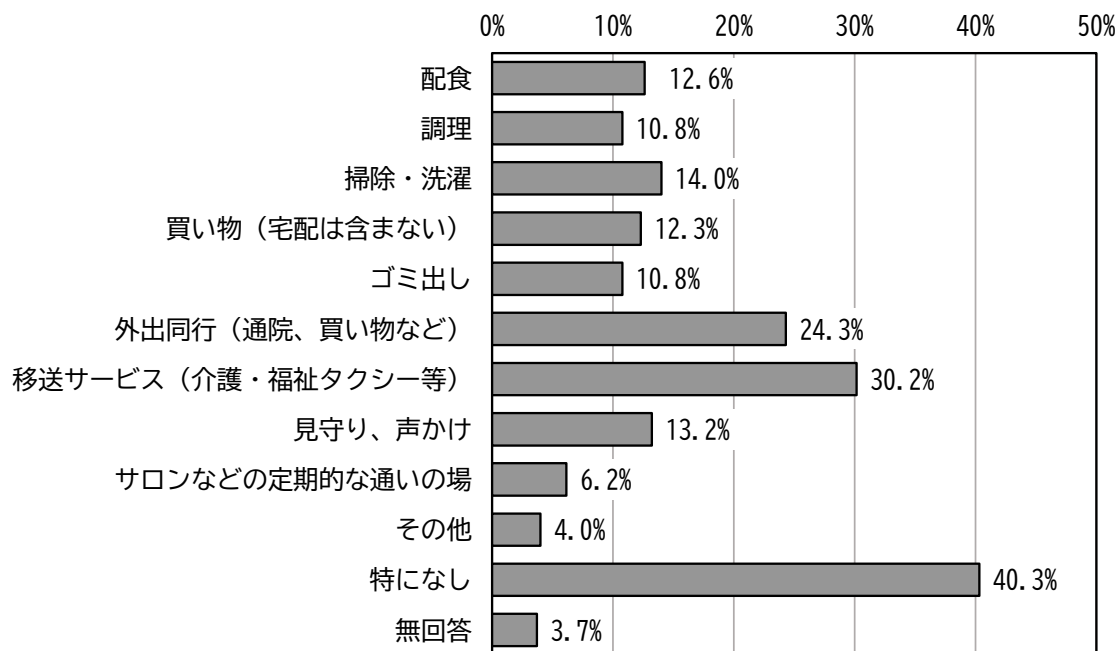
		利用したことはない 知っているが	相談を 介護に した ことがある	健康や医療・福祉・生活に 関する相談をしたことがある	成年後見制度に関する 相談をしたことがある	相談を 虐待に した ことがある	知らない	無回答	回答者数
全体		279 44.4%	53 8.4%	23 3.7%	3 0.5%	0 0.0%	251 39.9%	46 7.3%	629
性別	男性	114 38.6%	21 7.1%	17 5.8%	1 0.3%	0 0.0%	141 47.8%	16 5.4%	295
	女性	165 49.5%	32 9.6%	6 1.8%	2 0.6%	0 0.0%	110 33.0%	29 8.7%	333
年齢別	65～69歳	65 49.6%	13 9.9%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	46 35.1%	6 4.6%	131
	70～74歳	91 45.5%	12 6.0%	5 2.5%	1 0.5%	0 0.0%	88 44.0%	10 5.0%	200
	75～79歳	79 47.3%	12 7.2%	7 4.2%	1 0.6%	0 0.0%	65 38.9%	12 7.2%	167
	80～84歳	39 33.3%	11 9.4%	8 6.8%	1 0.9%	0 0.0%	48 41.0%	17 14.5%	117
	85～89歳	5 38.5%	5 38.5%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	4 30.8%	0 0.0%	13
	90歳以上	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
圏域別	太田・鳥之郷	30 44.1%	6 8.8%	2 2.9%	1 1.5%	0 0.0%	26 38.2%	5 7.4%	68
	九合・休泊	30 37.5%	10 12.5%	3 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	37 46.3%	4 5.0%	80
	沢野	34 42.0%	3 3.7%	3 3.7%	0 0.0%	0 0.0%	32 39.5%	11 13.6%	81
	葦川	28 43.1%	5 7.7%	4 6.2%	0 0.0%	0 0.0%	30 46.2%	4 6.2%	65
	強戸・毛里田	26 45.6%	5 8.8%	2 3.5%	1 1.8%	0 0.0%	22 38.6%	4 7.0%	57
	宝泉	42 48.8%	10 11.6%	2 2.3%	1 1.2%	0 0.0%	28 32.6%	6 7.0%	86
	尾島	19 41.3%	5 10.9%	3 6.5%	0 0.0%	0 0.0%	19 41.3%	2 4.3%	46
	新田	44 48.9%	4 4.4%	2 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	36 40.0%	5 5.6%	90
	藪塚	26 47.3%	5 9.1%	2 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	21 38.2%	4 7.3%	55

(2) 在宅介護実態調査結果【一部抜粋】

① 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が30.2%と最も多く、次いで、「外出同行（通院、買い物など）」が24.3%、「掃除・洗濯」が14.0%となっています。

また、「特になし」が40.3%となっています。

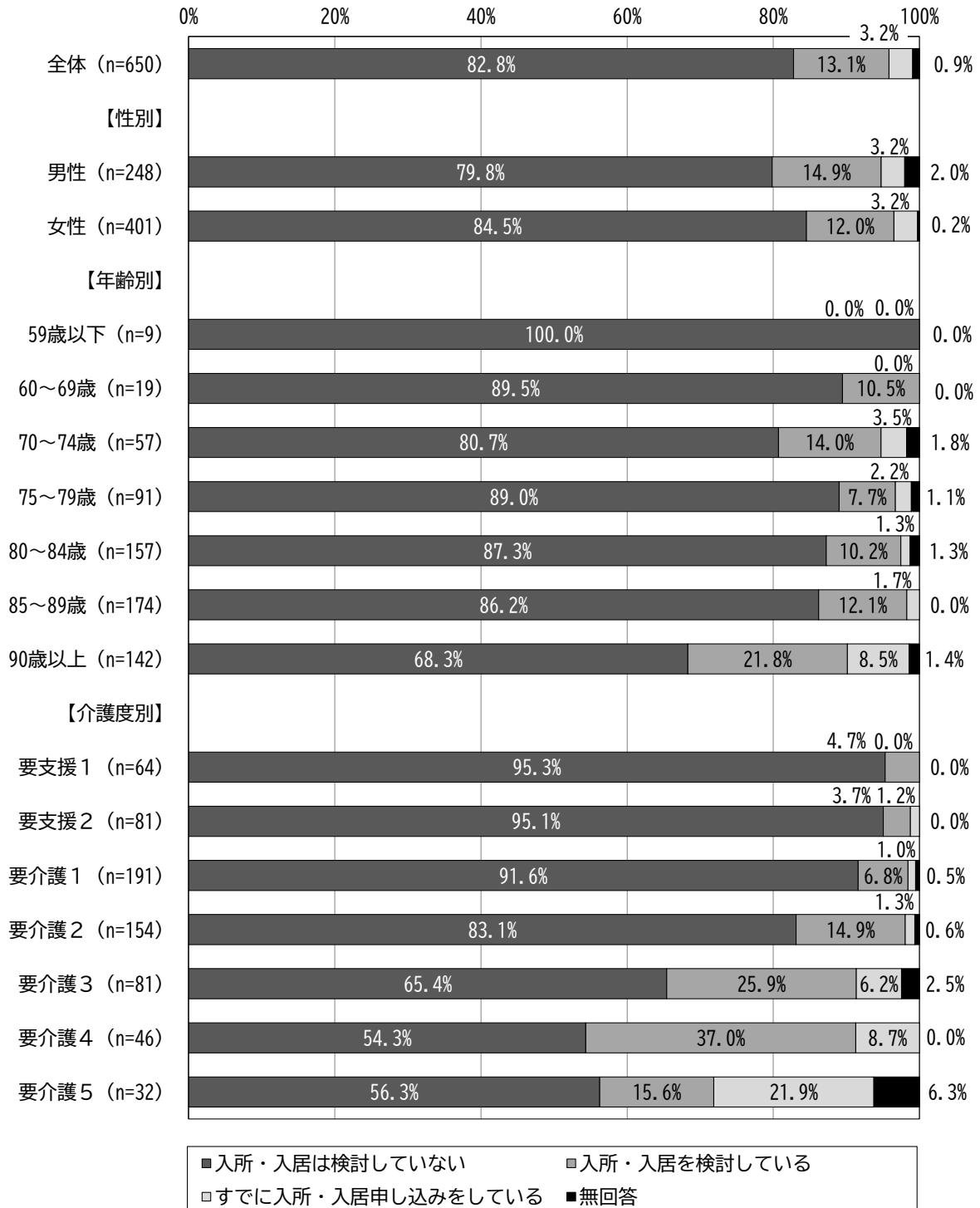


n=650

② 施設等への入所・入居の検討状況について

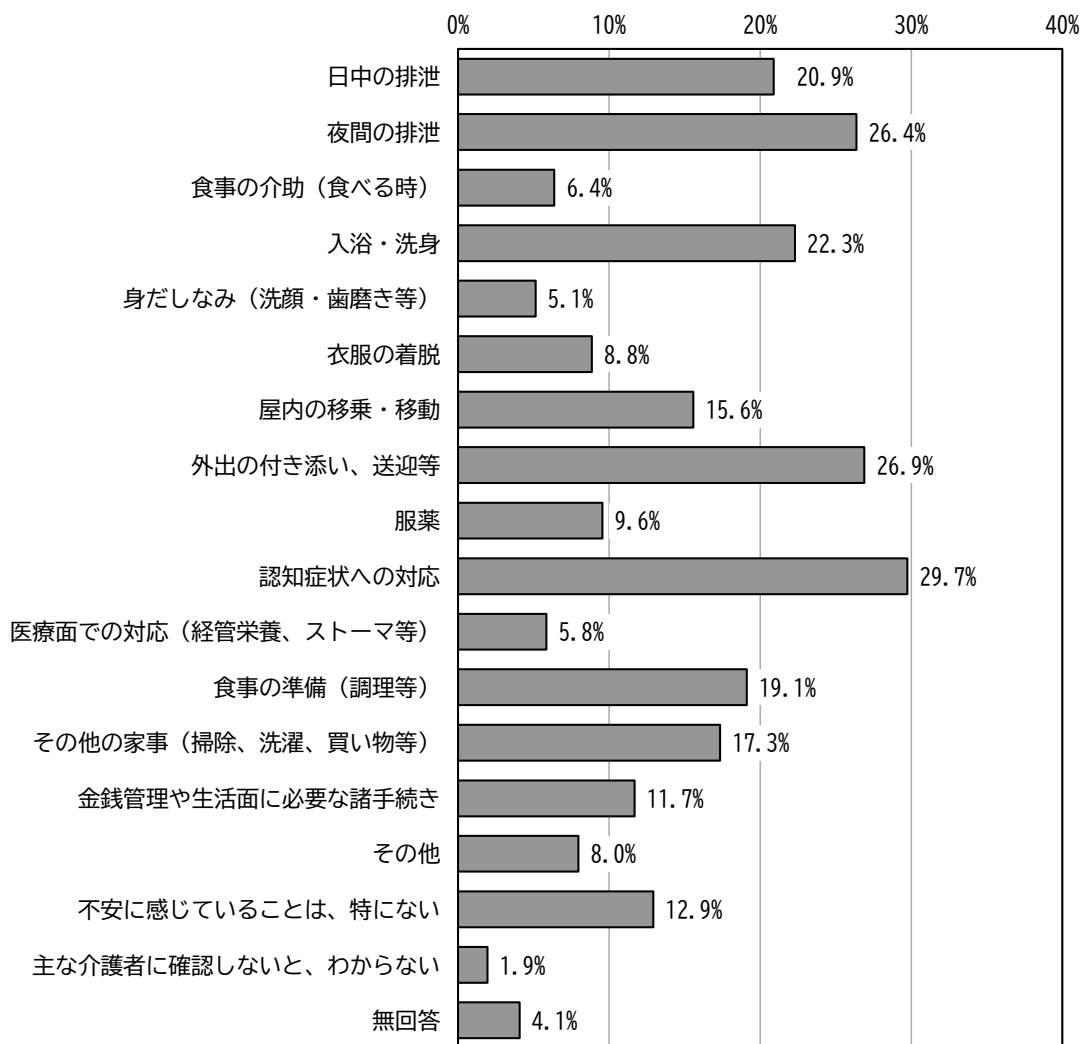
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が82.8%と最も多く、次いで、「入所・入居を検討している」が13.1%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が3.2%となっています。

【性別・年齢別・要介護度別クロス】



③ 主な介護者の方が不安に感じる介護等について

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が29.7%と最も多く、次いで、「外出の付き添い、送迎等」が26.9%、「夜間の排泄」が26.4%となっています。



n=565

【性別・年齢別・要介護度別クロス】

(上段：度数、下段：比率)

		日中の排泄	夜間の排泄	食事の介助 (食べる時)	入浴・洗身	身だしなみ (洗顔・歯磨き等)	衣服の着脱	屋内の移乗・移動	外出の付き添い、 送迎等	服薬	認知症状への対応
全体		118 20.9%	149 26.4%	36 6.4%	126 22.3%	29 5.1%	50 8.8%	88 15.6%	152 26.9%	54 9.6%	168 29.7%
性別	男性	47 23.2%	61 30.0%	17 8.4%	57 28.1%	14 6.9%	19 9.4%	32 15.8%	54 26.6%	22 10.8%	56 27.6%
	女性	71 19.7%	88 24.4%	19 5.3%	69 19.1%	15 4.2%	31 8.6%	56 15.5%	97 26.9%	31 8.6%	111 30.7%
年齢別	59歳以下	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%
	60～69歳	2 13.3%	2 13.3%	1 6.7%	5 33.3%	3 20.0%	2 13.3%	3 20.0%	5 33.3%	2 13.3%	0 0.0%
	70～74歳	6 13.6%	9 20.5%	7 15.9%	10 22.7%	3 6.8%	4 9.1%	6 13.6%	13 29.5%	5 11.4%	7 15.9%
	75～79歳	20 27.4%	22 30.1%	4 5.5%	14 19.2%	5 6.8%	7 9.6%	7 9.6%	18 24.7%	7 9.6%	21 28.8%
	80～84歳	24 17.9%	30 22.4%	9 6.7%	29 21.6%	7 5.2%	11 8.2%	27 20.1%	33 24.6%	17 12.7%	35 26.1%
	85～89歳	23 14.1%	34 20.9%	5 3.1%	33 20.2%	5 3.1%	12 7.4%	24 14.7%	52 31.9%	15 9.2%	62 38.0%
	90歳以上	43 33.6%	52 40.6%	10 7.8%	34 26.6%	6 4.7%	13 10.2%	21 16.4%	30 23.4%	7 5.5%	41 32.0%
	介護度別	要支援1	7 14.6%	7 14.6%	1 2.1%	7 14.6%	1 2.1%	1 2.1%	4 8.3%	12 25.0%	5 10.4%
要支援2		5 7.9%	8 12.7%	2 3.2%	8 12.7%	1 1.6%	4 6.3%	7 11.1%	17 27.0%	4 6.3%	10 15.9%
要介護1		22 13.0%	30 17.8%	6 3.6%	42 24.9%	4 2.4%	8 4.7%	20 11.8%	43 25.4%	17 10.1%	49 29.0%
要介護2		31 22.0%	37 26.2%	6 4.3%	37 26.2%	7 5.0%	17 12.1%	26 18.4%	42 29.8%	13 9.2%	52 36.9%
要介護3		30 41.7%	35 48.6%	13 18.1%	21 29.2%	12 16.7%	14 19.4%	20 27.8%	18 25.0%	9 12.5%	25 34.7%
要介護4		18 41.9%	28 65.1%	5 11.6%	7 16.3%	3 7.0%	5 11.6%	10 23.3%	16 37.2%	3 7.0%	19 44.2%
要介護5		5 17.9%	4 14.3%	3 10.7%	4 14.3%	1 3.6%	1 3.6%	1 3.6%	3 10.7%	2 7.1%	4 14.3%

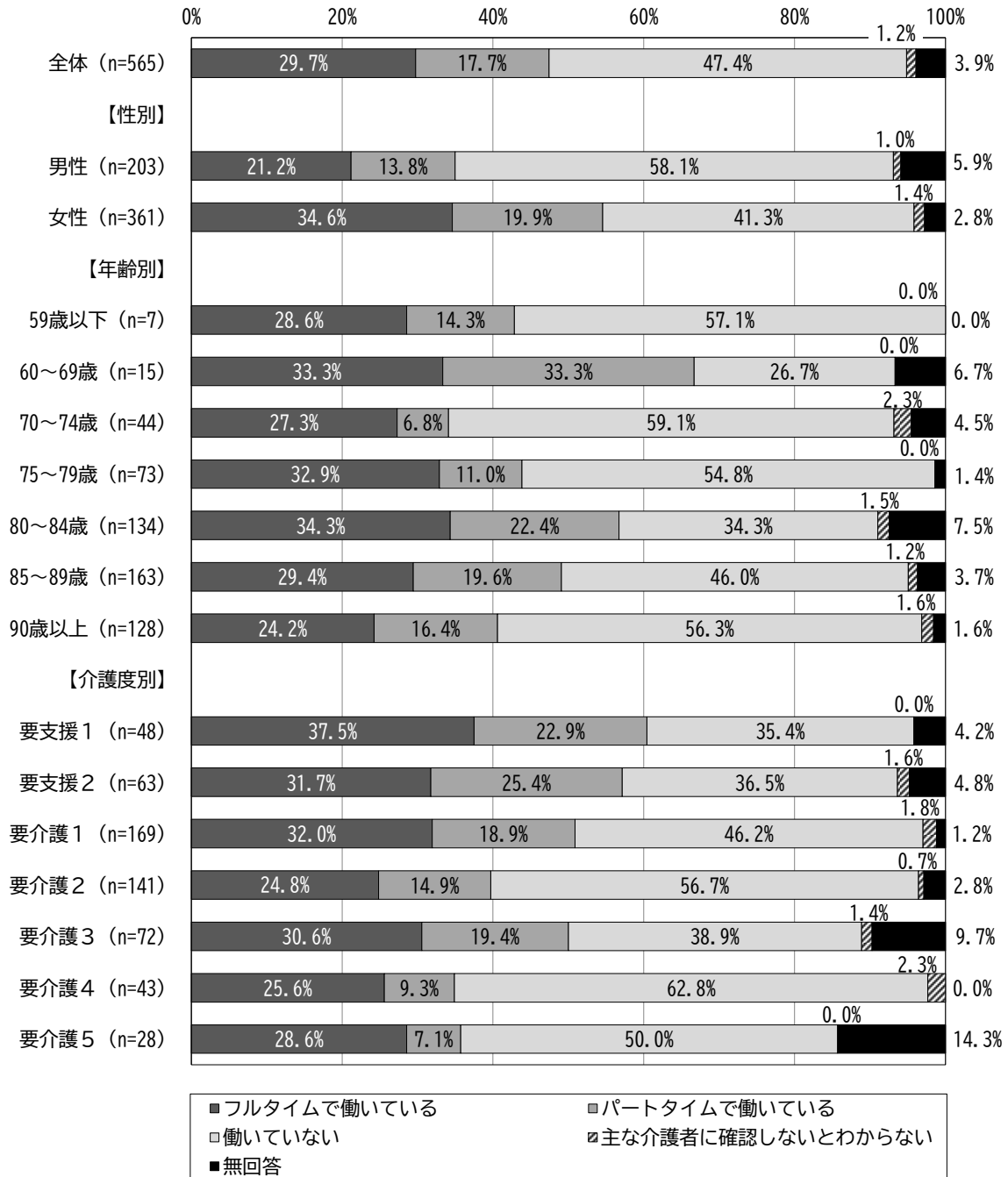
(上段：度数、下段：比率)

		(経管栄養、ストーマ等) 医療面での対応	食事の準備(調理等)	(掃除、洗濯、買い物等) その他の家事	金銭管理や生活面に 必要な諸手続き	その他	不安に感じていることは、 特にない	主な介護者に確認しない と、わからない	無回答	回答者数	非該当
全体		33 5.8%	108 19.1%	98 17.3%	66 11.7%	45 8.0%	73 12.9%	11 1.9%	23 4.1%	565	85
性別	男性	15 7.4%	37 18.2%	33 16.3%	26 12.8%	19 9.4%	22 10.8%	2 1.0%	9 4.4%	203	45
	女性	18 5.0%	70 19.4%	64 17.7%	39 10.8%	26 7.2%	51 14.1%	9 2.5%	14 3.9%	361	40
年齢別	59歳以下	1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	7	2
	60～69歳	2 13.3%	2 13.3%	4 26.7%	2 13.3%	3 20.0%	5 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	15	4
	70～74歳	3 6.8%	13 29.5%	8 18.2%	3 6.8%	5 11.4%	7 15.9%	2 4.5%	3 6.8%	44	13
	75～79歳	6 8.2%	10 13.7%	10 13.7%	13 17.8%	7 9.6%	11 15.1%	1 1.4%	3 4.1%	73	18
	80～84歳	7 5.2%	27 20.1%	22 16.4%	19 14.2%	6 4.5%	15 11.2%	3 2.2%	8 6.0%	134	23
	85～89歳	7 4.3%	32 19.6%	34 20.9%	15 9.2%	8 4.9%	17 10.4%	1 0.6%	7 4.3%	163	11
	90歳以上	7 5.5%	22 17.2%	18 14.1%	13 10.2%	14 10.9%	16 12.5%	3 2.3%	2 1.6%	128	14
介護度別	要支援1	3 6.3%	7 14.6%	14 29.2%	4 8.3%	3 6.3%	13 27.1%	0 0.0%	1 2.1%	48	16
	要支援2	5 7.9%	10 15.9%	7 11.1%	4 6.3%	3 4.8%	16 25.4%	1 1.6%	5 7.9%	63	18
	要介護1	5 3.0%	32 18.9%	30 17.8%	19 11.2%	13 7.7%	19 11.2%	6 3.6%	7 4.1%	169	22
	要介護2	10 7.1%	33 23.4%	24 17.0%	23 16.3%	6 4.3%	10 7.1%	3 2.1%	2 1.4%	141	13
	要介護3	5 6.9%	18 25.0%	15 20.8%	9 12.5%	8 11.1%	8 11.1%	1 1.4%	3 4.2%	72	9
	要介護4	2 4.7%	7 16.3%	6 14.0%	5 11.6%	3 7.0%	4 9.3%	0 0.0%	1 2.3%	43	3
	要介護5	3 10.7%	0 0.0%	1 3.6%	1 3.6%	9 32.1%	3 10.7%	0 0.0%	4 14.3%	28	4

④ 主な介護者の勤務形態について

主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」が47.4%と最も多く、次いで、「フルタイムで働いている」が29.7%、「パートタイムで働いている」が17.7%となっています。

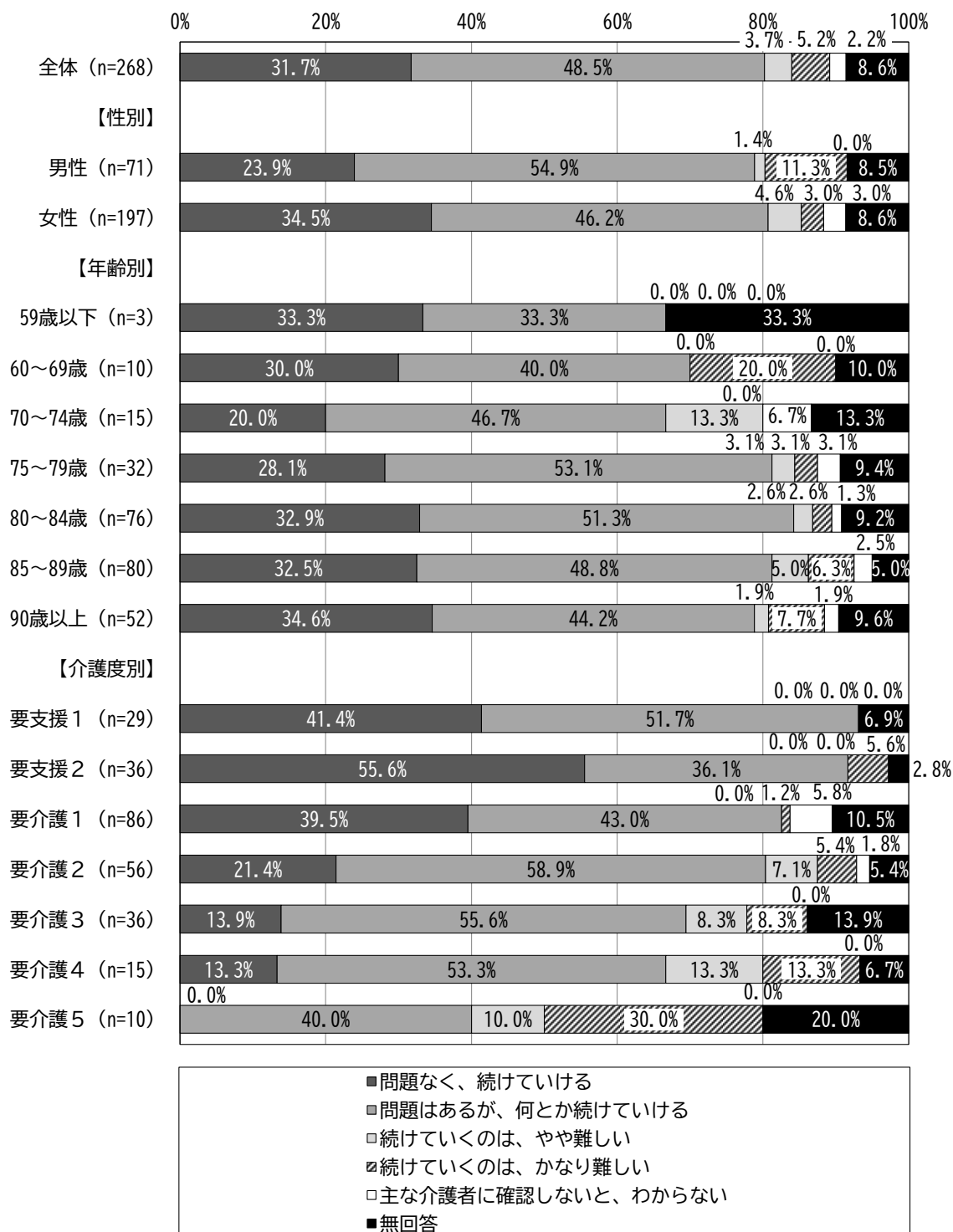
【性別・年齢別・要介護度別クロス】



⑤ 主な介護者の就労継続について

今後も働きながら介護を続けていけるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が48.5%と最も多く、次いで、「問題なく、続けていける」が31.7%、「続けていくのは、やや難しい(3.7%)」、「続けていくのは、かなり難しい(5.2%)」を合わせた『続けていくのは、難しい(計)』が8.9%となっています。

【性別・年齢別・要介護度別クロス】



第3節 高齢者をめぐる課題

高齢者の現状、アンケート調査結果から次のような課題がうかがえます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化と推進

可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築がさらに必要となります。アンケート調査結果（ニーズ調査）では、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、約4割の方が「そのような人はいない」と回答しています。今後の高齢者単身世帯や夫婦のみ世帯の増加を鑑みると、情報提供・支援体制の充実が求められています。

また、孤立防止や容態の急変の早期発見に向けた地域での見守り活動の強化など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける地域ぐるみで支える体制づくりが求められています。

(2) 早期からの介護予防の取組の重要性

今後も後期高齢者数は増加し、後期高齢化率はますます増加することが見込まれています。後期高齢者の年齢階級別認定者出現率の高さ、生活リスク該当割合の後期高齢者における割合の上昇から、高齢者の方がいつまでも元気に暮らしていくために、早期からの介護予防の取組が重要です。本市における新規要支援者・要介護認定者の平均年齢は、全国や群馬県、近隣市と比べて、低年齢であるという特徴があります。また、アンケート調査結果（ニーズ調査）では、介護予防のための取組の参加について、約7割の方が参加したことが「ない」と回答しています。

上記の現状を踏まえると、健康づくりの推進に向けて、社会参加の場の周知や健康づくり活動の活性化に力を入れて取り組む必要があり、健康で自立した生活を長く送るためには、介護予防を推進し、要支援・要介護状態になることを防止することが重要です。

また、介護予防の充実を目指し、運動機能向上やフレイル予防、認知症予防等の事業の充実を推進していくためにも、各種事業に参加しやすい環境づくりや担い手の確保・育成支援等を進めていく必要があります。

新規要支援者・要介護認定者の平均年齢推移

(単位：歳)

区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
太田市	80.5	80.1	80.6	80.7	81.0
群馬県	81.4	81.3	81.8	81.8	81.7
全国	80.8	80.9	81.4	81.4	81.5

資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」(令和3年11月10日時点)

(3) 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが大切になります。高齢者が趣味・特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供が重要です。

アンケート調査結果（ニーズ調査）では、地域活動の参加頻度については「参加していない」が約5割から7割程度となっているほか、趣味が「思いつかない」が25.3%、生きがいが「思いつかない」が39.1%となっており、高齢者が暮らしの質を高め、元気で暮らしていけるよう、より多くの人が参加しやすい活動の場や機会の充実を図ることが求められます。

また、シルバー人材センターやハローワーク等と連携し、高齢者の就労や社会参加のための情報提供等を行い、生きがいのある生活を送ることができるよう支援していくことが重要です。

(4) 「共生」と「予防」のための認知症施策の推進

アンケート調査結果（在宅介護）では、家族が不安に感じる介護について「認知症状への対応」が29.7%と最も多くなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが令和元年6月に取りまとめられた国の「認知症施策推進大綱」で示されています。この「共生」と「予防」を推進するためには、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームなどが早期発見や適切な支援を行えるよう多職種連携の推進を図っていくことが重要です。

また、アンケート調査結果（ニーズ調査）では、認知症に関する相談窓口の認知度について、「知らない」という回答が78.4%となっており、認知症に関する相談窓口の更なる周知が必要です。さらに、認知症に対する正しい知識の普及啓発や、認知症の人や家族のニーズに合わせた相談・支援体制の整備を進め、「認知症の人や家族が地域と共によりよく生きる町」を目指すことが重要です。

(5) 在宅医療・介護の継続

アンケート調査結果（在宅介護）では、約8割が施設等への入所・入居を検討していないと回答しており、今後も在宅で介護を受けながら生活することが出来る体制づくりが重要と考えています。在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されます。そのため、地域における関係機関の連携体制の強化を図るとともに、広く市民に対して在宅医療に関する知識の普及啓発や情報提供を推進していく必要があります。

(6) 在宅介護の継続に向けた家族等介護者への支援

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活していくためには、介護者を支える仕組みづくりが重要です。

アンケート調査結果（在宅介護）では、47.4%の介護者の方が「働いている」と回答しており、そのうち介護をするにあたって働き方の調整をしている方が約5割となっています。

これからも介護を継続していけるかでは、「問題はあるが何とか続けていける」が48.5%と最も多くなっていますが、続けていくのは難しいという回答も見受けられました。

国においては、家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進しており、本市においても介護に関する情報提供体制を整備していく必要があります。

また、今後介護者自身の高齢化も進むことから、介護者の負担を軽減するための取組の充実が求められます。

(7) 介護サービスの基盤

本市の要支援・要介護認定者は微増加傾向にあり、介護保険サービス受給者数は、年々増加し令和5年度（3月報時点）は、8,299人となっています。

今後も介護保険サービス給付費は年々増加することが見込まれるため、適正な認定や必要とするサービスが適正に提供できるよう、介護給付費適正化の取組を充実していくことが求められます。

また、第9期計画においては、計画期間中に令和7（2025）年を迎え、高齢者人口のピークを迎える令和22（2040）年の中長期的な視点に立った計画策定が求められており、現状を的確に捉えるとともに、中長期的な将来ビジョンを設定する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

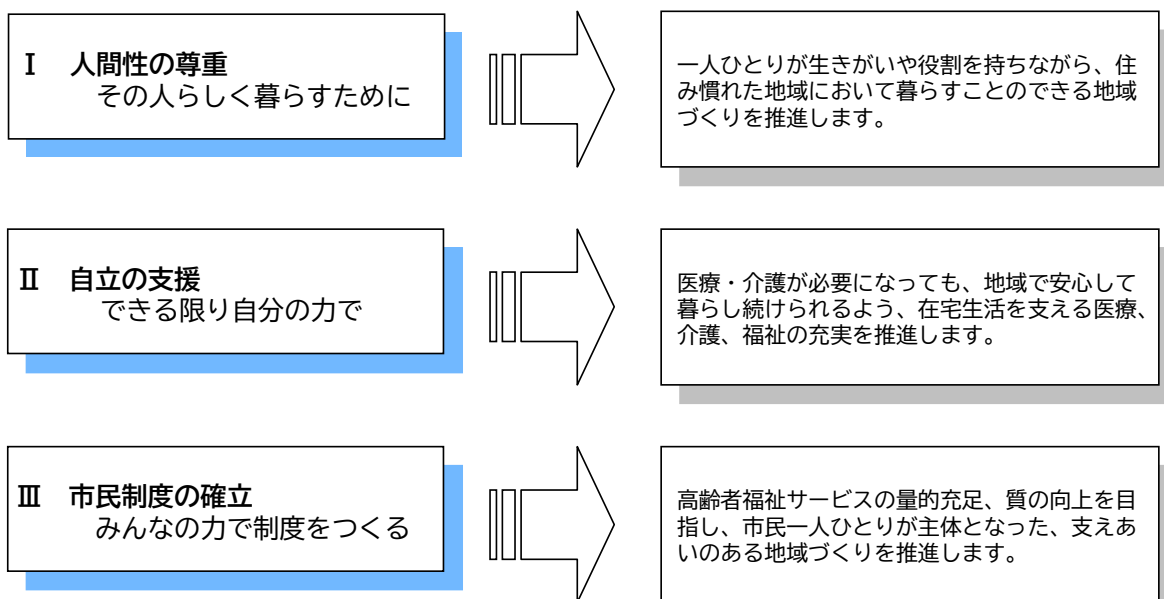
本計画では、団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。そのためには、保健・医療・福祉の充実を図り、高齢者自身がいきいきと生きがいをもって日々を過ごし、介護予防や社会参加に努めることが重要になります。

これらのことを踏まえて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる体制（地域包括ケアシステム）の充実、在宅医療と介護の連携や認知症の早期発見・早期支援等の取組を推進していくことを目的として、「めざそうよ、健康長寿の生き生き おおた」を基本理念とします。

めざそうよ、健康長寿の生き生き おおた

第2節 基本方針

次の3つの基本概念を、本計画の基本方針として掲げます。



第3節 基本目標

基本目標1 一人ひとりの健康づくりの推進

高齢化社会においては、高齢になっても元気に活動できるよう健康を維持することが重要です。それには、若い時から自分の健康に気をつける必要があります。

介護予防と自立の支援に向けて、各種検診等を効果的に活用するとともに、健康づくりを支援する相談や教育事業に取り組みます。

基本目標2 高齢者の能力発揮への支援

活力ある高齢化社会とするためには、高齢者一人ひとりがこれまでに培った、知識や経験を生かすことのできる「活動の場」の確保が必要です。地域を支える担い手の一員として、生きがいを感じ、活躍できる環境づくりを推進します。

基本目標3 一人ひとりの生活の質の向上

介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、適切な介護サービスを提供します。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の孤立を防ぎ、支援が必要な高齢者を適切に把握し、相談につながるよう、地域で見守り合う体制づくりを推進します。

基本目標4 介護サービスの拡充

保健・医療・福祉の関係機関が連携し、介護予防や自立した生活支援のための事業の充実を推進します。

また、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの拡充に取り組みます。

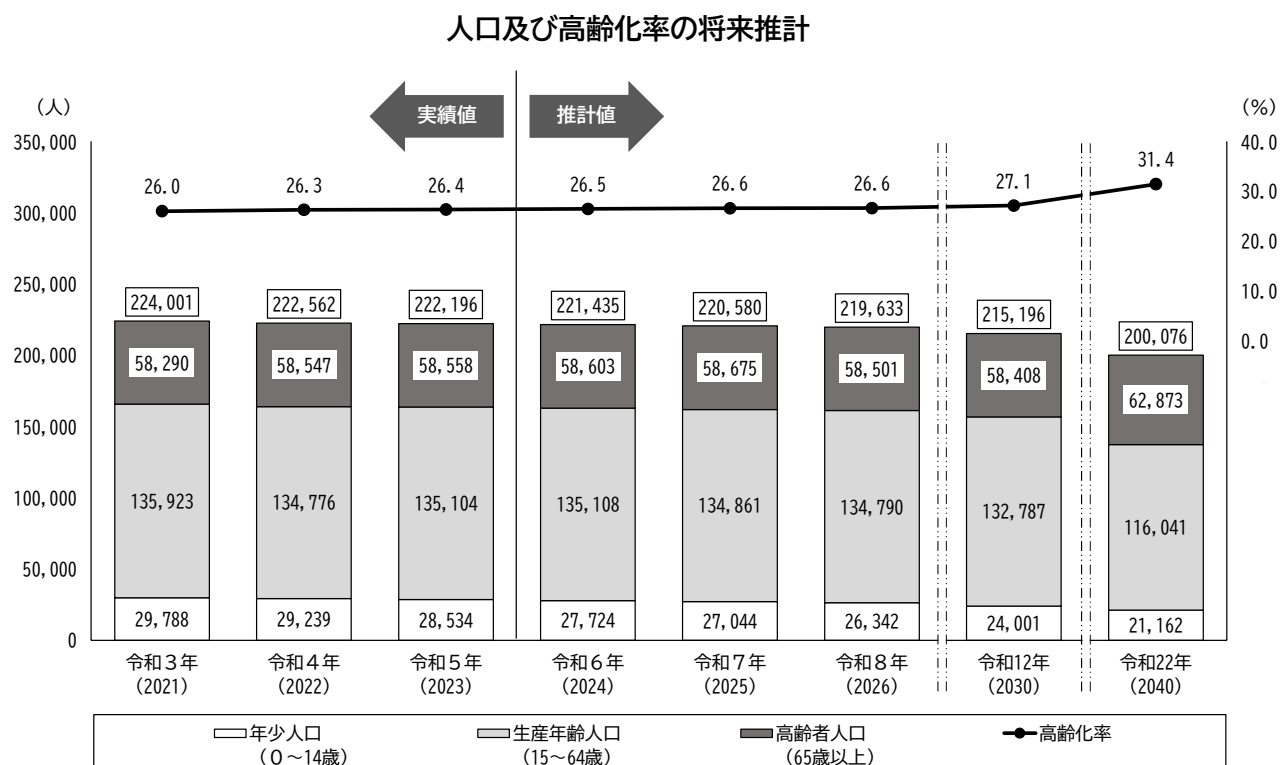
第4節 高齢者人口等の将来推計及び第9期の目標

(1) 高齢者人口等の将来の見込み

① 人口及び高齢化率の将来推計

本市の人口の将来推計では、今後も減少傾向が続き、令和5年の222,196人の人口が、令和22(2040)年には200,076人まで減少すると予測されます。

また、高齢化率は令和5年の26.4%から令和7(2025)年には26.6%、令和22(2040)年には31.4%になると予測されます。



区分	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和22年(2040)
総人口	224,001	222,562	222,196	221,435	220,580	219,633	215,196	200,076
年少人口	29,788	29,239	28,534	27,724	27,044	26,342	24,001	21,162
生産年齢人口	135,923	134,776	135,104	135,108	134,861	134,790	132,787	116,041
高齢者人口	58,290	58,547	58,558	58,603	58,675	58,501	58,408	62,873

資料：令和3～5年住民基本台帳（各年3月31日現在）
 コーホート変化率*による人口推計

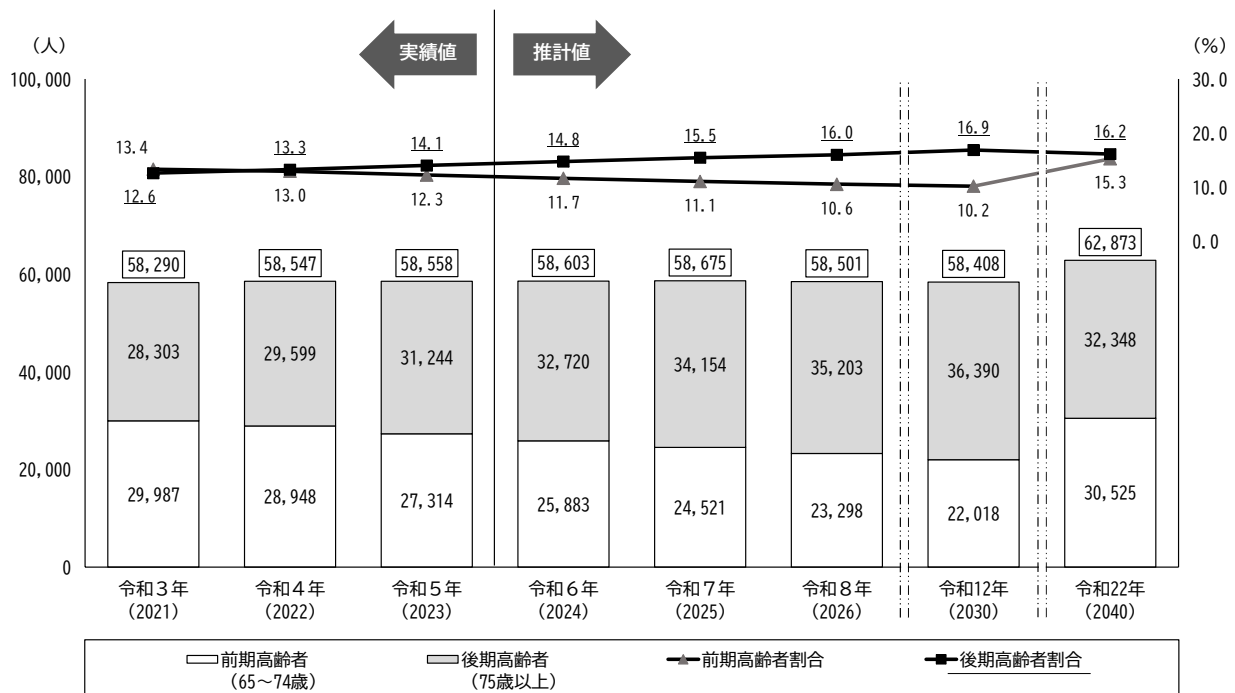
※コーホート変化率とは

コーホート（同年に生まれた人々の集団）ごとの一定期間における人口増減を変化率としてとらえ、その率が、将来も大きく変化しないものと推計し、それに基づき将来人口を推計する一般的な方法

② 高齢者人口（被保険者数）の将来推計

本市の高齢者人口の将来推計では、今期計画期間中は微増減し、その後は増加すると推計されます。前期高齢者は、計画期間は減少すると予測されます。後期高齢者は、年々増加し令和12(2030)年には3万6千人台に達し、その後は減少すると予測されます。

高齢者人口の将来推計



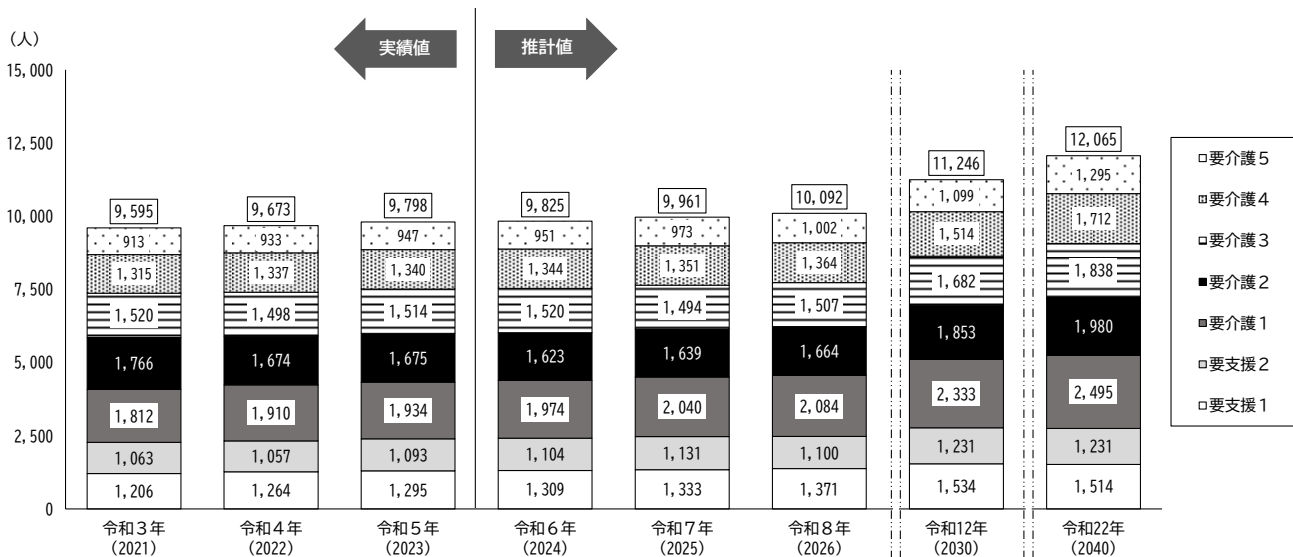
区分	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和22年(2040)
高齢者人口	58,290	58,547	58,558	58,603	58,675	58,501	58,408	62,873
前期高齢者(65~74歳)	29,987	28,948	27,314	25,883	24,521	23,298	22,018	30,525
後期高齢者(75歳以上)	28,303	29,599	31,244	32,720	34,154	35,203	36,390	32,348
前期高齢者割合(65~74歳)	13.4	13.0	12.3	11.7	11.1	10.6	10.2	15.3
後期高齢者割合(75歳以上)	12.6	13.3	14.1	14.8	15.5	16.0	16.9	16.2

資料：令和3～5年住民基本台帳（各年3月31日現在）
 コーホート変化率法による人口推計

③ 要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数は今後も増加が続き、令和8（2026）年までには1万人台になるものと予測されます。

要支援・要介護認定者数の推計



区分	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和22年(2040)
要支援・要介護認定者数	9,595	9,673	9,798	9,825	9,961	10,092	11,246	12,065
要支援認定者数	2,269	2,321	2,388	2,413	2,464	2,471	2,765	2,745
要支援1	1,206	1,264	1,295	1,309	1,333	1,371	1,534	1,514
要支援2	1,063	1,057	1,093	1,104	1,131	1,100	1,231	1,231
要介護認定者数	7,326	7,352	7,410	7,412	7,497	7,621	8,481	9,320
要介護1	1,812	1,910	1,934	1,974	2,040	2,084	2,333	2,495
要介護2	1,766	1,674	1,675	1,623	1,639	1,664	1,853	1,980
要介護3	1,520	1,498	1,514	1,520	1,494	1,507	1,682	1,838
要介護4	1,315	1,337	1,340	1,344	1,351	1,364	1,514	1,712
要介護5	913	933	947	951	973	1,002	1,099	1,295

資料：厚生労働省「見える化システム」による推計値（第1号被保険者及び第2号被保険者計）

(2) 日常生活圏域の設定

国の基本指針において、市町村介護保険事業計画の策定に関する基本的事項に「日常生活圏域の設定」が定められています。

市民が日常生活を営んでいる地域として、行政区、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、第9期においても引き続き日常生活圏域を9圏域とします。

太田市における日常生活圏域9圏域

(単位：人)

圏域名	地区名	人口	高齢者人口	高齢化率
第1圏域	太田・鳥之郷	23,592	6,117	25.9%
第2圏域	九合・休泊	39,260	8,932	22.8%
第3圏域	沢野	27,057	5,923	21.9%
第4圏域	葦川	21,651	5,851	27.0%
第5圏域	強戸・毛里田	18,802	5,807	30.9%
第6圏域	宝泉	26,398	7,257	27.5%
第7圏域	尾島	14,174	4,121	29.1%
第8圏域	木崎・生品・綿打	29,055	8,909	30.7%
第9圏域	藪塚東部・藪塚西部	22,207	5,641	25.4%

資料：住民基本台帳人口（令和5年3月31日現在）

【包括支援センター圏域図】



圏域名	担当地区	名称	設置数
第1圏域	太田・鳥之郷	太田・鳥之郷地域包括支援センター	1
第2圏域	九合・休泊	九合・休泊地域包括支援センター	1
第3圏域	沢野	沢野地域包括支援センター	1
第4圏域	葦川	葦川地域包括支援センター	1
第5圏域	強戸・毛里田	強戸・毛里田地域包括支援センター	1
第6圏域	宝泉	宝泉地域包括支援センター	1
第7圏域	尾島	尾島地域包括支援センター	1
第8圏域	木崎・生品・綿打	新田地域包括支援センター	1
第9圏域	藪塚東部・藪塚西部	藪塚地域包括支援センター	1

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、「住まい」「生活支援・介護予防」「医療」「介護」を一体的に提供し、地域共生社会の実現に向けた中核的な役割を担うものです。

「支える側」「支えられる側」という枠を超え、地域ぐるみで支え合いながら、高齢者が自らの意思で自分らしい生活をできる限り継続し、医療や介護が必要になっても安心して生活できる取組を推進していきます。

高齢者の相談・支援の中核を担う地域包括支援センターの質の確保、体制整備の拡充が図れるよう、庁内や関係機関との連携を強化します。

今後も認知症高齢者の増加は見込まれるため、認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症に対する社会の理解を一層深めることが重要です。

認知症の人が社会から孤立することなく、地域社会とつながることができる仕組みづくりを推進していきます。

なお、要支援者に行う介護予防支援については、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できるとともに、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することが可能とされました。（施行期日：令和6（2024）年4月1日）



資料：厚生労働省の資料を基に作成

第5節 施策体系





第2部 各論

第1章 基本目標1 一人ひとりの健康づくりの推進

基本施策1 介護予防の充実

高齢者の割合が増加していく中、今後の介護予防事業のあり方として、単に運動機能や栄養状態など心身の機能改善をめざした事業を行うだけではなく、地域に社会参加できる場を創出することによって、介護予防の習慣化につなげていく取組を推進していきます。

また、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化防止を一体的に実施するような枠組みの構築をめざし、高齢者の生活機能全体を向上させ、生きがいを持ち、自立した生活を営むことができるよう、地域住民とリハビリテーションの専門職等、多様な専門職が連携し、さまざまなアプローチから介護予防や重症化防止を進められる地域づくりを推進します。

事業① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業内容	令和2年度より、高齢者のフレイル予防の取組として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を開始しました。この事業はフレイル予防のため日常生活圏域ごとに、リスクの高い対象者へのアプローチを行うハイリスクアプローチと高齢者の通いの場にアプローチを行うポピュレーションアプローチに分け高齢者に対するフレイル予防を実施します。この事業は群馬県後期高齢者医療広域連合から受託し、関係する部署と連携し実施しています。
現状と課題	高齢者の単身世帯数は年々増加しており、対策のため市独自の見守りの施策をしています。市外からの就労のため市に定住した身寄りが近くにいない高齢者も多く在住しており、ひとり暮らし高齢者調査では、健康に不安がある割合が後期高齢者から半分を上回っている状況にあります。しかし、専門職ではない職員の訪問や訪問を希望しない等のため健康状態が把握しにくく、市外出身者も多いことからソーシャルサポートが必要な者も多いため専門職の介入が必要な人が多いと思われます。
今後の方向性	各関係団体と連携を図り、地域のネットワークを活用し、フレイル予防のため専門職の介入をしていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ハイリスクアプローチ 対象者	介入率 (%)	50	100	100	100	100	100	100

事業② 介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容	総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的として実施しています。本市においては、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業があります。
現状と課題	平成 28 年 1 月に介護予防給付から移行した訪問・通所介護相当サービス及び要支援者への介護予防ケアマネジメントを行う介護予防・生活支援サービス事業と、介護予防把握事業等を含む一般介護予防事業を実施しています。 一般介護予防事業を通して市民の健康寿命の延伸をどれだけ図れるかが重要です。
今後の方向性	地域と連携して、各一般介護予防事業を包括的に実施することで、地域への介護予防の周知や自主的な取組の推進を図り、行政と市民が共同して健康寿命の延伸を目指す社会づくりに取り組んでいきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防 ケアマネジメント事業	人数 (人)	8,899	8,256	8,140	8,161	8,200	8,200	8,200
訪問型サービス	人数 (人)	5,596	5,694	5,546	5,502	5,500	5,500	5,500
通所型サービス	人数 (人)	8,838	8,604	8,999	9,745	10,000	10,000	10,000

事業③ 介護予防把握事業

事業内容	閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動や地域包括支援センターが行う介護予防教室等へつなげ、もって高齢者の介護予防に資することを目的としています。民生委員、区長、本庁窓口、警察から収集した情報等を活用し、地域包括支援センター職員が直接対象者を訪問し、実態把握を行っています。
現状と課題	閉じこもり高齢者等を把握し、介護予防活動へつなげることが目的とされているが、把握方法については、地域の区長や民生委員の他、ご近所の方などのネットワークの構築が必要です。令和3年度から地域包括支援センターが各圏域に事務所を設けたことからより地域に根付いた把握活動が期待されます。
今後の方向性	地域包括支援センターの周知を含め、地域のネットワーク構築を推進し、閉じこもり高齢者等の早期把握と介護予防につなげられるよう事業実施をしていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
把握数	延べ人数 (人)	1,106	1,320	1,364	1,350	1,350	1,350	1,350

事業④ 介護予防普及啓発事業

事業内容	市内在住の概ね 65 歳以上の高齢者に運動教室等サービスを提供することで、介護予防への動機付けを図っています。具体的には、介護予防教室、のびのび運動教室、ノルディック・ウォーク教室等を実施しています。
現状と課題	現在、地域包括支援センターに委託する介護予防教室、のびのび運動教室と市主催のノルディック・ウォーク教室を実施しています。委託の介護予防教室では、行政センターを中心に実施していますが、会場の確保、高齢者の移動手段が課題になってきます。
今後の方向性	地域住民が集まりやすい集会所での開催、地域住民が集う既存事業での実施等増やしていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防教室	実施日数 (日)	0	59	156	200	210	210	210
	参加者数 (人)	0	651	2,143	4,300	4,500	4,500	4,500

事業⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業内容	住民主体の介護予防活動グループの持続的な取組を支援するため、リハビリ専門職を派遣し、介護予防に必要な知識の提供、技術的助言を行っています。
現状と課題	リハビリ専門職として、太田地域リハビリテーション広域支援センターの協力のもと、介護予防自主グループ支援事業、関連イベント等に幅広く理学療法士や作業療法士を派遣し、実施しています。近年では、市オリジナルの介護予防体操（おたん体操）を作成し、介護予防教室や講習会にも取り入れているところです。
今後の方向性	リハビリ専門職との連携を強化し、実践的な介護予防の普及を図っていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自主グループ支援事業	実施回数 (回)	4	13	21	19	20	20	20
	参加者数 (人)	44	139	209	190	200	200	200

基本施策2 健康づくりの推進

健康づくり分野では、健康寿命の延伸に向けて、健康無関心層も含めた予防・健康づくりが進められています。

また、市民一人ひとりが、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らし、早い段階から望ましい生活習慣を身につけ疾病予防に取り組むことができるよう、市民の主体的な健康づくりに対する支援を引き続き推進します。

事業① 健康教育事業

事業内容	市民の健康への意識の向上を図り生活習慣病等を予防するため、市民のニーズを考慮した講演会や教室等を開催するとともに、地域や各種団体等からの依頼による健康教育を行っています。具体的には、健康づくり講演会や出前講座、禁煙チャレンジを実施しています。
現状と課題	令和3年度から開始した地域等からの依頼による出前講座及び禁煙指導を行う禁煙チャレンジの参加者は増加傾向です。 生活習慣病予防教室等の参加者が少ないため、周知方法や内容の検討が必要です。
今後の方向性	生活習慣病の予防、その他の健康に関する事項について正しい知識の普及を図り、健康の保持増進を推進します。出前講座の参加者は65歳以上の高齢者が多いため、地域支援事業と連携を図りながら実施していきます。生活習慣病予防教室等の参加者が少ないため、周知方法や内容を検討していきます。 令和5年度より、教室参加者と禁煙チャレンジ参加者へOTACOのポイント付与を実施します。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
健康教室	参加者数 (人)	4,269	4,521	6,414	6,450	6,500	6,550	6,600

事業② 健康相談事業

事業内容	市民の健康づくりを支援するため、本人・家族からの相談に応じ、市民の健康意識の向上を図るとともに、地域や各種団体からの依頼による健康相談を行い、市民がいつでも気軽に相談しやすい体制を作ります。具体的には、市民が集まる場所に出向く出張健康相談や市内3か所の保健センターにおいて、定期・随時の健康相談(来所・電話)を実施しています。
現状と課題	出張健康相談は不定期で実施しています。参加者アンケートでは「健康を考えるきっかけになった」と好評を得ています。定期健康相談は市内3か所の保健センターにて月4回、年間48回実施していますが参加者は少ないため再考が必要であり、来所・電話での随時相談の相談者が多数を占めています。 健康課題に合わせた重点健康相談として、骨粗しょう症相談会等を実施していく必要があります。
今後の方向性	引き続き、定期・随時相談や出張健康相談等を実施し、市民がいつでも気軽に相談できるよう周知を図っていきます。骨粗しょう症相談会等、健康課題に合わせた事業を実施するとともに、市民の健康に関するニーズを把握し、行動変容を促すような働きかけを検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
健康相談	参加者数 (人)	1,488	1,595	1,339	1,400	1,450	1,500	1,550

基本施策3 疾病の早期発見と予防

生活習慣病や社会生活環境の改善を通じて健康寿命を延伸させ、市民の健康状態や疾病傾向など、地域特性や健康課題を明らかにし、一人ひとりが健康を意識しながら、ライフステージに応じた主体的・継続的な健康づくりに取り組む環境を整備していくことが必要です。

高齢者が長く健康な生活を送ることを目指すため、各種検診等を実施し、様々な疾病の早期発見・早期治療を促し、生活習慣病の悪化による要介護状態になることを防止していくため、生活習慣病予防の取組を推進します。

事業① 各種がん検診

事業内容	疾病の早期発見・早期治療を図るため、地域住民に検診の必要性や、生活習慣病予防の重要性を周知し、受診率の向上に努めています。具体的には、SNSを活用した受診勧奨、未受診者への再通知、市民の利便性を考えた検診設営を行っています。
現状と課題	平成25年度からワンコイン(500円)検診を開始しています。平成28年度から国の指針に則り乳がん検診の視触診を廃止し、検診実施医療機関が減少したため、胃・大腸・子宮頸がん・乳がん・肺がん検診の5検診全体の受診者数は、平成27年度が最大となっています。令和2年度は、コロナ禍による受診控えで受診数が大幅に減少しましたが、受診者数は回復傾向です。
今後の方向性	有効性の確立した正しい検診を徹底した精度管理で正しく行い、受診率向上対策を実施し、市民の死亡率減少を目指します。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
5がん検診全体	参診者数 (人)	56,539	68,759	68,731	68,800	68,900	69,000	70,000

事業② 歯周病検診

事業内容	健康増進法に基づく健康増進事業の一環として、生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、疾患の早期発見と、日常的に自らが予防に努められるよう正しい知識の普及と自己管理能力の高揚を図ることを目的として行っています。 検診対象者：20歳以上70歳以下の5歳刻み年齢の人 実施方法：歯科医師会に所属する歯周病検診一次登録医療機関及び精密検査実施医療機関により実施
現状と課題	対象者に受診券を送付し定期的に歯科受診する機会のない方に受診のきっかけづくりとして行っているが、受診者数が増加しないのが課題です。
今後の方向性	行動変容を促すような周知等の働きかけを検討し、受診者数の増加を図るよう実施していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
歯周病検診	参診者数 (人)	232	316	332	340	350	360	370

事業③ 骨粗しょう症検診

事業内容	健康増進法に基づき、生涯にわたる健康の保持増進を促進するために、骨量の減少を早期発見し、進行を抑制すること、自分の骨密度を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることを目的として行っています。
現状と課題	30～70歳間の5歳刻み年齢の女性を対象に実施しています。 高齢の人の受診が多く、5歳刻み年齢以外での受診も見受けられるため、若年期から5歳刻み年齢での受診を推進することが重要です。
今後の方向性	若年期から骨量を維持することの重要性、骨量は急激に減少しないことを引き続き周知します。令和6（2024）年度からは、20歳～70歳間の5歳刻み年齢の女性を対象とします。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
骨粗しょう症検診	参診者数 (人)	424	1,025	1,140	1,200	500	510	520

※令和6（2024）年度から20～70歳の5歳刻み年齢の人のみ受診可とする

事業④ 特定健康診査

事業内容	疾病の早期発見・早期治療を図るため、地域住民に検診の必要性や、生活習慣の重要性を周知し、受診率の向上に努めています。 メタボリックシンドロームやフレイルの予防、健康寿命の延伸を目的として、一般社団法人太田市医師会に所属する健診登録医療機関において、特定健康診査を実施しています。 市民課デジタルサイネージの活用及び行政センターや医療機関におけるポスター掲示により制度周知を図っています。
現状と課題	第8期計画期間では新型コロナウイルス感染症の影響があり、特定健診の受診率の低下がみられる年度もありましたが、AI（人工知能）やナッジ理論を活用した受診勧奨を活用し受診率は回復しています。しかし、今後もより多くの被保険者の健康状態を把握するため受診率向上に努めていく必要があります。
今後の方向性	今後の要介護者の減少のため、国民健康保険から後期高齢者医療制度への切れ目ない支援をし、疾病の早期発見や重症化予防をしていく必要があります。令和6（2024）年に策定される第三期データヘルス計画では、健康寿命延伸のために保健事業を実施します。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
特定健診	受診率 (%)	35.1	40.4	40.7	—	41.0	43.0	45.0

※令和5年度については、令和6（2024）年秋に数値確定のため、最新数値は令和4年度となる

事業⑤ 後期高齢者健康診査

事業内容	生活習慣病等の早期発見や重症化予防及び心身機能の低下予防を図るため、後期高齢者に健診の必要性や、生活習慣の重要性を周知し、受診率の向上に努めています。
現状と課題	第8期計画期間では後期高齢者健康診査（特定健診）の受診率が新型コロナウイルス感染症の影響により低下した年もありましたが、太田市広報等での周知により受診率は増加しています。健康保持増進のためにも後期高齢者の受診率向上が重要です。
今後の方向性	今後も高齢者の健康保持増進を図るためには、後期高齢者健康診査（特定健診）の受診を促進し被保険者の健康状態の把握をしていくことが重要であると考えます。健診未受診者に対しては健診受診勧奨及び制度周知を進めていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
特定健診	受診率 (%)	35.5	37.1	38.1	—	41.0	42.0	43.0

※令和5年度については、令和6（2024）年秋に数値確定のため、最新数値は令和4年度となる

事業⑥ 感染症対策事業

事業内容	太田市新型インフルエンザ等対策行動計画を基本に介護事業所における感染症対策や高齢者に対する予防接種等感染症対策を支援します。
現状と課題	高齢者が感染症に罹患した場合、重症化する可能性が高いだけでなく集団感染を起こす恐れがあります。日頃から高齢者施設において感染症の発生防止に努めるとともに、発生時の体制を整備しておくことが重要です。
今後の方向性	介護事業所における感染症対策や高齢者に対する予防接種等感染症対策を支援します。

区分	指標	実績値				見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
インフルエンザ予防接種	接種者数 (人)	40,180	36,355	37,223	36,900	37,000	37,000	37,000	
高齢者の肺炎球菌予防接種※	接種者数 (人)	2,247	2,103	1,829	1,900	900	900	900	

※高齢者の肺炎球菌予防接種：令和6（2024）年度から対象者が変更となる見込み

第2章 基本目標2 高齢者の能力発揮への支援

基本施策1 生きがい・社会参加と交流

高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、就労的活動を含めて地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供する等、分野を超えた活動の機会の提供、就労的活動及び発表の場・交流機会の充実などの施策の推進を図ります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって低下した通いの場への参加と地域のつながり回復に向けて、事業の周知に努めます。

また、人生100年時代を見据え、働きたい意欲のある高齢者の視点に立った働き方が広がること、高齢者にとって生きがいのある生活につながります。定年退職後等においても、高齢者自身が長年培ってきた知識や経験を生かし、地域での就労や支え手としての社会参加へつながるよう、就業機会の確保を支援します。

シルバー人材センターの会員の拡大や、高齢者の生活支援ニーズに合ったサービス提供の拡充を図ります。

事業① サロン事業

事業内容	地域主体の交流推進を図るため、区長・民生委員・ボランティア等が中心となって地域を拠点に、住民である当事者と協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動を推進しています。ふれあい・いきいきサロンへ助成金による支援をしています。
現状と課題	新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなかで、感染対策をしながらサロンを開催していました。新型コロナウイルス感染症が5類になったため、今後はコロナ前の件数に戻るよう、活動を推進していく必要があります。
今後の方向性	活動に意欲的な地区もあり、地域の高齢者から開催を希望する声もあることから高齢社会には必要な事業と思われ、今後も継続できるように検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ふれあい・いきいきサロン	実施団体数 (団体)	25	25	14	30	35	40	45
	開催数 (回)	234	128	124	130	525	530	535

事業② お茶の間カフェ推進事業

事業内容	「お茶の間カフェ」を通じ、高齢者の孤立防止や健康増進を図るとともに、多様なメニューづくりや通いの場の運営を高齢者が担うことで、社会参加による生きがいづくりを目指します。
現状と課題	新型コロナウイルス感染症予防のため、休止としていたお茶の間カフェは準備ができた所から再開を進め、全地区で再開及び立ち上げをしました。休止期間が長く、ボランティアの減少や運営の仕方を忘れてしまったサポーターが多く、前向きに考えてくれる人が少ない状況です。また、送迎をしてくれるサポーターの人数確保が難しくなっています。
今後の方向性	基本となる各地区週2回の運営と、昼食及び買い物支援を全地区に実施するために、サポーターの確保を行い、利用者及び希望に添えるよう体制を整えていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
お茶の間カフェ	開催数 (回)	中止	4	416	750	864	864	864
	参加者数 (人)	中止	41	3,693	9,000	10,000	11,000	12,000

事業③ お茶の間カフェ推進事業（担い手）

事業内容	高齢者によるボランティア活動により社会参加、社会貢献を通じて生きがいの場づくりとなるとともに、介護予防にもつながっています。引き続き、高齢者のボランティア活動支援を行っていきます。
現状と課題	ボランティアを実施する登録者を募集するために、周知活動が必要です。 お茶の間カフェは、有償ボランティアが運営を担っています。
今後の方向性	ボランティアの募集を行い人数確保に努めるとともに、ボランティアの研修等を行い強化していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
お茶の間カフェ	サポーター数 (人)	234	231	136	150	160	170	175

事業④ シルバー人材センター

事業内容	経験豊かな高齢者の就業機会を提供する場であり、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進める場です。 活力ある地域社会づくりに貢献できるよう、今後も会員募集の周知を徹底していきます。
現状と課題	シルバー人材センターに登録した会員が社会参加している場として、高齢者世帯の困りごとを解決する「ちょいサポ隊」があります。ゴミ出しや買い出し代行、話し相手など一つの作業につき1時間500円でちょいとサポートしています。 シルバー人材センターでは、他にも就業の機会の提供をしていますが、会員のなり手が伸び悩んでおり、今後も求人方法の工夫や広報活動等をさらに行い、会員の募集を行っていく必要があります。
今後の方向性	高齢者が健康で生きがいを持って働ける場として、シルバー人材センターの活動を支援します。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
加入状況	加入者数 (人)	870	848	835	831	831	831	831

事業⑤ 高齢者無料職業紹介所事業

事業内容	高齢者の生きがいづくりでもある就業機会の確保は、活力ある地域社会の形成にとっても重要であり、引き続き高齢者無料職業紹介所等を通じて、就労支援を推進していきます。
現状と課題	商工会議所と商工会の会員企業へ事業案内チラシの配布や、公共施設にて事業案内チラシの配布、市広報や社協だより等で周知を図っています。なお、令和3年4月の高年齢者雇用安定法の改正（定年延長等）により、60歳代の求職者が減少傾向にあります。
今後の方向性	求職者開拓については、公共施設での事業案内チラシの配布、市広報や社協だより等で引き続き周知していきます。また、求人開拓については、様々な業種の事業所へ周知を図り、より多くの求職者に提供できるよう推進していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
採用者数	実人数 (人)	12	10	13	10	10	10	10

事業⑥ スポーツ・レクリエーション活動の推進事業

事業内容	適度な運動をすることは生活習慣病を予防する効果が認められています。全市民を対象にした太田スポレク祭、上州太田スバルマラソンや高齢者を対象としたラジオ体操普及教室を実施しており、各事業とも回数を重ね、定着した事業となっています。継続実施を通じ、多くの市民にスポーツの機会を提供しており、健康増進に寄与しています。
現状と課題	本市最大級のスポーツイベントである太田スポレク祭や上州太田スバルマラソンが令和2・3年度は中止になるなど、ここ数年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、様々な活動が中止・延期を余儀なくされてきました。機会の喪失が、スポーツの習慣や多様な交流の喪失につながらないよう、安定的・継続的に実施できる体制づくりが重要です。
今後の方向性	今後も引き続きスポーツの習慣がない人でも気軽にスポーツに触れることができる場を提供していきます。また、スポーツを通じた精神的な充足感の獲得や自律心の向上等のため、競技性の高い活動機会も提供していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
スポレク自由参加行事	延べ行事数 (行事)	中止	中止	3	6	7	7	8
マラソン参加者	人数 (人)	中止	中止	3,791	3,700	3,800	3,800	3,800

事業⑦ 太田市シニアeスポーツ推進事業【新規】

事業内容	シニア世代の新たなコミュニケーションの場として、全国的にも広がりを見せているシニアeスポーツの普及に努めています。ゲームを通じた世代間交流のツールとしてのみならず、ゲームでの対戦を通じて脳トレの側面もあり、認知症予防効果が期待されています。また、孤立予防やいきがい推進にもつながると言われています。具体的には、市内行政センターでの講座や大型ショッピングモールでの啓発イベントを実施しています。
現状と課題	令和5年5月にスタートした事業ですが、8月末時点で計193名に体験していただくなど、好調な滑り出しとなっています。シニアeスポーツは『ねんりんピック2024』にも種目として採用されるなど、今後拡大していくジャンルです。
今後の方向性	今後、県等によりイベントや大会の開催が想定されるので、単発の体験に終わらず、継続的に参加いただけるような講座の開催や技術面を向上させる講座の開催、また県事業との連携も検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
参加者数	人数 (人)	—	—	—	500	550	600	650

事業⑧ 地域介護予防活動支援事業

事業内容	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情にに応じて効果的かつ効率的に支援しています。心身機能・活動・参加のバランスよい働きかけが出来ることを目的とし、介護支援ボランティア、介護予防自主グループへの支援、介護予防サポーターの養成の3事業を展開しています。
現状と課題	介護予防自主グループ支援事業を主として実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新規の自主グループが立ち上がっていない現状があります。また、既存のグループのメンバーも固定化、高齢化が見受けられます。介護支援ボランティアはコロナ禍により長期中断となってしまったため、再構築の必要があります。
今後の方向性	既存の介護予防自主グループに対しては、実施内容に変化をつけながら、長期的に支援していきます。また、自主グループに限定することなく、介護予防に資するグループへの医療専門職講師派遣等の支援も検討していきます。介護支援ボランティアや介護予防サポーターは介護施設や関係団体の要望を踏まえながら展開していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
自主グループ支援事業	実施回数 (回)	19	4	27	25	26	26	26
	参加者数 (人)	257	32	301	260	270	270	270

事業⑨ 老人クラブ活動の支援

事業内容	老人クラブは、住み慣れた地域を活動の場としたおおむね60歳以上の方を対象としたクラブです。会員相互の親睦を深めるレクリエーションや奉仕活動、地域社会との交流を図る事業を行い、自らの高齢期を健全で豊かなものにするために活動しています。
現状と課題	新型コロナウイルス感染症の影響で、各クラブとも事業に対して消極的になっており、クラブ数や会員数の減少が加速している状況です。
今後の方向性	新型コロナウイルス感染症が5類となったことから、少しずつ活動の手助けをするために会議や連合会事務局と連携を取りながら支援していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
会員数	人数 (人)	5,880	5,335	4,944	4,702	4,231	3,808	3,427
クラブ数	団体数 (団体)	100	93	89	88	88	88	88

事業⑩ 高齢者教養講座

事業内容	市内に4か所ある老人福祉センターでは、お風呂の利用のほか、芸能発表会等の自主事業や気功講座、ヨガ教室といったサークル活動を実施しています。
現状と課題	自主事業として、高齢者向けの事業を計画し実施しています。また、自主的に仲間を募り活動しているサークルには、その活動の場を提供し、健康増進、仲間づくりを通して生きがいを共有し、介護予防につなげています。
今後の方向性	今後も継続的に事業を計画・実施し、サークル活動が円滑に実施されるための場の整備と提供に努めていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
高齢者教養講座	講座数 (講座)	1	6	9	9	9	9	9
	サークル数 (サークル)	9	6	9	9	9	9	9
老人福祉センター	設置数 (か所)	4	4	4	4	4	4	4

事業⑪ 生涯学習事業

事業内容	退職後の市民の新たな生活習慣や高齢者の生きがいづくりとして、本格的な学習をする場として「おおた金山(きんざん)中学校」を開校しています。現在中学校で使用されている教科書や資料集を使い、元教諭による授業を受けることにより、新たな学びが市民の意欲となることを目的として実施しています。年間38回程度、週1回の午前中に授業を実施しています。
現状と課題	新たな学びの場として定着して多くの方が参加しています。毎回定員を上回る応募がありますが、会場の都合上、参加人数に制限があるため、定員から漏れてしまう方が学習の機会を得ることが重要です。
今後の方向性	毎回定員以上の応募があるため、参加抽選を行っているが、その抽選方法を検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
おおた金山中学校	満足度 (%)	95.8	83.3	96.4	96.6	96.7	96.8	96.9

事業⑫ 生活支援体制整備事業

事業内容	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続するために、支援ニーズとサービスとのコーディネートを行い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。 社会福祉協議会が中心となり、区長、民生委員、地区社協、ボランティア等の方々と共に、地域の高齢者が率先して社会参加できるよう支援していきます。また、これらに加えて、地域包括支援センターや地域医療・介護機関とのネットワーク構築のための支援を行っていきます。
現状と課題	各地区で協議体を設けて話し合いを進めていますが、地区によって温度差があり、今後の方向性について迷っている場面が多くみられます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により休止していた地区の各種行事の活動再開について判断に困っている状況があります。また、行事の運営などのノウハウを知る人物も減り、地域活動がなかなか再開されない現状があります。
今後の方向性	他の地区や他の自治体の活動などを参考にしたり、住民主体の意見交換を行ったりする中で、それぞれの地区に合った方向性を見出せるよう支援を継続していきます。

■第2層協議体の会議回数

地区名	第2層協議体名称	会議数	
		令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)
		会議数(見込)	会議数
太田	太田支え合いネットワーク	8	10
鳥之郷	鳥之郷ほほえみ支援隊	3	6
九合	九合いきいき支援隊	4	6
休泊	休泊にこにこ協議会	4	6
沢野	ふれあい沢野	4	6
葦川	ささえ合いネットワーク葦川	1	6
強戸	ふるさと強戸支援隊	3	6
毛里田	ささえあいネットワーク ～ほほえみ毛里田～	4	6
宝泉	生活支援隊“宝泉”	2	6
尾島	尾島ささえ愛推進協議体	2	6
木崎	ささえあい木崎	3	6
生品	ささえあい生品	4	6
綿打	ささえあい綿打	4	6
藪塚東部・藪塚西部	ライフサポートネットワークやぶづか	3	6

事業⑬ 認知症カフェ運営補助事業

事業内容	認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりに寄与し、認知症の人の介護者の精神的負担の軽減及び地域における認知症に関する知識の普及啓発を図るための認知症カフェを開催する団体を登録し、補助事業を実施しています。
現状と課題	認知症カフェは藪塚地区に1か所あり、毎月1回開催しています。 他にも問い合わせはありますが、設置まで結びついていないため、市内各所に認知症カフェを設置することが課題です。
今後の方向性	事業概要と補助制度について、繰り返し周知し設置を促していきます。また、設置しやすいように必要に応じて要綱の改正も検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
認知症カフェ	設置数 (か所)	—	0	1	1	2	3	4



第3章 基本目標3 一人ひとりの生活の質の向上

基本施策1 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症高齢者及び家族への支援体制を強化します。

認知症は早期に発見し、適切に対応することで、その後の経過も大きく異なってくることから、初期対応への取組を強化します。

また、認知症に関する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策を進めていきます。

事業① 認知症初期集中支援推進事業

事業内容	認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症サポート医、介護事業者等との連携・情報共有により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
現状と課題	認知症初期集中支援チームに支援を要請する窓口が地域包括支援センターに限定されており、関係する介護事業者等へ周知が行き渡っていないのが現状です。また、精神疾患が疑われる事例が増加傾向にあり、初期・早期の支援介入が重要です。
今後の方向性	対象事例を抱える介護事業者等へ周知・理解を拡げ、早期にチーム員が支援介入できるような体制を構築します。

区分	指標	実績値				見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
初期集中支援チーム員	支援事例数 (事例)	13	10	8	8	10	10	10	

事業② 認知症サポーター養成事業

事業内容	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者を養成するための「認知症サポーター養成講座」について、地域や職域・学校などで開催し、着実に「認知症サポーター」を増やしています。 認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役（「キャラバン・メイト」）を養成します。さらに、認知症の当事者からの発信支援に取り組みます。
現状と課題	サポーター養成講座は、開催希望があった団体（専門学校、一般企業など）を中心に開催しており、令和4年度は、民生委員、区長を対象とした講座や、太田市初となるステップアップ講座も開催しました。講師は、基本的に地域包括支援センターに所属するキャラバン・メイトが行っています。より多くの人に受講してもらうために開催の機会を増やし、実施体制を整備していくことが課題です。
今後の方向性	今後も希望があった団体向けに開催するほか、市民向けに広く養成講座を開催し、幅広い世代への知識の普及や理解者の増加を目指します。また、民生委員をはじめとした、地域の各種団体にも周知を行っていきます。講師についても、地域包括支援センター職員以外のキャラバン・メイトの活用も目指していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
認知症サポーター養成講座	開催数 (回)	11	9	14	10	15	15	15
	受講人数 (人)	254	313	351	350	400	500	500

事業③ 認知症地域支援・ケア向上事業

事業内容	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、高齢者やその家族が気軽に相談できる窓口を整備し市民に広く周知します。また、認知症の症状の変化に応じた、効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、医療関係や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援や、認知症の人やその家族への相談業務等を行います。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護支援講座の開催（全5回） ・ 認知症啓発イベントの開催 ・ 市民向け認知症サポーター養成講座の開催
今後の方向性	現在行っている家族支援、地域支援に加え、認知症の本人も参加できる講座や交流会の開催などによる本人への支援も目指します。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家族支援講座の開催	回数 (回)	—	—	5	5	5	5	5

事業④ GPS端末等貸出事業

事業内容	認知症等により行方不明になる恐れがある人を介護している家族に対して、GPS端末等の貸し出しを行っています。
現状と課題	GPS端末の利用により、発見される例も多くありますが、徘徊の恐れのある高齢者が、常にGPS端末を携帯してくれない場合や、端末の充電が切れてしまう利用者も多いため、正しい機器の管理方法の周知徹底が必要です。
今後の方向性	介護者が比較的若い世代だと、スマートフォン等を有効活用し、位置情報を取得することもできるため、費用や機能性を考慮し、他のサービスを取り入れることも検討する必要があります。しかし、高齢者が介護している利用者の場合は、電話で問い合わせる方法も有効であるため、より良い仕組みを検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
利用者数	延べ人数 (人)	67	159	164	196	200	200	200

事業⑤ 徘徊高齢者等事前登録制度

事業内容	太田市と太田警察署（群馬県警）では、認知症等による徘徊により行方不明者が発生した場合に、早期に発見し保護ができるよう徘徊の恐れのある高齢者等の情報を事前登録とメール配信を行っています。
現状と課題	地域包括支援センターが窓口となり、相談受付や申請の受理をしています。
今後の方向性	GPS端末貸与と並行して事前登録制度も引き続き登録者を増やしていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
年度別新規登録者	登録者数 (人)	20	19	11	36	40	45	50

基本施策2 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の総合的な相談窓口として設置されている地域包括支援センターの周知を徹底し、さらに、窓口相談や電話相談及び訪問相談等の多様な相談体制を充実させ、相談内容に適切に対応するための人材育成及び関係機関との連携強化を図ります。

高齢者をはじめとした家族の多様な問題に対応できるよう、相談窓口の周知を図り、相談体制の強化を図ります。

事業① 市地域包括支援センター事業

事業内容	<p>○総合相談・支援事業 初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態把握を行います。</p> <p>○権利擁護事業 成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置支援、高齢者虐待対応、困難事例対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。</p> <p>○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導助言を行います。</p> <p>○地域ケア会議の設置運営 区長、民生委員等、関係機関、事業者等の多職種と連携して地域の課題を把握・分析するとともに課題解決に取り組むための地域ケア会議の設置運営を推進します。個別課題解決のケア会議、自立支援型地域ケア会議、圏域別地域ケア会議の普及・定着に努めます。</p> <p>○介護予防ケアマネジメント（総合事業の場合） 利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況や置かれているその他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行います。</p>
現状と課題	<p>令和3年度からは、各圏域内に事務所を設置し、より相談しやすい体制で運営しています。また、令和6（2024）年度からの地域包括支援センターの公募においては、引き続き9圏域で運用していきませんが、今後も高齢者人口の増加が見込まれるため、圏域の再検討を進めていく必要があります。ただし、圏域の再検討を行うにあたり他の受託法人があるか確認が得られない場合も想定し、圏域数は増やさず人員体制強化・増員を柔軟に行える運用体制も考慮する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>現在、各圏域の高齢者人口を参考に配置職員数を設定していますが、今後、後期高齢者人口が増えることから、高齢者人口だけでなく、後期高齢者人口も参考に配置職員数を設定するなど柔軟に対応できるよう検討していきます。</p>

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総合相談支援業務	相談件数 (件)	7,945	10,341	12,033	14,000	15,000	16,000	17,000

基本施策3 相談・情報提供の充実

高齢者人口が増加し続ける状況においても、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、高齢者の状況把握を行い、相談内容に適したサービス等に関する情報提供の充実を図ります。また、家族介護を行うヤングケアラーなどに対する支援の必要性も求められており、児童福祉や障害福祉などとの連携を促進するための機能強化を図る必要があります。

複合的な困りごとや、どこに相談してよいのかわからない課題について、包括的に相談を受けるとともに、関係機関が連携し、重層的な支援を行う体制を構築します。

事業① 福祉サービス内容の情報提供

事業内容	介護保険に関する本市のパンフレット「あんしん介護保険」をはじめ、介護保険制度の内容やその動向に関する情報や市内でサービス事業を展開している事業者についての情報を市役所の相談窓口や市内9拠点ある地域包括支援センターに設置し、利用者がいつでも情報収集できるようにしています。
現状と課題	ホームページへの掲載、「あんしん介護保険」をはじめとする各種パンフレットの発行、介護サービス課窓口において介護サービス事業所パンフレットを設置しています。
今後の方向性	市のホームページの充実を目指し、最新情報を掲載するよう定期的にチェックを行います。また、厚生労働省作成の「介護サービス情報公表システム」では、知りたい地域の介護サービス事業所を検索でき、介護サービス事業所の基礎データや特色がわかるため、引き続き周知を図ります。

事業② 重層的支援体制整備事業

事業内容	重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現という理念に基づいて、ひきこもりや8050問題等の複合・複雑化した課題に対して、介護・障がい・子ども・困窮の各分野における支援事業を一体的・重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行う国の制度です。具体的には、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を一体的に実施することにより、本事業の推進を図ります。
現状と課題	相談を受けた際に、どの分野の事業を活用することができるのかを判断するコミュニティソーシャルワーカーとしての働きができる人材が必要だが、各部署においてどのように人員配置しているのかは把握できていません。 本市の目指す重層的支援体制整備事業を実現するためには、複合・複雑化した課題を紐解き、各分野において一体的に支援する必要があるため、専門的知識を有する人材の確保が課題となっています。
今後の方向性	重層的支援体制整備事業は、令和3年度に社会福祉法の改定による新規の事業であり、令和4年度から実施しています。職員の専門的な資格も含めて先進地事例を参考に今後も検討していきます。

基本施策4 生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症の人、心身機能の低下に不安がある高齢者などが、住み慣れた環境の中で安心して生き生きと暮らし続けられるよう、介護保険外の生活支援サービスを提供します。

事業① 配食サービス事業

事業内容	市内在住の75歳以上のひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯に対し、バランスの取れた食事を提供することで、配食時の安否確認や健康状態の異常などの早期発見、さらには社会的孤立の解消を図っています。社会福祉協議会に連絡すると、ふれあい相談員が聞き取り調査に訪問します。 配食の提供は平日の昼食のみとし、対象者が不在の場合は配食サービス事業者が社会福祉協議会に連絡することになっています。
現状と課題	平日の昼食を委託事業者が原則手渡しすることで安否確認を行っています。 1食あたり100円を市が助成しており、年々利用者数が増加しています。
今後の方向性	高齢化社会の中で、安否確認や健康状態の管理、社会的孤立の解消は重要な課題の一つであり、この事業の重要性はさらに増すと考えられます。 今後も必要な利用者に対して提供できるよう努め、よりよい社会福祉の形成に貢献していくことを目指します。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
配食サービス	利用者数 (人)	2,035	2,277	2,316	2,300	2,350	2,400	2,450
	配食数 (食)	30,857	33,612	32,911	33,000	38,000	43,000	48,000

事業② 出張理容サービス事業

事業内容	65歳以上かつ要介護4以上のねたきり高齢者等で理髪に困っている人に対し、理容（散髪）のサービスを行うことにより、衛生的で快適な生活の維持向上を図ることを目的としています。新規の申請は長寿あんしん課で受け付けます。
現状と課題	社会福祉協議会に登録している理髪ボランティア（理容師・美容師）が介護者等と連絡調整を行い、利用者宅を訪問し理容サービスを実施しています。利用回数は1人あたり3ヶ月に1回とし、年4回を限度としています。 年々利用者数が減少しているため、サービス内容の周知を行う必要があります。
今後の方向性	高齢化が進む中、利用者やその家族から存続の要望が多いため、今後も事業の継続を図ります。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
出張理容サービス	実施件数 (件)	107	104	72	100	110	110	110
	実利用人数 (人)	42	53	45	36	50	50	50

事業③ 寝具丸洗い乾燥事業

事業内容	ひとり暮らし、または寝たきり高齢者等で、布団を干すことが困難な人を対象に、月に1回寝具を預かり、その日のうちに丸洗いまたは乾燥して届けます。申請は長寿あんしん課で受け付けます。
現状と課題	布団の運搬が困難になり、委託業者へ布団を渡すことができず、利用中止となるケースが見受けられます。
今後の方向性	布団の運搬が困難な利用者については、シルバー人材センターが実施する「ちよいサボ隊」などのサービス併用を提案し実施していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
寝具丸洗い乾燥	実利用人数 (人)	40	30	22	20	20	20	20

事業④ ごみ出し困難高齢者支援事業

事業内容	75 歳以上のひとり暮らし高齢者や老老世帯等のうち、要介護1以上の認定を受けている方に対し、週に一回安否確認を行いながらごみを戸別収集しています。
現状と課題	【対象者】 ・ごみ集積所へ自らごみを出すことが困難であり、親族や近隣住民の協力が得られない人 ・要介護1以上の人(ケアマネジャーを通して申請し、長寿あんしん課が調査を実施して可否の決定)
今後の方向性	需要が高いため、対象年齢の引き下げも今後検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
対象者	延べ人数 (人)	28	252	286	360	360	360	360

事業⑤ 高齢者補聴器購入助成事業

事業内容	聴力の低下により、日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、補聴器購入の一部を助成しています。購入する前に長寿あんしん課への申請が必要となります。
現状と課題	対象者は市内在住の 65 歳以上、身体障がい者手帳の交付を受けておらず、耳鼻咽喉科の医師より補聴器の使用が必要であると認められた人となります。補聴器購入費用の2分の1の額で、30,000 円を上限に補助をしていますが、必ず事前の申請が必要です。聴覚障害者手帳が出ない方への助成として補聴器の助成は必要なサービスとなっており、申請数は多くなっています。
今後の方向性	今後も高齢者人口が増加することが想定されるため、引き続き事業を継続していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
申請数	件数 (件)	—	—	89	300	250	250	250

事業⑥ はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業

事業内容	70歳以上の人に対し、太田市が指定した施術所でマッサージ等を受ける際の施術料の一部を助成し、利用促進に努めています。申請は長寿あんしん課で受け付けます。
現状と課題	発行枚数は増加しているが、実際の利用は伸び悩んでいるため、利用枚数の推移に留意しながら、事業の周知を図っていく必要があります。
今後の方向性	高齢者が健康で活動的な生活をしていくための事業として継続していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用枚数	枚数 (枚)	2,289	2,504	2,810	3,000	3,000	3,000	3,000

事業⑦ 入浴料助成事業

事業内容	70歳以上の人、公衆浴場（高砂湯）を利用する時の入浴料を助成しています。申請は長寿あんしん課で受け付けます。
現状と課題	対象者への事業周知の方法を工夫していく必要があります。
今後の方向性	高齢者が健康で活動的な生活をしていくための事業として継続していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用枚数	枚数 (枚)	6,500	6,059	5,855	5,700	5,530	5,365	5,205

事業⑧ げんき手帳発行事業

事業内容	65歳以上の人に発送される「げんき手帳」の提示で、市内老人福祉センターの利用が助成されます。
現状と課題	コロナ禍で施設の利用者数が減少していましたが、令和5年度からは利用者数の増加が見込まれます。
今後の方向性	利用者が増加しているので、利用者同士がお互いに気持ちよく利用できるような仕組みや声掛けを検討していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
配布枚数	枚数 (枚)	3,044	2,855	2,922	3,000	3,000	3,000	3,000

事業⑨ 介護用紙おむつ給付事業

事業内容	介護保険のサービスに含まれない事業も、要介護者の在宅生活をより一層支援する必要があることから、介護保険を補完するサービスとして継続実施し、要介護者の在宅生活を支援しています。
現状と課題	対象者は、在宅で介護サービスを受けている 65 歳以上の高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護4または5でかつ市民税非課税である人 ・ 寝たきり、認知症状態であり、おむつを必要とする人 申し込みは民生委員を通じて行っています。給付回数は年6回(2ヶ月に1回)
今後の方向性	在宅で快適に生活するにあたり、おむつ代の負担軽減につながっています。高齢化社会に向けて更なる要望があると思われるため、引き続き実施していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護用紙おむつ給付事業	実利用人数 (人)	1,196	427	394	411	420	420	420

事業⑩ 車いす等貸出事業

事業内容	社会福祉協議会において、車いすの他、福祉自動車の貸出を行っています。
現状と課題	社会福祉協議会では、本所、西部支所で車いすや福祉自動車の貸出を行っています。車いすに関しては、老朽化したものも多く、順次新しいものへの入れ替えを検討しています。福祉自動車に関しては、本所1台・西部支所2台と台数差があるため、貸出を円滑に進めるためにも台数差の解消を進めていく必要があります。
今後の方向性	福祉自動車も購入から年数が経っており、リース化により最新の車両を貸出せるようにすることで、より利用者のニーズや安全性に配慮した事業にしていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
車いす	貸出件数 (件)	77	111	161	180	180	180	180
福祉自動車	稼働日数 (日)	108	179	415	450	450	450	450

事業⑪ 介護用車両購入費助成事業

事業内容	要介護3以上の高齢者やその家族に対して介護用車両購入費の一部を補助します。購入する前に長寿あんしん課への申請が必要となります。
現状と課題	自宅で生活している高齢者も、積極的に外出をすることによってリフレッシュにつながり、また家族の負担軽減にもなっています。平成27年度からの事業で、補助額減少後から申請件数が減少傾向となっています。 補助額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額であり、新車は5万円、登録から36ヶ月以内、中古車は3万円、37ヶ月以上は1.5万円が上限となります。
今後の方向性	今後、高齢化が進み介護者も増加することが考えられるため、申請者数は少ないが、引き続き継続して取り組みます。介護保険を補完するサービスとして、継続実施していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
介護用車両購入費の補助	実利用人数 (人)	5	4	5	5	5	5	5

事業⑫ 友愛訪問事業

事業内容	地区民生委員がひとり暮らし高齢者を月に1度訪問し、生活必需品等の訪問物資の提供と安否確認・相談相手など福祉活動を行っています。
現状と課題	各地区民生委員の協力を得て実施している事業なので、民生委員に対し事業への一層の理解が必要となっています。
今後の方向性	事業の全体の見直し、民生委員に対し事業への一層の理解促進を図ります。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
友愛訪問対象者	配布数 (件)	1,019	848	620	500	500	500	500

事業⑬ 地域福祉自立支援事業

事業内容	地域福祉自立支援事業において市内在住で70歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、各行政センターに配置されているふれあい相談員が地区の民生委員やおとしより見守り隊と連携しながら、安否確認を行っています。安否確認だけでなく社会的孤立感を解消し、健康で自立した生活が出来るよう支援に努めています。具体的には、行政サービスの申込や利用方法を伝えたり、専門的な相談の場合は地域包括支援センターなどの専門機関につないでいます。
現状と課題	市内13行政センターや太田市ボランティアセンターに配属されているふれあい相談員が、月1回程度対象者宅を訪問し、希望者には広報紙の配布を行っています。ふれあい相談員の人員確保が必要です。
今後の方向性	地域で暮らす高齢者世帯の見守りや、緊急時における対応について、見直しを行います。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ふれあい相談員	訪問対象者数 (人)	20,380	18,914	17,134	17,000	16,500	16,000	15,500
	安否確認数 (件)	38,263	42,964	39,296	39,000	38,000	37,500	37,000

事業⑭ 通院支援サービス事業

事業内容	65歳以上かつ要支援1・2の高齢者で、通院乗降介助が必要な方に対する通院支援サービスです。自動車運転免許証を持っていないこと、市のおうかがい市バスの利用登録をしていないことが条件です。申請は長寿あんしん課で受け付けます。
現状と課題	介護保険制度では対象外となっている通院等乗降介助を利用される方のサービスです。高齢化に伴い介護認定申請も増加しており、対象者も合わせて増加しています。福祉有償運送等の同様な事業により、利用者は減少傾向にあります。
今後の方向性	委託事業所が限られているため、利用者の大幅な増加は見込めないが、必要なサービスであるため、今後も継続していきます。

基本施策5 安心・安全な暮らしの確保

災害の発生時はもとより、犯罪や消費者詐欺などにおいて高齢者が被害者となるケースが多いことから、災害や犯罪から高齢者の被害を最小限にとどめるための対策を整備していきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを継続するためには、高齢者をはじめとした住民が、災害や感染症などのさまざまな出来事に対して理解を深めるとともに、高齢者への日頃からの目くばりも大切です。災害や感染症、防犯、消費生活及び交通安全などに関する啓発活動や情報提供の充実により、それぞれの意識の向上を図ります。

事業① 高齢者向けFMラジオ番組の放送

事業内容	平成25年度より、高齢者向けにFMラジオ番組を放送しています。災害等非常時などに高齢者に情報が行き届くよう、高齢者向けのラジオ番組を月に1回放送しています。再放送も行っているため、放送を聞き逃しても聞くことができます。
現状と課題	「朝のいこい」番組内で朝6時より、防犯防災情報や懐かしのメロディ・演歌等を放送中です。今後は、高齢者に聞いてもらうために魅力的な番組作成を考えていく必要がありますが、聞く媒体として「ラジオ」ではなく「スマホ」なども視野に入れてソフト面、ハード面の両方から当該事業の実施を考えていく必要があります。
今後の方向性	高齢者が聴きたいと思える内容の番組を制作する工夫を検討していきます。

事業② 災害時の介護事業との連携

事業内容	地震や洪水等の自然災害や火事等に際して、高齢者は特に災害リスクが高くなり、避難行動等に際し、迅速な支援が求められます。群馬県と連携して介護事業所等へ防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施します。
現状と課題	災害発生時における高齢者等の避難体制については、「太田市地域防災計画」に基づき対応するものとし、高齢者を含む避難行動支援者に対しては「太田市避難行動要支援者対応マニュアル」により、避難体制整備を推進しています。
今後の方向性	防災通信体制の充実を図るため、新しい情報伝達的手段を検討し、地域防災力の強化に努めます。また、災害や感染症の発生時には、関係部局と連携して、介護事業所等における必要な物資についての支援を行っていきます。

事業③ 特殊詐欺電話対策装置設置事業

事業内容	振り込み詐欺等の特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的として、65歳以上の高齢者のみで構成された世帯に詐欺電話対策装置の貸与を実施しています。詐欺電話対策装置は、電話があると相手方に今後の通話内容が録音される旨のアナウンスが流れます。
現状と課題	振り込み詐欺が横行する中、この機器を設置することにより詐欺被害の抑止効果が確認できています。
今後の方向性	市民より要望もあるため、太田警察署とも連携し、引き続き継続していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
取付件数	件数 (件)	330	243	196	235	235	235	235

事業④ 消費者被害防止対策の推進

事業内容	地域包括支援センターでは、高齢者の権利擁護業務の一環として、訪問による高齢者からの相談や情報収集を通じて消費生活センターと連携し、高齢者の消費者被害の防止に努めています。 また、消費生活センターでは、各種団体からの要請により悪質商法の手口や対処法を紹介する出張出前講座を実施しています。
現状と課題	地域包括支援センターが主催する各地区の介護予防教室では、消費生活に係る勉強会も実施しています。消費生活センターでは、学生や一般向けに出前講座を実施しており、消費者被害防止の啓発を図っています。 第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施件数は減少しましたが、今後は計画的に実施し、啓発に努めていきます。
今後の方向性	今後も引き続き、高齢者の消費生活の現状把握に努めつつ、消費生活センターと連携して消費者被害防止対策に努めていきます。

事業⑤ おうかがい市バス運行事業

事業内容	市内在住で歩行以外の移動手段や運転免許を持たない70歳以上の方や70歳未満でも各種障がい者手帳を保有している方を対象として、デマンド方式のおうかがい市バスを運行しています。 利用には、事前に利用者登録をする必要があり、事前の予約をへて利用開始となります。利用料金は片道200円または300円で利用でき、買い物の移動手段等高齢者の交通手段の推進の一助となっています。
現状と課題	利用者登録及び事前予約により、自宅から市内約700か所に設置された停留所を行き来する乗り合いバスとして、利用者の病院受診や買い物等の際の移動手段として利用されています。今後も増加する高齢者のニーズに対応するために、現状の配車状況等での運行に課題があります。
今後の方向性	公共バス運行の認知度が高まり、必要不可欠な移動手段となっています。今後も、増加が想定される高齢者の移動手段充実のため、増車等を含めた事業実施を検討し、引き続き利便性の高い公共交通の構築を図ります。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
おうかがい市バス	利用者数 (人)	17,130	15,555	18,088	19,000	22,000	23,000	23,000

事業⑥ 地域つながり支え合いマップ事業

事業内容	地域で見守り、支え合い、つながり合うことにより、地域づくりのネットワーク構築に取り組むことを目的に「つながり支え合いマップ」づくりと「安心カード設置」の二本柱で実施しています。
現状と課題	令和5年4月より「住民支え合いネットワーク事業」から「地域つながり支え合いマップ事業」として災害時からより福祉に特化した内容に要綱を変更したが、従来事業からの変更内容を把握しきれない地区も多くあるため、周知を図っていきます。
今後の方向性	拡大地図を希望する地区に個別に事業説明しながら配布を行っていきます。また、情報共有の場に生活支援体制整備事業コーディネーターも参加し、地域のつながりや支え合いの情報を共有することにより、地域資源の発掘に役立てていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地図の配布	枚数 (枚)	11	9	5	70	80	90	100

事業⑦ 高齢者の防災対策事業

事業内容	避難行動要支援者（障がい者・高齢者等）等の避難支援体制といった地域防災体制の強化に、これまで以上に事業者や地域などと連携して取り組んでいきます。具体的には、避難行動要支援者の個別避難計画を順次策定します。
現状と課題	群馬県の示す個別避難計画作成の優先度設定に基づき、令和7（2025）年度までに「優先度の高い避難行動要支援者」の個別避難計画作成に向けて事業を進めています。太田市では、水害リスクの高い地域に住んでいる避難行動要支援者の抽出を完了させ、今後はさらなる優先度の抽出（居住の実態や本人の状態）を福祉専門職に協力をしてもらっているところです。また、地域支援者への避難支援等に対する理解をいただくことが、今後の課題であると考えています。
今後の方向性	個別避難計画を策定することにより、高齢者や障がい者が災害発生前から自分の行動を考え準備することを対象者に促していきたいと考えています。また、近年の課題でもある隣近所や地域との関わりや付き合いの希薄化を、計画策定時に可能な限り関わっていただくことで解消していきたいと考えています。

基本施策6 権利擁護の推進

高齢者の尊厳と主体性を尊重しながら、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、権利擁護や成年後見制度の普及・啓発及び利用促進に取り組みます。

また、高齢者虐待に関する市民に対する意識啓発を行い、高齢者虐待の防止に取り組みます。

事業① 成年後見制度の相談・受任事業

事業内容	おおた成年後見支援センターでは、成年後見制度の相談や法人後見の受任、市民後見人の養成支援事業を実施しています。
現状と課題	太田市内における成年後見制度の相談や広報、啓発について、市からの委託事業、社会福祉協議会独自の法人後見事業を実施しています。制度説明や活用方法を中心に市民や介護職などにわかりやすく説明し、制度の普及に努めています。また、令和元年度より隔年で市民後見人の養成を行い、太田市での市民後見人の誕生に向けて準備しています。
今後の方向性	行政の高齢者や障がい者、介護部門や社協の各部署、専門職団体と協力して一層の広報啓発に努めるとともに、地域に確実に制度が浸透し必要な情報が市民に確実に届くよう、きめ細かい相談会の実施などを進めていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
成年後見制度	相談件数 (件)	24	69	102	80	100	100	100
法人後見(累積値)	受任実績 (件)	10	10	14	16	17	18	19

事業② 日常生活自立支援事業

事業内容	ひとりで契約等の判断をすることが不安、お金の管理に困っているなど、高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して日常生活を過ごせるよう利用できるサービスです。「おおた成年後見支援センター」で受付を行っています。
現状と課題	原則として現金での支援、支店のある銀行との取引のみを想定して全社協、都道府県社協が制度設計を行ってきましたが、コロナ禍以降のキャッシュレス化に制度の運用が追いついていないため、適正な支援ができない現状があります。
今後の方向性	時代に合った制度の変更が求められ、成年後見制度とのすみ分けや適正な支援方法の再構築などを視野に、今後も認知症高齢者や障がい者の日常的な生活の自立支援を行っていきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
日常生活自立支援事業	契約者数 (人)	89	92	92	100	105	108	110
	相談件数 (件)	2,472	2,419	2,124	2,200	2,250	2,275	2,300

事業③ 高齢者虐待への対応

事業内容	高齢者の虐待を早期に発見し、虐待の深刻化を防ぐためには、民生委員による地域活動や地域の見守り協力者により日常的に高齢者の様子等を見守っていくことが必要です。虐待を発見した市民や事業者がすみやかに相談できるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し相談体制の充実を推進します。また、日常生活を支える適切なサービス提供や、家族への支援の充実を推進します。
現状と課題	高齢者虐待防止パンフレットの作成等により、高齢者虐待防止を広く市民に呼びかけています。また、市内のケアマネジャーによる高齢者虐待に関する学習会等、自主活動を支援しています。
今後の方向性	高齢者虐待のうち、経済的虐待への権利擁護や成年後見等については、社会福祉協議会と連携し、「日常生活自立支援事業」や各種関係機関の利用案内などの支援を行うとともに、成年後見制度利用支援の充実や成年後見制度についての広報や啓発を図ります。

高齢者虐待について

高齢者虐待は、高齢者の「人としての尊厳」を傷つける行為です。高齢者虐待防止法では、高齢者（65歳以上）に対する家族などの養護者や要介護施設従事者による虐待の防止を目的としています。地域ぐるみで、高齢者本人を虐待から守るだけでなく、虐待をしてしまった家族などを支援することも大切です。

◆身体的虐待

- ・たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ・ベッドにしばりつけたり、薬を過剰に与えるなど

◆心理的虐待

- ・排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する、子ども扱いするなど

◆性的虐待

- ・排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- ・キス、性器への接触、セックスを強要するなど

◆介護・世話の放棄・放任

- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- ・おむつなどが汚れている状態を放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

◆経済的虐待

- ・日常的に必要なお金を渡さない、使わせないなど
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意志・利益に反して使用するなど

基本施策7 医療・介護のネットワークづくり

医療と介護の連携の充実を図るため、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制を整備していきます。これにより、関係者間で適切な情報共有が可能となり、切れ目のない医療及び介護の一体的な提供が図られます。

事業① 在宅医療・介護連携の推進事業

事業内容	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行っています。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の医療・介護資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
現状と課題	<p>病院から在宅へ戻る際に、病院の入退院調整担当者ケアマネジャーが、顔の見える関係作りと情報交換のルールを定め、利用者が切れ目のない在宅サービスの提供を受けられるよう「太田地域退院調整ルール」を定め運用しています。また、医療・介護従事者など多職種に向けた研修を実施し、連携を推進しています。</p>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常の療養支援 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築します。 ② 入退院支援 入退院支援を進めていくためには、患者や家族の状況に合わせた情報提供ができるよう、「太田地域退院調整ルール」に基づき連携体制の構築を図ります。 ③ 急変時の対応 患者や利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者で速やかな情報共有と連携体制が重要であるため、情報共有の支援と有機的な連携を図ります。 ④ 看取り 在宅医療の充実と、医療と介護の連携をさらに強化し、高齢者が療養生活や人生の最終段階をどこで過ごすのかを選択できる体制を構築します。 <p>住み慣れた地域で在宅医療と介護を一体的に提供するため、地域の医療・介護資源の把握及び周知を継続するとともに、多職種の連携支援や医療・介護関係者向けの研修を行っています。また、ACP (advance care planning) についても推進していきます。</p>

基本施策8 高齢者の住まいの安定的な確保

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者や、多様な生活課題を抱える高齢者など、その人にあった住まいや住み方ができるよう、介護度に応じた施設や身体状況に配慮したバリアフリー住宅など、住宅や居住に係る施策と連携し支援に取り組んでいきます。

また、高齢者の住まいの安定的な確保に向け、情報提供などの周辺支援を行うとともに、住宅施策と連携し、適切に住まいが供給される居住環境づくりを進めます。

事業① 緊急通報装置貸与事業

事業内容	高齢者の安否確認事業として緊急通報装置貸与事業に取り組んでいます。対象者は、ひとり暮らし高齢者で在宅生活の継続支援を行っています。貸与開始後、定期的に電話による安否確認を行います。申請は長寿あんしん課で受け付けます。
現状と課題	65歳以上の緊急性が高い疾病のあるひとり暮らし高齢者に、緊急通報装置を無償で貸与しています。ボタンを押すとコールセンターに直接通報がつながり、必要性がある事例のみ消防対応を行っています。(救急車の出動等)
今後の方向性	在宅で日常生活を送る高齢者の人が、何か身体に異常をきたした時には直ぐに対応ができるため、引き続き継続していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
緊急通報装置の貸与	実利用人数 (人)	212	179	154	135	135	135	135

事業② 高齢者住宅対策事業

事業内容	高齢者の多様なニーズに応じた住まいやサービスを選択できるようにするとともに、高齢者が地域とのつながりをもって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備に取り組んでいます。市営住宅建替の計画に基づき高齢者向け住戸を整備しており、既存の施設も有効活用を図りながら整備を進めています。
現状と課題	市内公営住宅集約促進事業として、大島市営住宅及び鳥之郷市営住宅において建設工事に着手し、高齢者向け住戸の整備を進めています。高齢者の要望に即した住戸整備につなげられるよう、今後も検討する必要があります。
今後の方向性	大島市営住宅及び鳥之郷市営住宅で、高齢者向け住戸の整備を継続するとともに、既存ストックの有効活用について検討を進めます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
整備戸数	戸数 (戸)	9	0	0	0	26	13	19

高齢者向けの住まいについて

◆養護老人ホーム

生活や経済面で在宅生活に支障のある65歳以上の方の入所施設です。ケアマネジャーや関係機関と連携をとりながら、市が入所措置を行っています。

◆ケアハウス（軽費老人ホーム）

高齢者のケアに配慮した60歳以上の方の入所施設です。

◆サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居宅の安定確保に関する法律第5条第1項）

バリアフリー構造や一定の面積・設置基準を満たした建物に、安否確認（状況把握）、生活相談等のサービスを提供することにより、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいです。日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認やさまざまな生活支援サービスを受けることができる施設です。

◆有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の日常生活上の援助、健康管理のいずれかのサービス（複数も可）を提供している施設です。施設の職員が直接介護サービスを提供する「介護付」、介護認定を受けたら退去しなければならない「健康型」、入居者が選択した外部サービスを利用する「住宅型」の区分があります。

高齢者向け住まいの設置状況

施設名称	令和5年度末 (2023)	令和8年度末 (2026)
	拠点数（定員数）	拠点数（定員数）
養護老人ホーム	1 (50)	1 (50)
ケアハウス（軽費老人ホーム）	6 (165)	6 (165)
サービス付き高齢者向け住宅	13 (458)	具体的な数値目標は設定しない
有料老人ホーム	43 (1,380)	

※定員数は令和5年7月1日時点

基本施策9 家族介護者への支援

介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護者の高齢化も進んでいるため、介護をする家族への支援の充実も重要です。要介護状態の家族を介護する方（ケアラー）が日常の不安などを解消できるように、安心して相談できる窓口の周知と相談支援体制の充実を図ります。

事業① 介護慰労金支給事業

事業内容	65歳以上で要介護4以上の認定を受けているなどの、在宅のねたきり高齢者を、1年以上継続して介護している介護者に慰労金を支給しています。
現状と課題	要介護者の在宅生活の質の向上は、介護者への支援と一体であり、在宅介護重視及び地域包括ケアの視点から、介護者のための施策として実施しています。慰労金支給を通じて、在宅で要介護者を介護する家族への支援の向上を図っています。
今後の方向性	支給人数も増えているため引き続き継続していきます。

区分	指標	実績値			見込	目標値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護慰労金の支給人数	人数 (人)	211	223	230	235	243	248	253

事業② 相談体制の充実

事業内容	ケアラー（要介護状態の家族を介護する方）や要介護状態の方が抱えるさまざまな問題や課題に対して、いつでも相談でき、必要なサービスが受けられるような体制が重要となります。地域包括支援センター等での窓口対応を中心に、電話や訪問による相談を行っていきます。
現状と課題	在宅で要介護者を介護するケアラーに対する支援は、在宅生活の質の向上を図る上で重要な要素となるため、相談窓口の周知と支援体制の更なる強化が必要です。
今後の方向性	総合的な相談を受けられる体制を維持しながら、ケアラーについての認知度の向上を図り、地域包括支援センターや事業所等の多様な主体が相互に連携を図りながらケアラーを支える体制の強化に努めます。

基本施策 10 介護人材の育成・確保

介護保険サービスは、高齢者の生活の支えとして地域に定着してきましたが、介護保険制度を持続可能な制度として維持するためには、中長期的に進行する高齢者の増加・働き手の減少への対策が必要とされています。

本市では、県主導の下、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策等について検討するとともに、外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備を検討します。加えて、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援の取組に努めます。

また、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けることができる職場環境に向けて、国や県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上を目指します。

事業① 人材育成への支援

事業内容	介護ニーズの多様化に対応できる介護人材を育成するため、県の「ぐんま認定介護福祉士制度」による、養成研修や専門的研修を周知し県と連携を図ります。
現状と課題	生産年齢人口の減少に対し高齢者人口は増加し、高齢化に伴う介護サービス需要と利用者の増加に伴い、提供されるサービスに対する利用者のニーズも多様化していくことが見込まれます。利用者へのケアの質の維持・向上に向けた取組が必要です。
今後の方向性	今後も県が主催する研修等の周知や介護事業者や関係団体等とのネットワークづくりを進め、介護人材の質の向上を支援します。

事業② 雇用促進・定着への支援

事業内容	増加するサービス需要に対し、職種ごとの人手不足等は課題であるため、介護現場全体の人手不足対策を県と連携し、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保を行います。また、業務の効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めます。
現状と課題	高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者数は増加を続けており、多様化する介護サービスを支えるには担い手となる介護職員の確保が必要です。
今後の方向性	今後も中長期的な介護人材の確保に向けて、子どもから高齢者、外国人まで幅広い世代の地域住民に対して、介護職の魅力を発信するとともに、新たな人材が介護職に参入しやすい環境づくりを支援します。

第4章 基本目標4 介護サービスの拡充

基本施策1 介護サービスの量の見込み

介護サービスの量は、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計ツールを用いて、第8期計画期間の実績及び第9期計画期間の要支援・要介護認定者数の推計に基づき、それぞれのサービス量を見込んでいます。

また、群馬県保健医療計画との整合を図るための病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量及び介護離職ゼロに向けた取組としてのサービス必要量を、それぞれ介護サービスの量の見込みに反映しています。

(1) 居宅介護サービスの利用見込み

① 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が介護を受ける人の家庭を訪問し、調理、掃除、洗濯等の「生活援助」や食事介助、衣服の着替え援助等の「身体介護」を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込み				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	836,931	814,565	821,460	805,105	817,579	843,060	935,584	1,030,178
人数	1,224	1,226	1,233	1,265	1,293	1,321	1,452	1,574

※給付費は年間累計金額、人数は1月当たりの利用者数（以降の表についても同様）

※令和5年度は見込量を掲載（以降の表についても同様）

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問入浴車により、それぞれの家庭で入浴の介護を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込み				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	37,626	35,931	33,202	32,527	33,890	35,498	38,592	46,028
人数	50	53	53	61	64	67	73	87
予防給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定し、主治医が訪問看護を必要と認めた人に対し、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	397,993	404,827	436,581	481,028	503,278	518,153	562,374	618,363
人数	754	803	835	915	950	979	1,066	1,171
予防給付費	66,094	67,184	81,727	95,669	97,936	101,707	115,805	115,133
人数	189	200	230	255	257	263	299	297

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	41,748	31,972	27,070	24,003	24,890	25,197	28,211	31,770
人数	105	83	69	66	69	70	76	85
予防給付費	8,070	7,861	11,715	13,117	13,134	13,572	14,416	14,875
人数	25	23	28	29	29	30	31	32

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者に対し、できるだけ居宅で能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	134,544	151,911	169,682	188,825	197,010	201,594	221,228	245,217
人数	1,133	1,253	1,373	1,508	1,570	1,606	1,761	1,950
予防給付費	4,732	4,797	6,550	6,956	7,063	7,204	8,064	8,064
人数	45	43	55	56	57	58	65	65

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対し、入浴・食事等の介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を行うサービスです。また、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムについても提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	2,718,528	2,764,389	2,909,230	3,015,397	3,083,014	3,173,121	3,751,405	4,117,739
人数	2,091	2,155	2,264	2,330	2,410	2,481	2,908	3,168

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関に通う利用者に対し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

（単位：千円／年、人／月）

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	387,400	389,767	408,061	480,172	515,970	531,593	592,566	645,535
人数	449	453	462	477	499	512	570	616
予防給付費	63,838	59,542	55,318	57,613	58,480	58,480	58,781	58,251
人数	171	161	151	155	158	158	160	158

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつ等の介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

■サービスの実績と見込み

（単位：千円／年、人／月）

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	814,710	852,093	854,800	840,836	851,579	858,359	959,238	1,071,226
人数	444	471	482	487	492	495	553	613
予防給付費	2,518	2,700	1,603	924	925	925	1,108	925
人数	5	6	5	5	5	5	6	5

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等を受けるサービスです。

<短期入所療養介護（老健）>

■サービスの実績と見込み

（単位：千円／年、人／月）

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	70,262	71,064	67,761	74,858	73,205	73,540	82,970	90,904
人数	46	51	48	49	49	49	55	60
予防給付費	28	223	511	575	576	576	576	576
人数	0	0	1	1	1	1	1	1

<短期入所療養介護（病院等・介護医療院）>

■サービスの実績と見込み

（単位：千円／年、人／月）

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0
予防給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を図るために特殊寝台や車椅子等の福祉用具を貸与するサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	399,498	418,660	436,632	461,807	483,558	500,877	552,865	611,098
人数	2,548	2,629	2,714	2,876	3,008	3,106	3,437	3,763
予防給付費	42,798	45,689	52,092	57,401	59,006	60,065	67,221	66,779
人数	545	608	684	754	775	789	883	877

⑪ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

要介護認定者が入浴、排泄等生活する上で必要不可欠な福祉用具の購入をする場合、年間10万円を上限に購入費の一部を支給するサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	10,669	10,780	9,154	10,994	10,994	11,895	11,895	12,018
人数	33	32	27	33	33	35	35	35
予防給付費	3,103	2,639	2,433	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283
人数	12	10	8	11	11	11	11	11

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

要介護者等の居宅での生活上の負担を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替え等の住宅改修を行った場合、その費用の一部を補助するサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	28,873	21,815	20,893	32,005	32,005	32,906	36,009	26,981
人数	24	20	21	32	32	33	36	27
予防給付費	20,780	15,993	9,906	11,655	12,820	12,820	13,985	9,322
人数	16	13	10	12	13	13	14	9

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	420,295	480,940	515,896	539,683	614,707	614,707	621,986	695,826
人数	183	201	211	214	243	243	246	274
予防給付費	27,200	25,009	24,748	25,862	31,309	31,309	31,309	30,133
人数	30	28	28	29	35	35	35	34

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、介護（予防）サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。利用者の心身の状況や環境等に応じて介護サービス計画は作成され、希望したサービスが確保されるよう事業者等の調整が行われます。

■ サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	710,142	738,163	757,682	796,147	820,635	848,420	951,685	1,039,228
人数	4,122	4,214	4,264	4,414	4,552	4,709	5,279	5,749
予防給付費	44,222	47,249	51,365	56,128	59,086	59,788	67,050	66,580
人数	787	834	905	975	1,025	1,037	1,163	1,155

(2) 地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスは、介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。このサービスは、太田市がサービス事業者を指定し、原則として太田市民のみが利用できるものです。

これらの地域密着型サービスについては、身近な地域でサービスの利用が可能になるようサービスの供給量の整備を進めます。

また、地域密着型サービスの見込みを定める際には、広域調整を踏まえることが必要であることから、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討を行います。

■サービスの種類

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型通所介護
- ④ 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模介護専用型有料老人ホーム等)
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

※このうち①、⑤～⑨のサービスについては24時間体制で利用できるサービスとなっています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。対象者は、要介護者のみとなり、身体介護を中心とした1日複数回サービスを基本としています。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	5,729	7,032	7,070	8,057	8,068	8,068	9,597	9,597
人数	3	4	4	5	5	5	6	6

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、従来からあった夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。市内には、現在提供事業所はありません。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 地域密着型通所介護

利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所が、食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を行うサービスです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	318,500	323,393	342,687	358,674	360,509	371,629	414,364	455,376
人数	392	389	389	383	383	389	434	470

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症の利用者が、できるだけ居家で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、通所により入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	37,726	30,805	41,853	41,571	44,821	46,257	59,258	66,951
人数	26	22	23	24	25	26	30	34
予防給付費	1,065	461	0	738	739	739	1,478	1,478
人数	1	0	0	1	1	1	2	2

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	487,695	479,174	491,562	528,736	550,690	566,660	629,320	697,464
人数	185	182	195	209	217	223	248	273
予防給付費	7,892	9,114	6,908	7,510	7,931	9,765	10,681	10,681
人数	12	13	9	10	10	12	13	13

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者に対して、共同生活住居において家庭的な環境の中で、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練等を行い、能力に応じて自立した日常生活が営めるようにします。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	904,711	899,378	906,230	910,753	1,011,467	1,018,029	1,030,483	1,131,196
人数	290	285	285	283	314	316	320	351
予防給付費	1,286	619	2,415	2,449	7,358	7,358	7,358	2,453
人数	1	0	1	1	3	3	3	1

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模介護専用型有料老人ホーム等)

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、入浴、排せつ、食事等の介護サービスや日常生活上の世話、機能訓練等を提供するものです。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	105,273	109,584	110,063	111,786	114,370	121,783	140,662	157,857
人数	45	46	46	46	47	50	59	66

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の特別養護老人ホームです。定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練等を提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	580,846	614,738	630,078	814,817	815,848	815,848	843,258	850,619
人数	168	178	180	230	230	230	238	240

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスであり、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	79,648	71,479	69,593	140,881	147,269	193,372	210,568	188,301
人数	28	24	23	48	50	67	72	64

(3) 施設サービス

施設介護サービスは、要介護認定で要介護1から5の認定を受けた人が、介護保険法で定められた施設にて利用できるサービスです。介護サービス需要の見込みに合わせて過不足ない整備が必要であり、県による広域調整を踏まえ、既存施設の有効活用等による効率的な整備を検討していきます。なお、介護老人福祉施設のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当です。

今後は、居宅要介護者の生活を支えるため、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要です。また、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要です。

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込み				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	3,133,297	3,073,357	3,112,979	3,186,878	3,190,911	3,190,911	3,486,492	3,969,514
人数	987	963	956	965	965	965	1,054	1,198

② 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込み				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	1,534,245	1,504,592	1,645,619	1,527,216	1,529,148	1,529,148	1,980,128	2,201,147
人数	451	440	474	435	435	435	563	624

③ 介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	317,905	301,798	280,687	288,776	289,141	289,141	341,558	385,802
人数	76	71	65	66	66	66	78	88

④ 介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

■サービスの実績と見込み

(単位：千円／年、人／月)

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護給付費	8,319	7,834	8,335	/			/	
人数	2	2	2	/			/	

※介護療養型医療施設は令和6（2024）年3月以降廃止となり介護医療院へ移行

(4) 施設整備計画

安定した介護サービスの提供は介護保険制度の要であり、そのためには介護サービス基盤の整備を進めることが重要となってきます。

本市においては、多様化する介護サービスへのニーズに対応するため、サービス提供事業者や関係機関と連携し、既存施設・事業者の今後の在り方も含め、サービス基盤の整備の在り方を議論し検討します。今後も、介護情報基盤を活用しつつ、本市の将来の人口状況などを踏まえた中長期的視点に立ち、ニーズや時期を踏まえ、慎重に見極めなければならないと考えます。

また、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の把握、分析と、その効果的かつ効率的な提供の重要性に留意します。

① 県指定の基盤整備（か所・人）

	令和5年度末 (2023年) 整備済量		令和8年度末 (2026年) 整備目標量	
	施設数	定員数	施設数	定員数
介護老人福祉施設	19	1,143	19	1,153 ^{※1}
介護老人保健施設	10	660	10	615 ^{※2}
介護医療院	2	145	2	145
特定施設入所生活介護	10	559	11	641

※令和6年2月末現在

※1 介護老人福祉施設の10床増はショートステイからの転換

※2 介護老人保健施設の45床減は病院に統合予定

② 市指定の基盤整備（か所・人）

	令和5年度末 (2023年) 整備済量		令和8年度末 (2026年) 整備目標量		
	施設数	定員数	施設数	定員数	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	※数値設定はしないで積極的に推進します。	
	認知症対応型通所介護	10	45		
	地域密着型通所介護	25	278		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 (休止中)	0		
	小規模多機能型居宅介護	12	327		
	看護小規模多機能型居宅介護	1	29	3	87
	地域密着型介護老人福祉施設	9	252	9	252
	地域密着型特定施設入所生活介護	2	50	2	50
	認知症対応型共同生活介護	33	315	35	342

※令和6年2月末現在

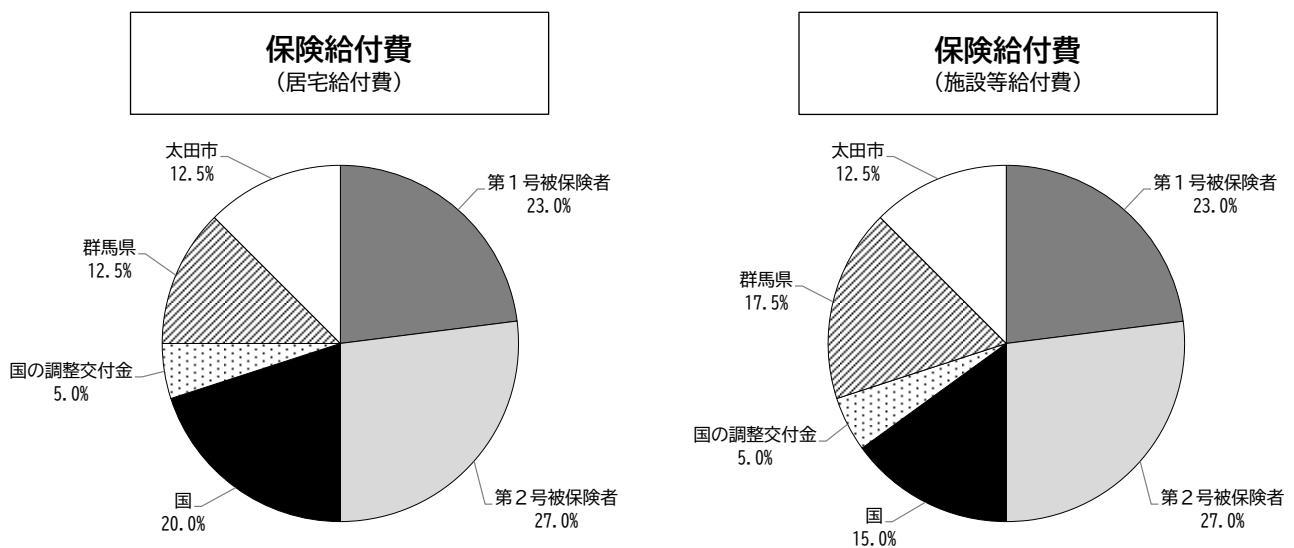
基本施策2 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料算定

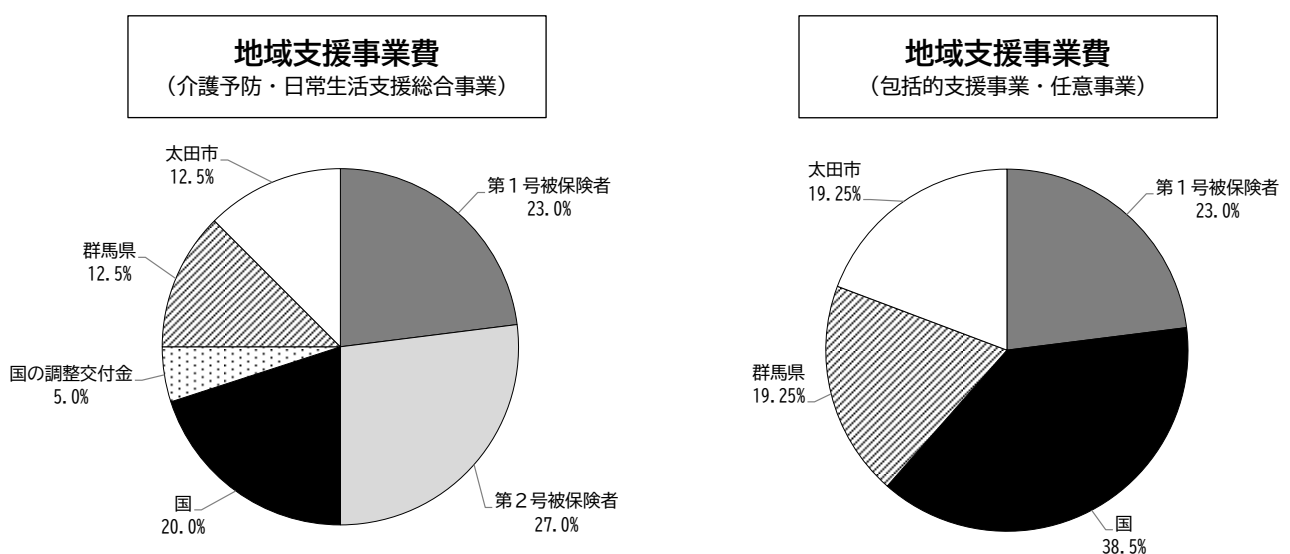
介護保険給付費等の財源構成

サービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、公費（税金）と被保険者の保険料でまかなわれます。第1号被保険者保険料の負担割合は23%となります。

■介護保険給付費の財源内訳



■地域支援事業費の財源内訳

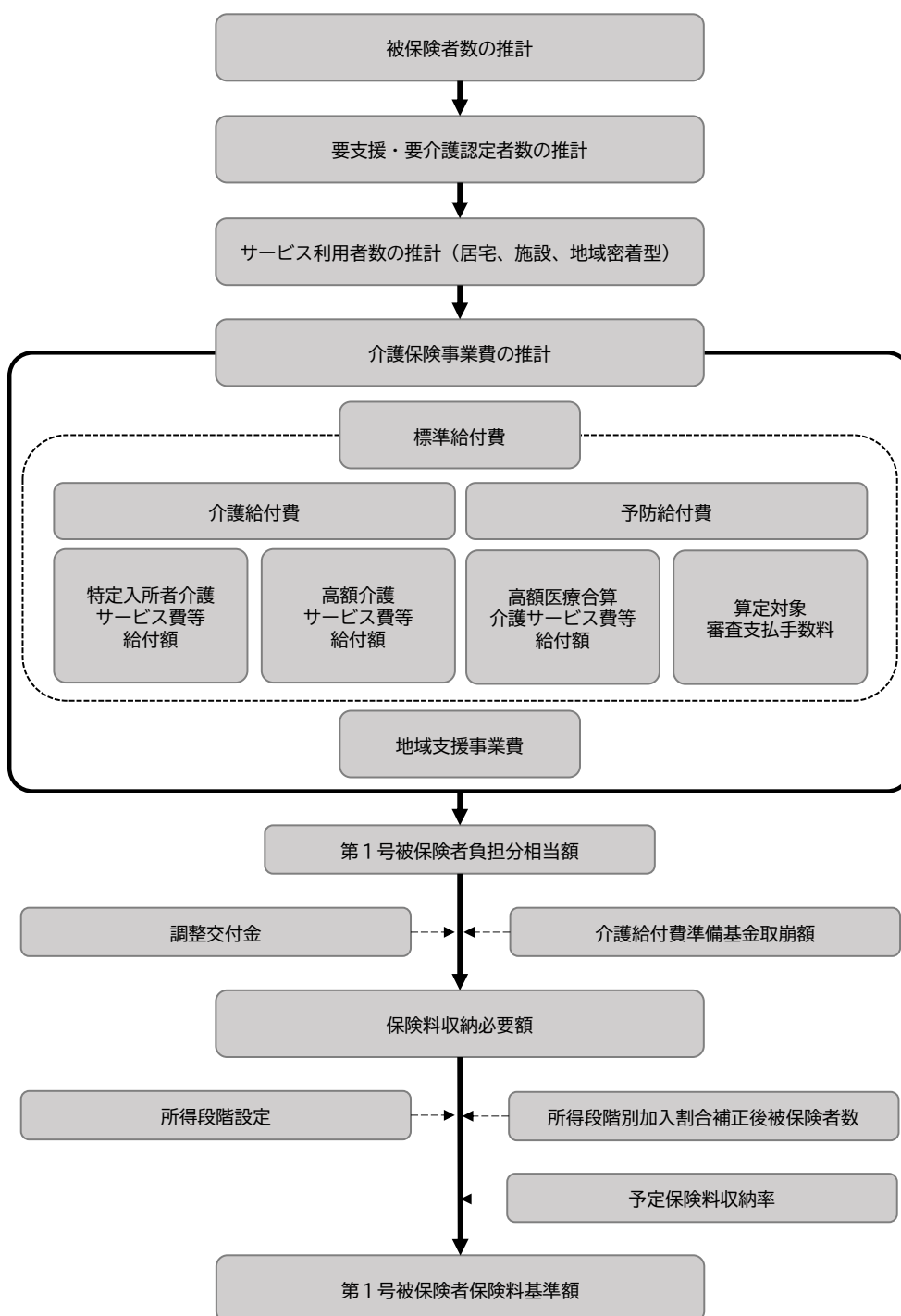


※国の調整交付金の割合に応じて、第1号被保険者の割合が変動します。

(2) 介護サービス給付費等の推計の流れ

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の介護サービス給付費等については、過去のサービス別の利用実績を基に、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計ツールを用いて、各年度の将来の利用者数や給付費を推計し、3年間の総給付費を算定しました。

■介護サービス給付費等の推計の流れ



(3) 介護保険サービスの給付費の見込み

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス <a>	6,987,240	7,241,679	7,420,500	8,394,923	9,242,883
訪問介護	805,105	817,579	843,060	935,584	1,030,178
訪問入浴介護	32,527	33,890	35,498	38,592	46,028
訪問看護	481,028	503,278	518,153	562,374	618,363
訪問リハビリテーション	24,003	24,890	25,197	28,211	31,770
居宅療養管理指導	188,825	197,010	201,594	221,228	245,217
通所介護	3,015,397	3,083,014	3,173,121	3,751,405	4,117,739
通所リハビリテーション	480,172	515,970	531,593	592,566	645,535
短期入所生活介護	840,836	851,579	858,359	959,238	1,071,226
短期入所療養介護（老健）	74,858	73,205	73,540	82,970	90,904
短期入所療養介護 （病院等・介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	461,807	483,558	500,877	552,865	611,098
特定福祉用具購入費	10,994	10,994	11,895	11,895	12,018
住宅改修	32,005	32,005	32,906	36,009	26,981
特定施設入居者生活介護	539,683	614,707	614,707	621,986	695,826
(2) 地域密着型サービス 	2,915,275	3,053,042	3,141,646	3,337,510	3,557,361
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	8,057	8,068	8,068	9,597	9,597
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	358,674	360,509	371,629	414,364	455,376
認知症対応型通所介護	41,571	44,821	46,257	59,258	66,951
小規模多機能型居宅介護	528,736	550,690	566,660	629,320	697,464
認知症対応型共同生活介護	910,753	1,011,467	1,018,029	1,030,483	1,131,196
地域密着型 特定施設入居者生活介護	111,786	114,370	121,783	140,662	157,857
地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	814,817	815,848	815,848	843,258	850,619
看護小規模多機能型居宅介護	140,881	147,269	193,372	210,568	188,301
(3) 施設サービス <c>	5,002,870	5,009,200	5,009,200	5,808,178	6,556,463
介護老人福祉施設	3,186,878	3,190,911	3,190,911	3,486,492	3,969,514
介護老人保健施設	1,527,216	1,529,148	1,529,148	1,980,128	2,201,147
介護医療院	288,776	289,141	289,141	341,558	385,802
(4) 居宅介護支援 <d>	796,147	820,635	848,420	951,685	1,039,228
介護給付費計 <a+b+c+d>	15,701,532	16,124,556	16,419,766	18,492,296	20,395,935

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス <a>	273,055	284,532	289,941	314,548	307,341
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	95,669	97,936	101,707	115,805	115,133
介護予防訪問リハビリテーション	13,117	13,134	13,572	14,416	14,875
介護予防居宅療養管理指導	6,956	7,063	7,204	8,064	8,064
介護予防通所リハビリテーション	57,613	58,480	58,480	58,781	58,251
介護予防短期入所生活介護	924	925	925	1,108	925
介護予防短期入所療養介護(老健)	575	576	576	576	576
介護予防短期入所療養介護 (病院等・介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	57,401	59,006	60,065	67,221	66,779
特定介護予防福祉用具購入費	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283
介護予防住宅改修	11,655	12,820	12,820	13,985	9,322
介護予防特定施設入居者生活介護	25,862	31,309	31,309	31,309	30,133
(2) 地域密着型 介護予防サービス 	10,697	16,028	17,862	19,517	14,612
介護予防認知症対応型通所介護	738	739	739	1,478	1,478
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,510	7,931	9,765	10,681	10,681
介護予防 認知症対応型共同生活介護	2,449	7,358	7,358	7,358	2,453
(3) 介護予防支援 <c>	56,128	59,086	59,788	67,050	66,580
予防給付費計 <a+b+c>	339,880	359,646	367,591	401,115	388,533

(単位：千円)

区分	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
総給付費	16,041,412	16,484,202	16,787,357	18,893,411	20,784,468
在宅サービス	8,633,192	8,879,943	9,169,123	10,410,177	11,359,921
居宅系サービス	1,590,533	1,779,211	1,793,186	1,831,798	2,017,465
施設サービス	5,817,687	5,825,048	5,825,048	6,651,436	7,407,082

(4) 保険料算定の基準となる標準給付費と地域支援事業費の算定

① 標準給付費見込み

第1号被保険者の保険料の算定の基準となる標準給付費は、基本施策1「介護サービスの量の見込み」で示したそれぞれのサービスの給付費の総額である総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス等給付費額、算定対象審査支払手数料を加えた合計額になります。

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
総給付費	16,041,412	16,484,202	16,787,357	49,312,971
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	408,362	416,347	423,438	1,248,147
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	384,545	392,128	398,806	1,175,479
高額医療合算介護サービス費等給付額	48,749	49,640	50,485	148,874
算定対象審査支払手数料	13,654	13,904	14,140	41,698
標準給付費見込額	16,896,722	17,356,220	17,674,226	51,927,168

※端数処理関係で計算が一致しない場合があります。

② 地域支援事業費見込み

地域支援事業費は以下のように見込みます。

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
介護予防・日常生活支援総合事業費	471,893	471,893	471,893	1,415,680
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	297,708	297,708	297,708	893,124
包括的支援事業(社会保障充実分)	75,141	75,141	75,141	225,423
地域支援事業費見込額	844,742	844,742	844,742	2,534,227

※端数処理関係で計算が一致しない場合があります。

(5) 第9期基準保険料額の算定

標準給付費に地域支援事業費を加えた給付費等総額のうち第1号被保険者が負担する分(23%)について、調整交付金や介護保険給付費準備基金の取り崩し及び保険料予定収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

■ 基準保険料額（月額）

給付費等総額	A	本計画期間（3年間）の給付費等総額 [A = B + C]	54,461,395 千円
標準給付費見込額（計）	B		51,927,168 千円
地域支援事業費見込額（計）	C		2,534,227 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 [D = A × 23%]	12,526,121 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 [E = (B + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%]	2,667,142 千円
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額	862,910 千円
市町村特別給付金等	G		3,900 千円
保険者機能強化推進交付金等の見込額	H		90,000 千円
介護保険給付費準備基金	I	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える介護保険給付費準備基金からの取り崩し	618,000 千円
保険料収納必要額	J	(J = D + E - F + G - H - I)	13,626,253 千円
予定保険料収納率	K	令和3年度・令和4年度の実績と令和5年度の収納実績等を勘案して推計	98.00 %
予定保険料収納額	L	(L = J / K)	13,904,340 千円
第1号被保険者数	M	所得段階別加入割合補正後の3年間の第1号被保険者数	196,702 人
基準保険料額（年額）	N	(N = L / M)	70,700 円
基準保険料額（月額）		1か月あたりの第1号被保険者基準保険料 70,700円(年額) ÷ 12月	5,891 円
(参考) 第8期 基準保険料額（月額）			5,891 円
(参考) 増減額（第9期－第8期）			0 円

(6) 所得段階別における保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下	0.285 (0.455)	20,100円 (32,100円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	0.485 (0.685)	34,200円 (48,400円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える	0.685 (0.69)	48,400円 (48,700円)
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下	0.90	63,600円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える	1.00 (基準額)	70,700円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.30	91,900円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.50	106,000円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.70	120,100円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.90	134,300円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	2.10	148,400円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.30	162,600円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.50	176,700円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満	2.70	190,800円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円以上1,000万円未満	2.80	197,900円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	2.90	205,000円

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の保険料率及び保険料です。なお、()内が保険料軽減措置適用前の保険料率及び保険料です。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

基本施策3 制度の円滑な運営

(1) 介護給付費の適正化推進

介護サービスの利用増加に伴い、質の高いサービスを提供するとともにサービス費用及びサービスを提供する人員をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することが必要となります。過剰なサービスや不適切なサービスの提供を防止し、利用者の自立した日常生活を支援するための介護サービスが提供されるよう取組を行うことが重要となります。

介護が必要となった人が、心身の状況に応じて適正に認定され、自立した日常生活に資する適切な介護サービスを受けられるよう、効果的・効率的に事業を実施するため、群馬県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、点検を行います。

(2) 実施目標

① 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業者、施設、介護支援専門員が実施した変更や更新認定などの認定調査内容について市職員が点検します。また、適正・適切かつ公平な要介護認定を行うため、認定調査員を対象とした研修や認定審査会の委員研修を開催し、認識の共通化を図り、平準化を推進します。

② ケアプランの点検等

住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査をケアプラン点検に統合し実施することを目指します。県によるアドバイザー派遣事業を活用しながら介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査により、市職員など第三者がその内容の点検、指導を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

入院情報などと介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を今後も継続して実施します。

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
要介護認定の適正化	通年実施	通年実施	通年実施
ケアプランの点検等	通年実施	通年実施	通年実施
医療情報との突合・縦覧点検	全件確認	全件確認	全件確認

(3) 低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由で介護保険の利用ができなかったり、制限されたりすることがないように、個別の事情に応じた減免を実施します。

介護保険制度での施設サービス利用者に対する軽減事業の負担限度額認定では、公平公正な審査に努めます。(負担限度額認定) また、収入が低く、さらに生計困難な方に対しては、社会福祉法人がその社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減し、予算の範囲内で実施法人に対し、市が助成を行います。(社会福祉法人等による利用者負担軽減(助成)事業)

(4) 保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金

事業者の悪質な不正請求等が発生しないよう実態把握に努め、適正な給付への指導監督を行うとともに、情報の分析・提供や保険者による政策評価を強化していきます。また、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、市内圏域ごとの実態や特徴等を把握、それらを分析し、バランスの取れた効果的な事業運営を行います。

(5) 連携体制

本計画を作成する過程で、本市は県と連携し、計画を作成します。また、県支援や助言を踏まえながら、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市の実情及び地域課題を分析することや、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取組を進めます。

さらに、業務の効率化の観点においても県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組みます。

加えて、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等必要な情報の積極的な把握に努めます。また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、積極的に県に情報提供します。

基本施策4 要介護状態となることの予防及び重度化防止

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。

市では、サービスを必要とする人に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、高齢者が要介護者等にならない取組や、重度化を防止する取組を重点的に行います。

それらの取組を進めるために、地域包括ケアシステムの構築状況を点検・評価し、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげるとともに、成果指標を掲げ高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができることを目指します。

また、高齢者の自立支援・重度化防止を推進するために交付される保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者福祉施策及び介護予防施策の充実に努めます。

(1) 高齢者の介護予防の取組

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域活動などに参加できる機会を増やしていくことが重要です。

また、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となることで、より良い地域づくりにつなげていくことも重要となっています。

介護予防事業の充実や、地域介護予防活動支援事業の担い手の人材を養成し、介護予防活動の場の拡大・充実を支援します。

(2) 要支援・要介護認定者の重度化防止

要支援・要介護者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を続けられるよう、介護サービスの未利用者を把握し、必要な援助や支援につなげるため、介護サービス事業者や地域包括支援センター等との連携を図ります。

また、リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の構築を推進します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の進行管理体制

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、引き続き「太田市介護保険運営協議会」を定期的開催し、必要に応じて計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

また、3年毎に作成する事業計画の際に、それらの問題点や改善点を計画に反映することとします。

第2節 関係機関との連携

高齢者を取り巻く社会環境はますます多様化するとともに、その福祉の向上を図るためには、保健・医療・福祉の連携だけでは補いきれない面があります。

そのため、関連部署における施策に対する取組も重要であることから、幅広く庁内各部課・関係機関等との連携・強化を図り、高齢者に関わる施策を効果的に推進します。

第3節 進捗管理の方法

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

なお、評価の実施にあたっては、各事業を実施する担当各課の評価の他に、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、PDCAサイクルを回していくことが重要です。

こうした毎年度の評価を行い、市民のニーズや地域の状況、社会経済情勢の変化などに対応して、令和22（2040）年度に向けて、必要な見直しを行っていきます。



資料編

1 太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属	備 考
被保険者を代表する者	掛川 武之助	市民公募	
	木村 羚子	市民公募	
	齋藤 健司	市民公募	
	坂下 弘子	市民公募	
	田村 通明	市民公募	
	富岡 文男	市民公募	
	吉田 春美	市民公募	
公益を代表する者	橋本 洋一郎	太田市区長会 地区会長	
	大 島 昇	太田市民生児童委員協議会 副会長	
介護に関し学識又は 経験を有する者	桑原 敦志	高崎健康福祉大学教授	会長
	浅沼 郁子	群馬県介護支援専門員協会 太田支部長	副会長
	黒田 真一	群馬大学教授	
介護サービスに関する 事業に従事する者	岩 瀬 茂	太田市薬剤師会 会長	
	穎原 禎人	太田市医師会 理事	
	島崎 政人	太田新田歯科医師会 診療委員会担当理事	
	一ノ瀬 和也	太田市老人福祉施設協議会 会長	
	岩澤 とみ子	SUBARU健康保険組合 太田記念病院 副院長兼看護部長	
医療保険者を代表する者	佐藤 淳貴	SUBARU健康保険組合 群馬支部 事務長	
市関係職員	富岡 和正	福祉こども部部長	
	大澤 美和子	健康医療部部長	

2 太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定経過

日付	項目	内容
2023年 2月1日～ 6月30日	太田市介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査	在宅介護実態調査
6月21日～ 7月16日	太田市介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
7月27日	第1回 太田市介護保険運営協議会及び 太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について ・策定業務スケジュール（予定）について
11月27日	第2回 太田市介護保険運営協議会及び 太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・太田市の現状について ・太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について
12月1日～ 2024年 1月10日	パブリック・コメントの実施	
1月22日	第3回 太田市介護保険運営協議会及び 太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント実施結果について ・太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（最終案）について ・第9期介護保険料（案）について

3 太田市介護保険条例（抜粋）

平成17年3月28日

条例第171号

第6章 介護保険運営協議会

（設置）

第22条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、市民の意見を十分に反映しながら行われるよう、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第23条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する重要なこと。

（意見の具申）

第24条 協議会は、前条の規定により調査及び審議をした結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第25条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者 7人
- (2) 公益を代表する者 2人
- (3) 介護に関し学識又は経験を有する者 3人
- (4) 介護サービスに関する事業に従事する者 5人
- (5) 医療保険者を代表する者 1人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、委員を再任することができる。

5 市長は、第2項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できるだけ被保険者各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任されるようにしなければならない。

（会長）

第26条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第27条 協議会の庶務は、介護保険事業を主管する課において処理する。

(平20条例2・平21条例11・平27条例15・平30条例28・一部改正)

(会議)

第28条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 太田市高齢者福祉計画及び太田市介護保険事業計画を策定するため、太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 太田市高齢者福祉計画の策定に関し、検討を行うこと。
- (2) 太田市介護保険事業計画の策定に関し、検討を行うこと。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、市長が委嘱した太田市介護保険運営協議会委員並びに福祉こども部長及び健康医療部長の職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じ、専門的助言者を加えることができる。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、太田市介護保険運営協議会会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、太田市介護保険運営協議会職務代理者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(計画策定部会)

第6条 策定委員会の補助機関として計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は、健康医療部副部長を、副部会長は、福祉こども部副部長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員及び部会委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会及び部会の庶務は、介護サービス課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

計画策定部会委員
福祉こども部副部長
健康医療部副部長
長寿あんしん課長
健康づくり課長
健康づくり課主幹
国民健康保険課長
医療年金課長
介護サービス課長

5 用語解説

－英字－

■ ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳され、インターネットを活用した情報処理や通信技術の総称です。

■ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

Advance Care Planning の略称で、将来の変化に備え将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組のことです。

■ SDGs（エス・ディー・ジーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略称で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

■ SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service の略称で、人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービスです。

－あ行－

■ アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人に対して訪問等により、積極的に働きかけて情報・支援を届けることです。

■ 安心カード

かかりつけ医や今かかっている病気、常用している薬などの情報を専用の容器に入れ、自宅冷蔵庫に保管し万一の救急時に備えるカードのことです。

■ 運動器

人の身体を動かすために働いている組織で、骨、筋肉、関節、神経などのことを指します。運動器は各組織の連携により動いており、どれかひとつでも組織が欠けると身体はうまく動くことが出来なくな

り、日常生活に支障をきたすようになります。

■おうかがい市バス

外出が困難な交通環境にある、70歳以上の高齢者等の市民の通院や買い物を支援することを目的として運行しています。自宅から停留所（目的地）まで行ける乗り合いバスです。

－か行－

■介護医療院

要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活用の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

■介護サービス情報公表システム

全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。介護保険法の規定に基づき都道府県が行う「介護サービス情報の公表制度」の運用のために、厚生労働省が設置しています。このシステムを使い、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供しています。

■介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、ケアプランを立て、在宅または施設で適切なサービスが利用できるように、市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

■介護保険制度

平成12年4月から始まった介護を公的に支えるための保険制度で、介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。65歳以上全員と、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象となり、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用します。

■介護予防

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものです。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

新規入所は原則として要介護3以上となる、常に介護が必要で自宅での介護が困難な方のための施設

です。施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事など日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

■介護老人保健施設

要介護1から要介護5の認定者が対象となります。病状が安定していて、入院の必要はないものの療養が必要な要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事など日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行い、在宅復帰を目指す施設です。

■課税年金収入額

国民年金や厚生年金、普通恩給などの市民税の課税対象となる年金収入額の合計で、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金・傷病恩給等は含まれません。

■キャラバン・メイト

認知症サポーターを要請するために開催する認知症サポーター養成講座の講師を、基本的にボランティアで努める人のことです。キャラバン・メイトになるには研修を受ける必要があります。

■居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入をいいます。

■ケアプラン

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャーがそれぞれの人の心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画です。

■ケアマネジメント

ケアマネジャーが、個々の要介護者等の解決すべき課題や状態に即した「利用者本位の介護サービス」が適切かつ効果的に提供されるように調整を行うことをいいます。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

※介護支援専門員を参照

■健康寿命

健康上の問題がなく、日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

■高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が後から支給されるものです。

■高額介護サービス費

介護サービスの利用者自己負担合計額が高額となった場合、利用者負担上限額を超えた分が後から支給されるものです。

■後期高齢者

75歳以上の高齢者のことをいいます。

■合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

■高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことです。一般的に65歳以上人口の割合が7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれています。

■コミュニティソーシャルワーカー

社会福祉の立場から経済的、心理的、社会的問題を抱える人の相談に応じ、支援の手を差し伸べ問題解決を図る社会福祉の専門職のことです。

－さ行－

■作業療法士

医師の指示のもとに身体または精神に障害のある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図る専門家です。

■社会福祉協議会

社会福祉法 107 条によって法的根拠をもち、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者によ

り構成され、住民主体の理念に基づき、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整などを行う、市区町村・都道府県・指定都市・全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

■消費生活センター

地方公共団体が消費者保護のために設置している行政機関です。業務としては、事業者との間に生じた契約トラブルに対する消費生活相談や消費者啓発活動、生活（衣食住）に関する情報提供などを行っています。

■シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、各区市町村ごとに設置されている営利を目的としない公益社団法人です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的とした施設です。

■成年後見支援センター

住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイス、親族の後見人を引き受けている方などの後見活動の相談に応じます。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のことです。

■世帯

毎年4月1日現在の世帯（年度途中で65歳になる人や市外から転入した人はその時点）を基準にしています。

■前期高齢者

65歳以上74歳以下の高齢者のことをいいます。

－た行－

■第1号被保険者

市内に住所を有する65歳以上の方をいいます。

■第2号被保険者

市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。

■団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22～24年）に生まれた世代のことをいいます。

■地域共生社会

同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

■地域支援事業

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、要介護状態となった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。以下の3つの事業があります。

○介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業における介護予防・生活支援サービス、一般介護予防、介護予防ケアマネジメント等

○包括的支援事業

地域包括支援センター運営、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護給付費等適正化、家族介護支援、成年後見制度利用支援等

○任意事業

生活支援体制整備、在宅医療・介護連携推進、認知症総合支援、地域ケア会議推進

■地域包括ケアシステム

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるように「住まい」「生活支援・介護予防」「医療」「介護」を一体的に受けられる支援体制のことです。

■地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支えるための情報システムのことです。

■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。平成 18 年 4 月の介護保険法の改正に伴い太田市では地域包括支援センターを設置しています。第 6 期計画から日常生活圏域を 4 圏域から 9 圏域にして、直営 1 ケ所から、9 事業所に業務委託しています。主な業務として、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援などがあります。

■地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅または地域で生活を続けられるように、住んでいる市町村内で利用できる介護保険サービスの事です。市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスで、施設などの規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されており、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。

■ちょいサポ隊

市内在住の 65 歳以上の高齢者のみの世帯を対象にシルバー人材センター会員が提供するサービスです。日常のちょっとした困りごと（室内の清掃、植木の水やり、電球の交換、お墓の清掃、蛇口のパッキン交換、灯油の買い出し、落ち葉清掃等）をサポートします。

■調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の格差を調整するために国が交付するものです。

■特定健康診査

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検査のことで、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に実施しています。

■特定入所者介護サービス費

介護保険施設入所者等の人で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。

特定入所者介護サービス費の利用には、申請が必要となります。

－な行－

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める圏域のことです。

■日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活を送ることができるよう福祉サービスや日常的金銭管理に関する援助を行います。

■認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に集える場所のことです。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症に関する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やその家族に対して手助けをする人のことです。

■認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族を訪問して、認知症についての困り事や心配事などについて相談に応じる、認知症の専門家によって構成されたチームです。必要に応じて、適切な医療サービスや介護サービスを紹介します。概ね6ヶ月の期間、集中的に支援します。

■認知症地域支援推進員

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で暮らしつづけることができるように、地域の実状に応

じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の方やそのご家族への支援・相談業務等を行う人のことです。

太田市では各地域包括支援センターに1名ずつ、合計9名配置されています。

■認定率

被保険者に対する要支援・要介護認定者の割合です。第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者のことをいいます。

－は行－

■8050問題

80代の高齢の親が、長年引きこもる50代の子どもの面倒をみることにより、経済的・精神的・身体的にも不安定になる社会問題のことをいいます。

■バリアフリー

広義では健常者を含むすべての人々に対して、行動などに障壁がない状態を指しますが、一般的には、高齢者や何らかの障害がある人が行動しやすいうように、建造物や移動手段に関する障壁が取り除かれることを意味します。

■ふれあい相談員

太田市高齢者地域自立支援事業（家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感を解消し、健康で自立した生活が送れるよう支援するための事業。）を推進する人のことです。市内の各行政センターに配属されています。

■フレイル

加齢に伴い、筋力や心身の活動が低下した状態のことです。

－ま行－

■民生委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

ーや行ー

■要介護度

要介護認定、要支援認定で判定される介護の必要性の程度等を表します。要介護認定等の結果、要介護者、要支援者のいずれにも該当しない「非該当」と判定される場合もあります。

要介護：(要介護1から要介護5の5段階) 継続して常時介護を必要とする状態であり、介護給付を利用できます。

要支援：(要支援1、要支援2の2段階) 日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であり、今の状態を改善あるいは維持するための予防給付を利用できます。

非該当：介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。

■要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定を指します。

ーら行ー

■理学療法士

病気や外傷などによって身体に障害が生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家です。

■リハビリテーション

疾病や傷害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいいます。

■老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

はつらつプラン 21

太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

発行：太田市

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
(0276) 47-1111 (代表)

<https://www.city.ota.gunma.jp/>

編集：太田市 健康医療部 介護サービス課

発行日：令和6年3月